裁判員等経験者に対するアンケート 調査結果報告書(平成23年度)

平成24年3月

最高裁判所

*本報告書を読む際の注意

- 1.「n」は質問に対する総回答数であり,%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2. 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
 - M.A.: 1回答者が2以上の回答をすることができる質問(Multiple Answersの略)。 通常,各比率の合計は100%を超える。
- 3.集計値(比率)は小数点第二位を四捨五入しているため,
 - a)単数回答の質問であっても,各比率の合計は100%にならない場合がある。
 - b)小数点第二位が4以下の数値の場合,「0.0%」と表記されている。
- 4.集計結果上,表記している「不明」とは,無回答や回答拒否等により質問選択肢での回答を得られなかった場合を示す。

目 次

調査概要

- 1.調査目的
- 2.調查対象
- (1)調査対象事件
- (2)調査対象者

調査結果の要約

- 1.裁判員に対するアンケート結果
- 2.補充裁判員に対するアンケート結果
- 3.裁判員候補者に対するアンケート結果

調査結果の詳細

- 1.裁判員に対するアンケート結果
- (1)選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(問1)
- (2)裁判員等選任手続について(問2)
 - ()質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど
 - ()質問手続中の待ち時間についてなど
- (3) 審理について
 - ()審理内容の理解しやすさ(問3)
 - ()法廷での検察官,弁護人,裁判官の説明等のわかりやすさ(問4)
 - () 法廷での手続全般について理解しにくかった理由(問5)
- (4)評議について
 - () 評議における話しやすさ(問6)
 - () 評議における議論の充実度(問7)
 - ()評議の進め方(裁判官の進行,評議の時間,休憩の取り方など)についての意見や感想など(問8)
- (5)裁判員を務めた感想等について
 - ()裁判員に選ばれる前の気持ち(問9)及びその理由(問10)
 - ()裁判員として裁判に参加した感想(問11)及びその理由(問12)
- (6)裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備 など)について
 - ()全体的な印象(問13-1)
 - ()裁判所の対応について感じたこと(問13-2)
- (7)その他の全般的な意見や感想など(問14)

- 2.補充裁判員に対するアンケート結果
- (1)選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(問1)
- (2)裁判員等選任手続について(問2)
 - () 質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど
 - ()質問手続中の待ち時間についてなど
- (3) 審理について
 - ()審理内容の理解しやすさ(問3)
 - () 法廷での検察官,弁護人,裁判官の説明等のわかりやすさ(問4)
 - ()法廷での手続全般について理解しにくかった理由(問5)
- (4)評議について
 - ()評議における話しやすさ(問6)
 - ()評議の進め方(裁判官の進行,評議の時間,休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)
- (5)補充裁判員を務めた感想等について
 - ()補充裁判員に選ばれる前の気持ち(問8)及びその理由(問9)
 - ()補充裁判員として裁判に参加した感想(問10)
 - ア 補充裁判員として裁判に参加し,「よい経験」と感じた理由(問11 -1)
 - イ 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じなかった理由(問 11-2)
- (6)裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備 など)について
 - ()全体的な印象(問12-1)
 - ()裁判所の対応について感じたこと(問12-2)
- (7) その他の全般的な意見や感想など(問13)
- 3.裁判員候補者に対するアンケート結果
- (1)選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(問1)
- (2)裁判員等選任手続について(問2)
 - ()質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど
 - ()質問手続中の待ち時間についてなど
- (3)裁判員として選ばれることについての気持ち(問3)
- (4)裁判員に選ばれなかった感想(問4-1)及び「不満である」と答えた理由(問4-2)
- (5)裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備 など)について
 - ()全体的な印象(問5 1)
 - ()裁判所の対応について感じたこと(問5-2)
- (6)その他の全般的な意見や感想など(問6)

資料編

- 1.調査票(付:単純集計結果)
- (1)裁判員アンケート
- (2)補充裁判員アンケート
- (3)裁判員候補者アンケート
- 2.集計表(クロス集計結果)
- (1)裁判員アンケートの集計結果
- (2)補充裁判員アンケートの集計結果
- (3)裁判員候補者アンケートの集計結果
- 3. 自由記載分類・整理表
- (1)裁判員アンケートの集計結果
- (2)補充裁判員アンケートの集計結果
- (3)裁判員候補者アンケートの集計結果

調査概要

1.調查目的

本アンケート調査は,裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し,意見・要望など主観的要素を調査・把握し,その結果を集計・分析して,裁判員制度の運用等の改善につなげることを目的とするものである。

2.調查対象

(1)調査対象事件

本報告書は,平成23年1月以降,同年12月末日までに全国60の地方裁判所本庁または裁判員裁判取扱支部に提出された裁判員等アンケートの結果を取りまとめたものである(図表1「庁別対象事件数と回収票数」参照。なお,対象事件数は,調査対象期間中に提出のあったアンケートを基にしており,かつ,区分審理が行われた裁判では裁判員等の参加した審理ごとに事件数を計上しているため,同期間内に実施した裁判の数とは一致しない場合がある。)。

これら事件を審理の実日数別にみると、「3日」が34.8%を占め、最も多い実日数となっている。次いで、「1日又は2日」が32.4%、「4日」が17.7%、「6日以上」が8.1%となっており、「5日」は7.0%である(図表2「(1)審理の実日数」参照)。

また,これら事件を自白・否認別にみると,「自白」事件が59.9%を占め,「否認」 事件は40.1%である(図表2「(2)自白・否認の別」参照)。

「審理の実日数」は,実際に審理を行った日のみ(審理及び評議を行った日を含む。)を計上したものであり,裁判員等選任手続や評議,判決宣告のみを行った日は含まない。本アンケートの対象となった事件の中には,裁判員等選任手続や評議,判決宣告のみを行った日を含むものもあるが,その場合,裁判員または補充裁判員が実際に裁判所で職務に従事した実日数の合計は,「審理の実日数」にこのような日の日数を加えたものになる。なお,平成21年度及び平成22年度の報告書における「審理の実日数」には,評議のみを行った日を含むことに留意されたい。

「自白・否認の別」にいう「否認」には,一部否認も含む。

「審理の実日数」、「自白・否認の別」に係る数値は,いずれも本アンケート調査において用いたアンケート用紙の「裁判所記入欄」の記載に基づく集計による。

(2)調査対象者

裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、本アンケート調査の協力を求めたところ、調査対象期間中、合計40、146名から回答が得られた。その内訳をみると、裁判員経験者が8,458名、補充裁判員経験者が2,670名、裁判員候補者経験者が29,018名である(図表1参照。なお、当初補充裁判員に選任され、その後、裁判員に選任された者については、裁判員用のアンケートのみについて協力を依頼した。)。調査対象期間中にアンケート用紙を配布した人数を分母とした場合の回収率は、裁判員経験者が97.6%、補充裁判員経験者が92.4%、裁判員候補者経験者が97.1%である。

これら調査対象者の属性をみると、性別については、「男性」が53.7%、「女性」が44.4%となっている。また、年齢については、法律上、希望すれば辞退することができることとされている「70歳以上」の割合は少ないものの、20代から60代までの幅広い年代にわたっている。職業別では、「お勤め」が52.7%と最も多い層となっており、「パート・アルバイト」、「専業主婦・主夫」、「無職」がこれに続いている。「育児」や「介護」をしている人も参加しており、育児・介護のいずれか、または、その双方をしている人の割合は、調査対象者全体の19.4%を占めている(図表3「対象者属性」参照)。

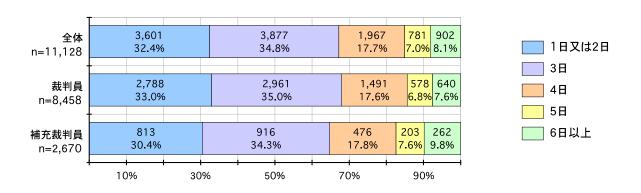
図表 1 庁別対象事件数と回収票数

	対象事件数	裁判員	補充裁判員	候補者	合計
東京地方裁判所	120	714	230	2,393	3,337
東京地方裁判所立川支部	33	167	58	657	882
横浜地方裁判所	73	426	136	1,443	2,005
横浜地方裁判所小田原支部	10	59	19	174	252
さいたま地方裁判所	75	414	135	1,717	2,266
千葉地方裁判所	190	1,121	336	3,543	5,000
水戸地方裁判所	24	142	45	475	662
宇都宮地方裁判所	25	142	48	547	737
前橋地方裁判所	21	97	33	340	470
静岡地方裁判所	8	48	15	156	219
静岡地方裁判所沼津支部	13	78	25	268	371
静岡地方裁判所浜松支部	7	42	17	139	198
甲府地方裁判所	11	66	18	246	330
長野地方裁判所	11	66	25	238	329
長野地方裁判所松本支部	11	65	25	272	362
新潟地方裁判所	12	70	25	276	371
大阪地方裁判所	113	651	216	2,330	3,197
大阪地方裁判所堺支部	36	209	65	579	853
京都地方裁判所	33	197	63	646	906
神戸地方裁判所	41	242	83	780	1,105
神戸地方裁判所姫路支部	15	81	25	260	366
奈良地方裁判所	11	63	25	233	321
大津地方裁判所	17	99	26	307	432
和歌山地方裁判所	11	66	22	233	321
名古屋地方裁判所	65	370	94	1,284	1,748
名古屋地方裁判所岡崎支部	20	120	26	464	610
津地方裁判所	15	89	28	359	476
岐阜地方裁判所	23	138	46	571	755
福井地方裁判所	7	42	10	142	194
金沢地方裁判所	10	60	21	208	289
富山地方裁判所	4	24	8	72	104
広島地方裁判所	32	180	66	678	924
山口地方裁判所	5	30	11	87	128
岡山地方裁判所	29	174	68	606	848
鳥取地方裁判所	3	18	6	51	75
松江地方裁判所	3	18	5	40	63
福岡地方裁判所	54	314	107	861	1,282
福岡地方裁判所小倉支部	13	77	27	220	324
佐賀地方裁判所	6	36	11	105	152
長崎地方裁判所	5	30	10	89	129
大分地方裁判所	13	78	27	248	353
熊本地方裁判所	11	65	12	219	296
鹿児島地方裁判所	19	114	37	384	535
宮崎地方裁判所	8	48	14	180	242
那覇地方裁判所	15	90	30	324	444
仙台地方裁判所	19	114	27	438	579
福島地方裁判所	13	77	14	228	319
福島地方裁判所郡山支部	12	72	14	216	302
山形地方裁判所	9	54	9	196	259
盛岡地方裁判所	5	30	10	115	155
秋田地方裁判所	4	24	9	95	128
青森地方裁判所	14	84	27	315	426
札幌地方裁判所	35	210	68	796	1,074
函館地方裁判所	6	36	12	142	190
旭川地方裁判所	7	42	9	127	178
釧路地方裁判所	11	66	21	201	288
高松地方裁判所	12	72	24	210	306
徳島地方裁判所	8	48	15	159	222
高知地方裁判所	6	30	10	140	180
松山地方裁判所	10	59	22	196	277
全 体	1,452	8,458	2,670	29,018	40,146

⁽注)対象事件数は,平成23年1月以降,同年12月末日までに提出のあったアンケートを基にしており,かつ,区分審理が行われた裁判では裁判員等の参加した審理ごとに事件数を計上しているため,同期間内に実施した裁判の数とは一致しない場合がある。

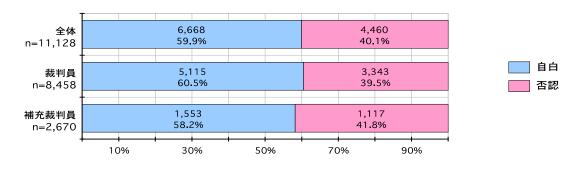
図表 2 対象事件について(審理の実日数及び自白・否認の別)

(1)審理の実日数(裁判員,補充裁判員のみ)



「審理の実日数」は,実際に審理を行った日のみ(審理及び評議を行った日を含む。)を計上したものであり,裁判員等選任手続や評議,判決宣告のみを行った日は含まない。本アンケートの対象となった事件の中には,裁判員等選任手続や評議,判決宣告のみを行った日を含むものもあるが,その場合,裁判員または補充裁判員が実際に裁判所で職務に従事した実日数の合計は,「審理の実日数」にこのような日の日数を加えたものになる。

(2)自白・否認の別(裁判員,補充裁判員のみ)

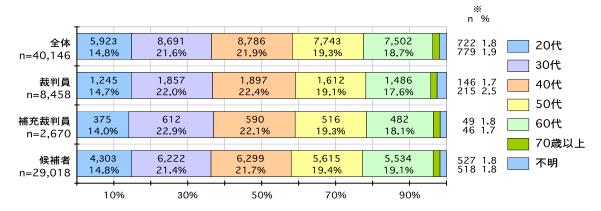


図表 3 対象者属性

(1)性 別

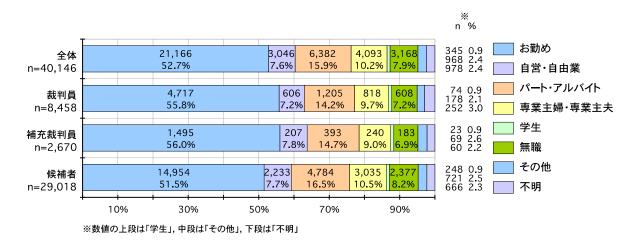


(2)年 龄

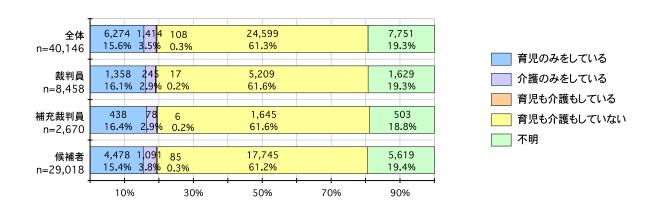


※数値の上段は「70歳以上」, 下段は「不明」

(3)職業



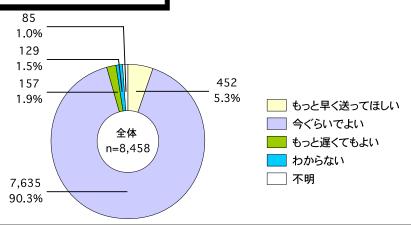
(4)育児・介護



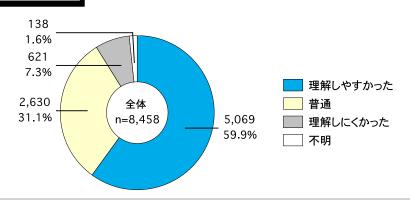
調査結果の要約

1. 裁判員に対するアンケート結果

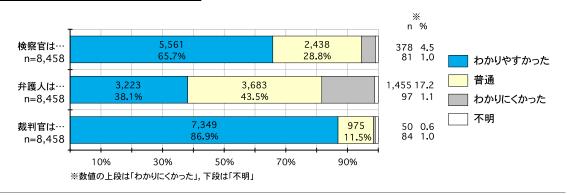
問 1.選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ



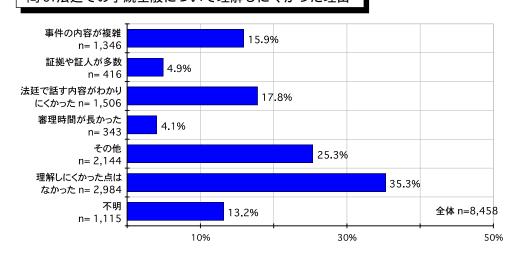
問3.審理内容の理解しやすさ



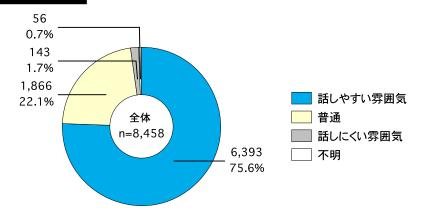
問 4. 法廷での説明等のわかりやすさ



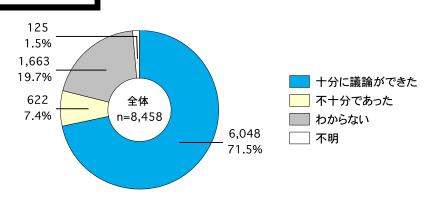
問5.法廷での手続全般について理解しにくかった理由



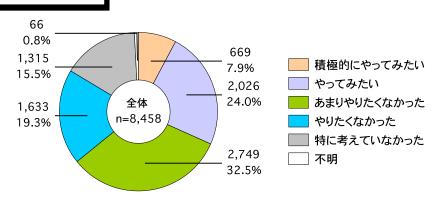
問 6.評議における話しやすさ



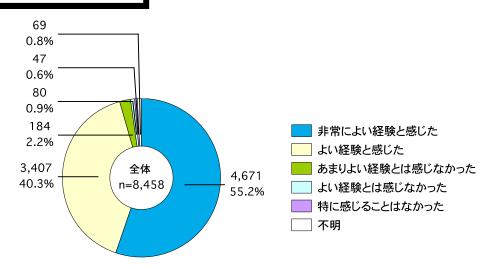
問7.評議における議論の充実度



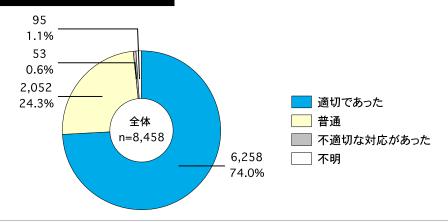
問9.裁判員に選ばれる前の気持ち



問 11.裁判員として裁判に参加した感想



問 13-1.裁判所の対応に対する全体的な印象

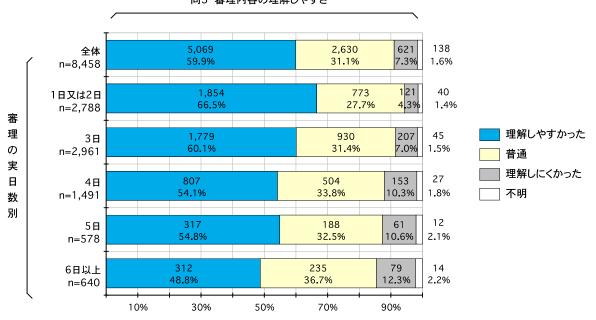


審理の実日数別×問3.審理内容の理解しやすさ

問3 審理内容の理解しやすさ

問3 審理内容の理解しやすさ

50%



自白・否認の別×問3.審理内容の理解しやすさ

10%

1,768

52.9%

30%

全体

n=8,458

自白事件

n=5,115

否認事件

n=3,343

自

白

否

認

の

别

5,069 2,630 621 138 59.9% 31.1% 7.3% 1.6% 理解しやすかった 普通 256 3,301 1,483 75 64.5% **\$**.0% 29.0% 1.5% 理解しにくかった

1,147

34.3%

70%

一不明

63

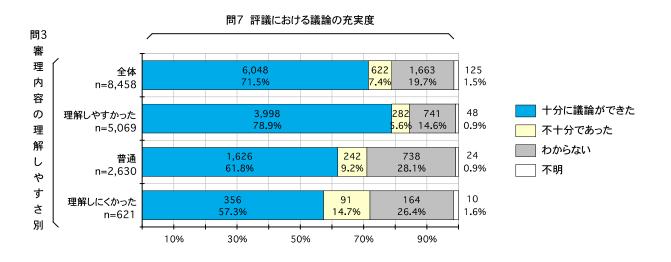
1.9%

365

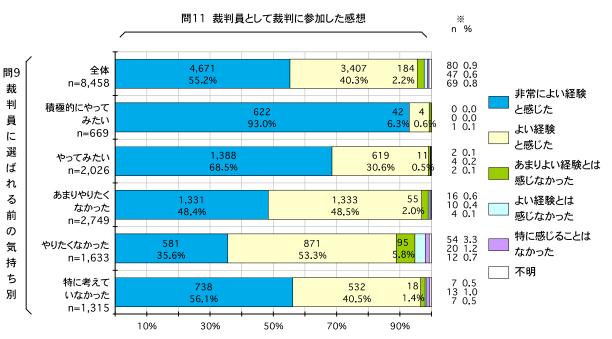
10.9%

90%

問3.審理内容の理解しやすさ別×問7.評議における議論の充実度

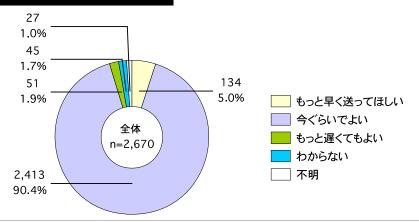


問 9. 裁判員に選ばれる前の気持ち別×問 11. 裁判員として裁判に参加した感想

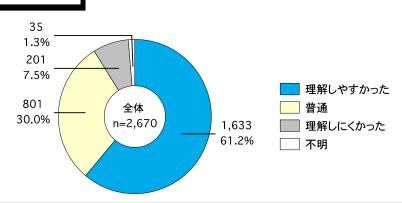


2. 補充裁判員に対するアンケート結果

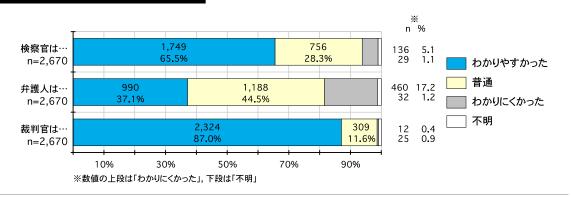
問1.選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ



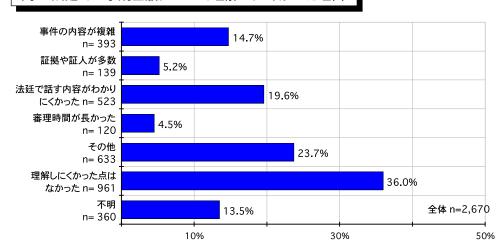
問3.審理内容の理解しやすさ



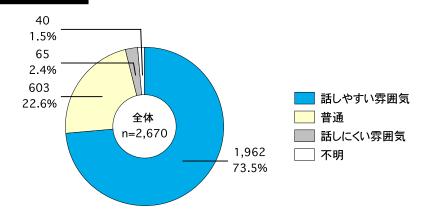
問 4. 法廷での説明等のわかりやすさ



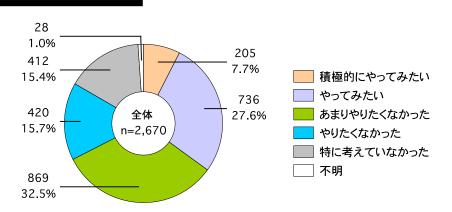
問5.法廷での手続全般について理解しにくかった理由



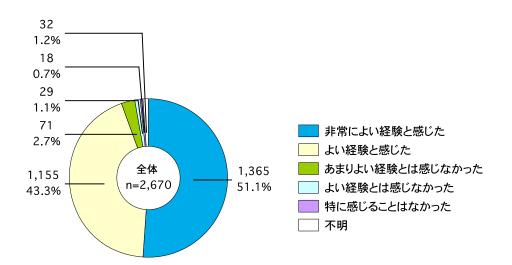
問 6.評議における話しやすさ



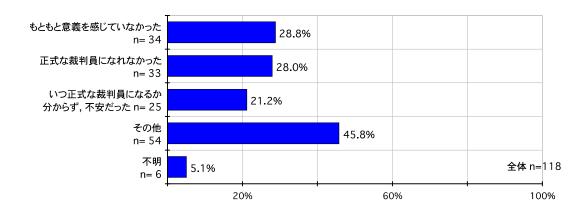
問8.補充裁判員に選ばれる前の気持ち



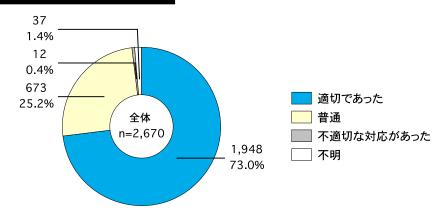
問 10. 補充裁判員として裁判に参加した感想



問 11-2.「よい経験」と感じなかった理由

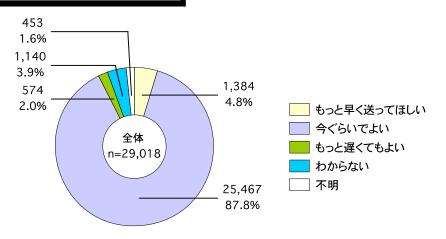


問 12-1.裁判所の対応に対する全体的な印象

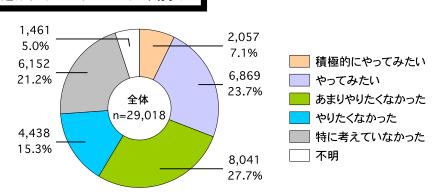


3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

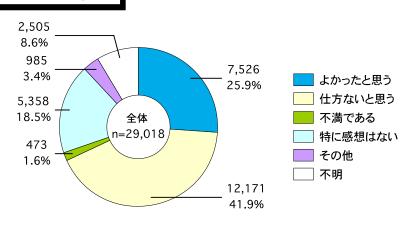
問1.選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ



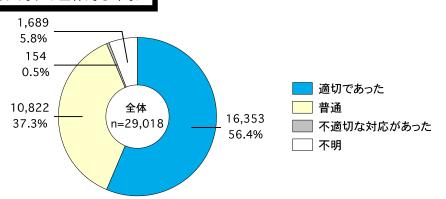
問3.裁判員として選ばれることについての気持ち



問 4-1.裁判員に選ばれなかった感想



問 5-1.裁判所の対応に対する全体的な印象



調査結果の詳細

1.裁判員に対するアンケート結果

(1)選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

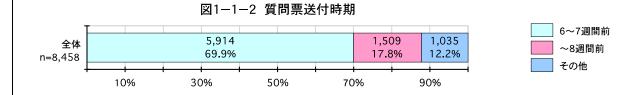
問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から,日程をお知らせした時期について,どのように思われましたか。



「今ぐらいでよい」とする回答が90.3%を占めている。他方,「もっと早く送ってほしい」とする回答は5.3%,「もっと遅くてもよい」とする回答は1.9%である。

なお、「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」と回答した対象者には、実際に受け取った日よりも何週間前または後が適切か記入してもらった。その具体的回答から算出される「希望送付時期」と、「今ぐらいでよい」と答えた人の実際の「質問票送付時期」から、参考として希望送付時期に関する平均値を算出したところ、6.62週間という結果となった。

注:質問票送付時期と実際に対象者が受け取った日は数日のタイムラグが生じるが,送付時期=受領時期とみなして計算した。なお,「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。

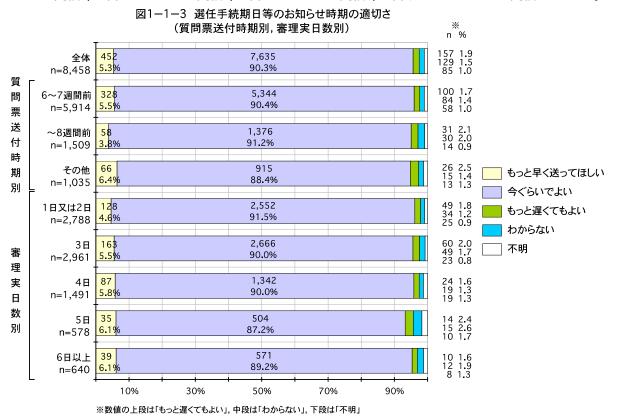


「6週間~7週間前」が69.9%で最も多く,以下「~8週間前」(17.8%),「その他」(12.2%)となっている。

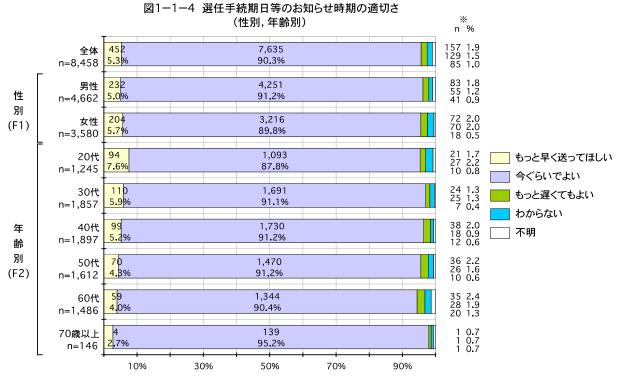
平均値の計算にあたっては,送付時期が「6週間~7週間前」の場合は"6",「~8週間前」の場合は"8",「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを質問票送付時期別,審理実日数別でみたのが,図1-1-3である。質問票送付時期別,審理実日数別でみると,どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が90%ほどとなっている。

なお,審理実日数別での希望送付時期の平均値は,1日又は2日で6.59週間前,3日で6.64週間前,4日で6.64週間前,5日で6.59週間前,6日以上で6.59週間前であった。

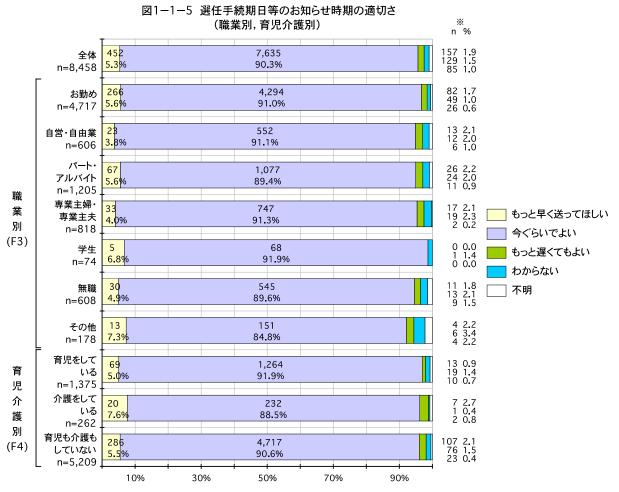


選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別,年齢別でみたのが,図1·1·4である。性別でみると,男女間で大きな差はみられない。



選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別,育児介護別でみたのが,図1·1·5である。職業別でみると,お勤めの層の5.6%,自営・自由業の層の3.8%,パート・アルバイトの層の5.6%が「もっと早く送ってほしい」と回答している。

育児介護別では,介護をしている層で「もっと早く送ってほしい」との回答が7.6%と他の層よりも高くなっている。



(2)裁判員等選任手続について(問2)

裁判員等選任手続に関して,()質問手続中の手続の進め方・受けた質問について,()質問手続中の待ち時間について,の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお,記述内容は項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該 複数の項目に分類した。

()質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど

全8,458名中,回答があったのは3,906名である。

特に項目を特定することなく,全般的に問題がなかったとするものが最も多く,説明がわかりやすかった,進行の手順が適切だったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(139頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

()質問手続中の待ち時間についてなど

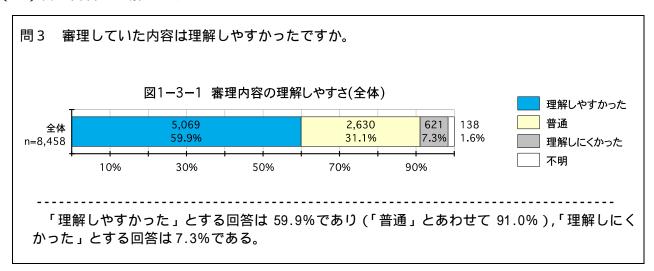
全8,458名中,回答があったのは3,753名である。

所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く,項目を明示することなく 適切だったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(142頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(3) 審理について

) 審理内容の理解しやすさ



審理内容の理解しやすさを審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図1.3.2である。

「理解しやすかった」と回答した割合は,審理実日数が1日又は2日の場合,66.5%であるの に対し,審理実日数が6日以上の場合,48.8%となっている。

自白・否認別では、「理解しやすかった」との回答が、自白事件において 64.5%であるのに対 し,否認事件においては52.9%である。

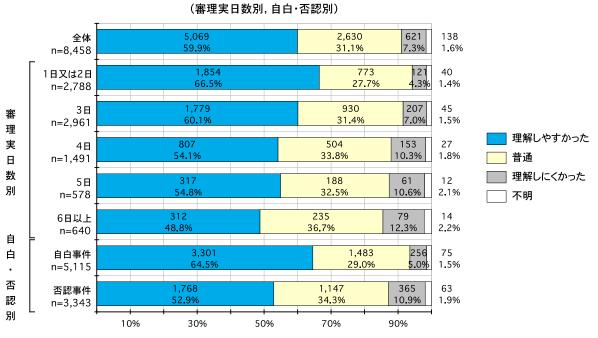


図1-3-2 審理内容の理解しやすさ

審理内容の理解しやすさについて,審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが,図1・3・3である。

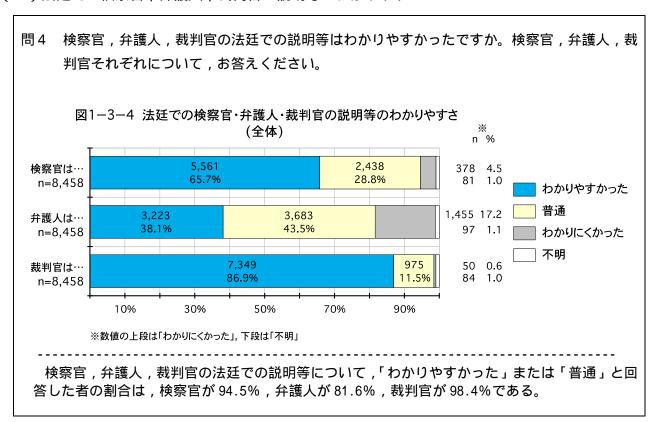
自白事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合に68.1%と最も高く、審理実日数が4日の場合に56.0%と最も低くなっている。

否認事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合、57.3%であり、審理実日数が長くなるにつれて、その割合は低くなる傾向がみられる。

2,630 621 138 全体 5,069 59.9% 7.3% 31.1% 1.6% n=8,458審 1日又は2日 30 26.8% <mark>3</mark>.8% 1.3% n=2,369理 実 96 1,172 63.4% 553 3日 28 日 29.9% 5.2% 1.5% n=1,849数 228 381 4日 別 8.4% 2.1% n=680 自 12 3 5日 白 61.6% 28.9% 7.5% 1.9% n=159 理解しやすかった 事 普通 1 1.7% 21 0 件 6日以上 62.1% 36.2% 0.0% n=58 理解しにくかった 不明 審 1日又は2日 138 31 10 32.9% 7.4% 2.4% n=419 理 実 377 111 3日 日 33.9% 1.5% 10.0% 54.6% n=1,112数 426 13 別 4 FI 34.0% 11.8% 1.6% n=811 否 219 52**.**3% 142 49 認 2.1% 33.9% 11.7% n=419 事 件 214 78 14 6日以 F 47.4% 36.8% 2.4% 13.4% n=582 10% 30% 70% 90% 50%

図1-3-3 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別【自白・否認別】)

() 法廷での検察官,弁護人,裁判官の説明等のわかりやすさ



法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理実日数別でみたのが,図1.3.5である。

弁護人については審理実日数が長いほど「わかりやすかった」と回答した者の割合は低くなっているが、検察官及び裁判官については審理実日数の長短による顕著な違いはみてとれない。

112 4.0% 1日又は2日 1,884 770 22 67.6% 27.6% 0.8% n=2,788 152 3日 850 23 5.1% 0.8% n=2,961 65.4% 28.7% 検 4日 察 63.9% 1.4% 31.5% n=1,491官 30 8 5 ⊟ 1.4% 26.3% 5.2% 67.1% n=578 197 36 6日以上 62.5% 5.6% 1.1% 30.8% n=640 1,185 383 28 1日又は2日 1.0% 42.8% 13.7% 42.5% n=2,7881,308 487 25 3 ⊟ 38.5% 16.4% 0.8% 44.2% n=2,961わかりやすかった 弁 普通 23 652 297 4日 護 1.5% 34.8% 43.7% 19.9% n=1,491わかりにくかった 人 一一不明 258 124 9 5日 187 32.4% 1.6% n=578 44.6% 21.5% 12 280 164 6日以上 184 28.8% 1.9% 25.6% n=640 43.8% ж п % 2,472 88**.**7% 269 1日又は2日 19 0.7 28 1.0 n=2.788 9.6% 2,563 357 19 0.6 22 0.7 n=2,96112.1% 裁 4日 1,273 192 4 0.3 22 1.5 判 12.9% n=1,491官 71 5日 4 0.7 9 1.6 85.5% 12.3% n=578 6日以上 86 4 0.6 3 0.5 85.5% 13.4% n=640 10% 30% 50% 70% 90%

図1-3-5 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ (審理実日数別)

※数値の上段は「わかりにくかった」,下段は「不明」

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを自白・否認別で区分したのが,図1・3・6である。三者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

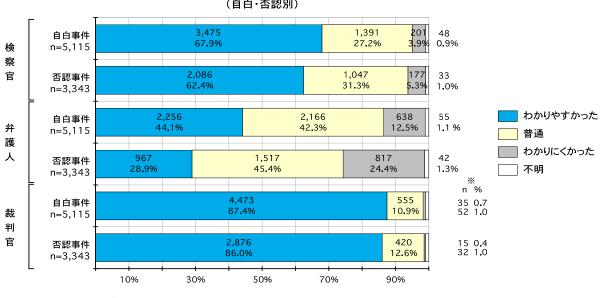


図1-3-6 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ (自白・否認別)

※数値の上段は「わかりにくかった」,下段は「不明」

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理内容理解別でみたのが,図1・3・7・1から図1・3・7・3である。三者とも審理内容が「理解しやすかった」と回答した層が他の層よりも「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

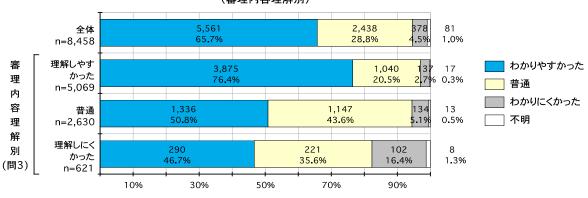
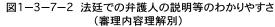
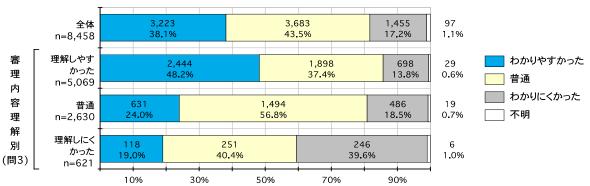
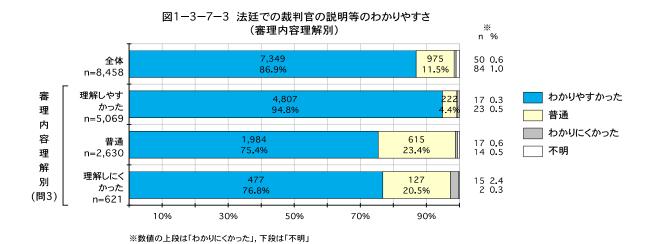


図1-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ (審理内容理解別)

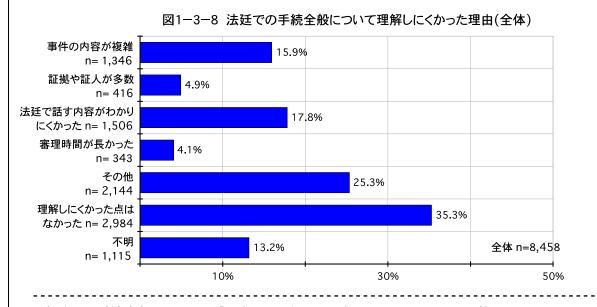






()法廷での手続全般について理解しにくかった理由

問 5 法廷での手続全般について,理解しにくかった点があるとすれば,それはなぜですか。(M. A.)



法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」との回答は35.3%である。理解しにくかった理由については、「証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった」(17.8%)、「事件の内容が複雑であった」(15.9%)、「証拠や証人が多数であった」(4.9%)、「審理時間が長かった」(4.1%)の順で高くなっている。

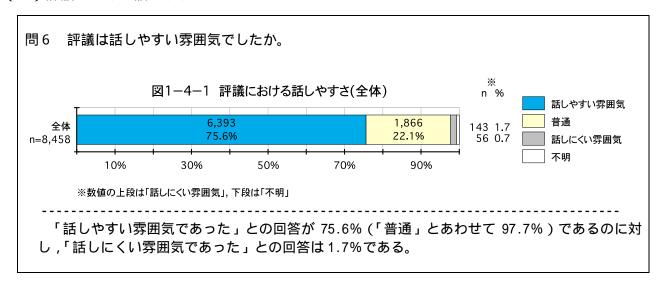
問5の法廷での手続全般について,理解しにくかった点があるとすれば,それはなぜですかとの問いについて,「その他」を選択した2,144名にその具体的内容を記述してもらったところ,2,127名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,最も多かったのが,「事件そのものが複雑であった」などとするものであり,以下「証人や被告人の話の内容がわかりにくかった」,「証拠や証人の数が質的,量的に少なかった」などとするものが続いている。

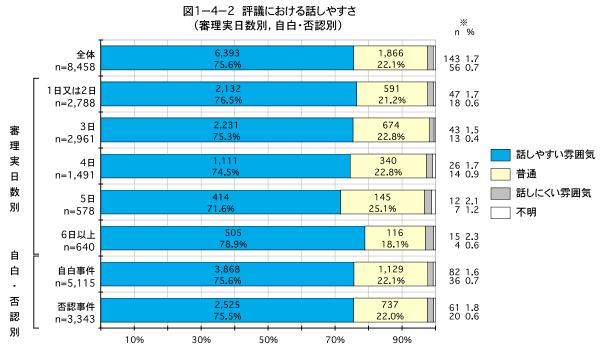
具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(144頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(4)評議について

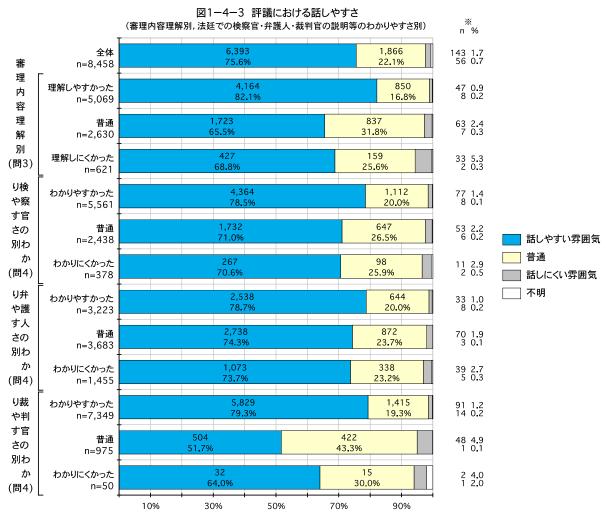
()評議における話しやすさ



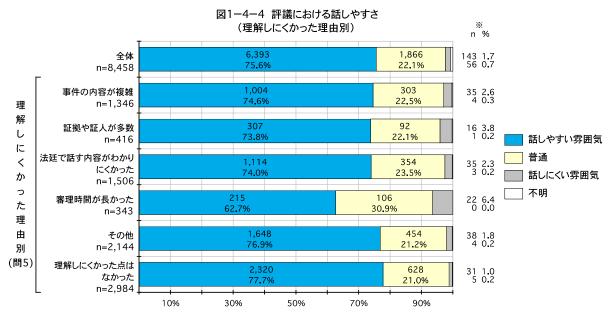
評議における話しやすさを審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図1·4·2である。 審理実日数別,自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。



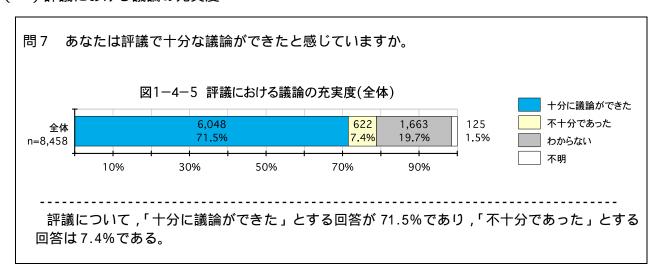
評議における話しやすさを審理内容理解別,法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが,図 $1\cdot 4\cdot 3$ である。審理内容が「理解しやすかった」,法廷での説明等が「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも78%以上となっている。



評議における話しやすさを理解しにくかった理由別でみたのが,図1・4・4である。「審理時間が長かった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が62.7%であったことを除けば,「話しやすい雰囲気であった」との回答がいずれも70%を上回っている。



()評議における議論の充実度



評議における議論の充実度を審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図1·4·6である。 審理実日数別,自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。

図1-4-6 評議における議論の充実度 (審理実日数別,自白·否認別) 1,663 19**.**7% 6,048 622 全体 125 71.5% 7.4% 1.5% n=8,458 553 2,010 181 1日又は2日 44 72.1% 6.5% 19.8% 1.6% n=2,788 2,105 71.1% 590 237 3日 29 審 19.9% 8.0% 1.0% n=2,961理 十分に議論ができた 実 1,043 307 108 33 2**.**2% 4日 日 70.0% 7.2% 20.6% n=1,491不十分であった 数 わからない 102 10 5日 別 72.5% 8.1% 17.6% 1.7% n=578 不明 111 6日以上 9 73.6% 7.7% 17.3% 1.4% n=640 白 白 378 1,019 自白事件 76 71.2% 7.4% 19.9% 1.5% n=5,115否 244 644 否認事件 49 認 72.0% 7.3% 19.3% 1.5% n=3,343別 50% 10% 30% 70% 90%

- 27 -

評議における議論の充実度を審理内容理解別,法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが,図1·4·7である。

審理内容が「理解しやすかった」と答えた層では「普通」または「理解しにくかった」と答えた層よりも「十分に議論ができた」と回答した者の割合は高くなっている。

622 1,663 125 全体 審 7.4% 1.5% n=8,458 理 3,998 78**.**9% 282 741 理解しやすかった 48 内 14.6% 0.9% n=5,069容 理 242 738 24 普通 61.8% 9.2% 28.1% 0.9% 解 n=2,630別 164 10 理解しにくかった (問3) 57.3% 14.7% 26.4% 1.6% n=621 り検 1,001 わかりやすかった 382 57 や察 74.1% 5.9% 18.0% 1.0% n=5,561す官 1,653 194 567 24 さの 67.8% 1.0% 23.3% n=2,438十分に議論ができた 別わ 不十分であった か 43 わかりにくかった (問4) 65.6% 11.4% 22.8% 0.3% n=378 ■ わからない 不明 り弁 わかりやすかった 2,424 215 552 32 1.0% 75.2% 17.1% や護 n=3,223す人 269 798 36 さの 70.1% 21.7% 7.3% 1.0% n=3,683別わ か 134 16 わかりにくかった 68.9% 9.2% 20.8% 1.1% (問4) n=1,4555,476 74**.**5% 1,319 り裁 わかりやすかった 480 74 6.5% 17.9% 1.0% や判 n=7,349す官 130 322 515 52**.**8% 8 普通 さの 13.3% 33.0% 0.8% n=975 別わ わかりにくかった か 62.0% 12.0% 24.0% 2.0% n=50 (問4) 10% 30% 50% 70% 90%

図1-4-7 評議における議論の充実度 (審理内容理解別,法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)

評議における議論の充実度を理解しにくかった理由別,評議の話しやすさ別でみたのが,図1·4·8である。

理解しにくかった理由について「審理時間が長かった」と答えた層で「十分に議論ができた」 との回答が65%を下回っている。

評議の話しやすさ別では、「話しやすい雰囲気であった」と答えた層の 80.2%が「十分に議論ができた」と回答しているのに対し、「話しにくい雰囲気であった」と答えた層では、18.2%に止まっている。

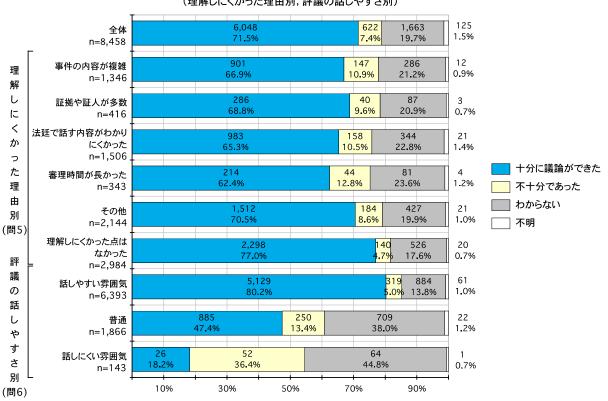


図1-4-8 評議における議論の充実度 (理解しにくかった理由別,評議の話しやすさ別)

()評議の進め方(裁判官の進行,評議の時間,休憩の取り方など)についての意見や感想など(問8)

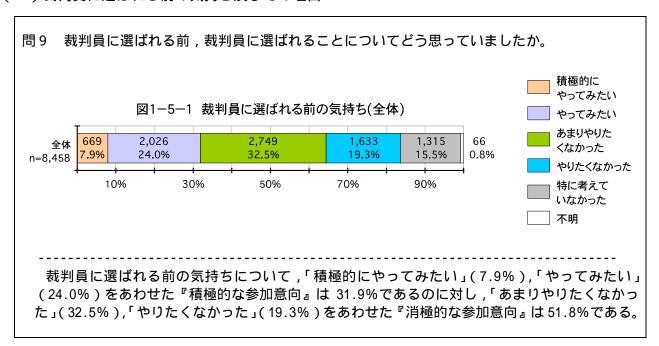
評議の進め方について,気づいた点を自由に記載してもらったところ,全8,458名中,5,181名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,「進行が適切だった」とするものが最も多く,「わかりやすかった」というものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(148頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5)裁判員を務めた感想等について

)裁判員に選ばれる前の気持ち及びその理由



裁判員に選ばれる前の気持ちを性別,年齢別でみたのが,図1.5.2である。

性別でみると,男性のほうが『積極的な参加意向』(40.1%)が高く,女性のほうが『消極的 な参加意向』(61.6%)が高い。

年齢別でみると、若年層ほど『積極的な参加意向』が高く、60代までは年齢が高くなるにし たがって低くなっている。なお,70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが,70歳 以上は、事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

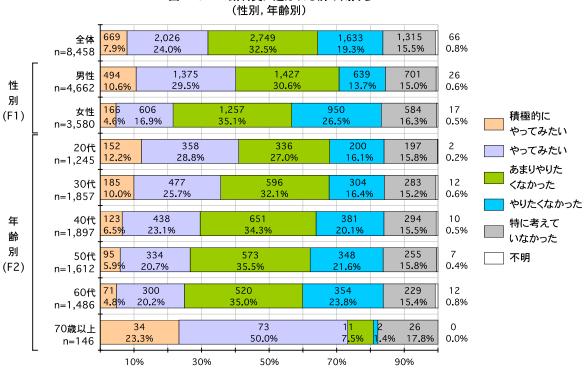


図1-5-2 裁判員に選ばれる前の気持ち

裁判員に選ばれる前の気持ちを職業別,育児介護別でみたのが,図1.5.3である。

職業別でみると,学生の層の 64.8%が『積極的な参加意向』を示しているが,学生は,事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。以下,お勤めの層(36.7%),無職の層(33.7%),自営・自由業の層(33.0%),パート・アルバイトの層(20.7%),専業主婦・専業主夫の層(18.7%)の順で『積極的な参加意向』は高くなっている。

育児介護別では,育児をしている層と育児も介護もしていない層では大きな差はみられないが, 介護をしている層では『積極的な参加意向』が他の層よりも低くなっている。

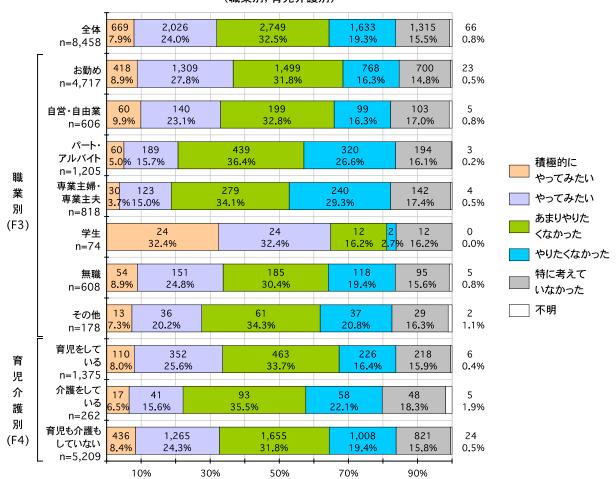


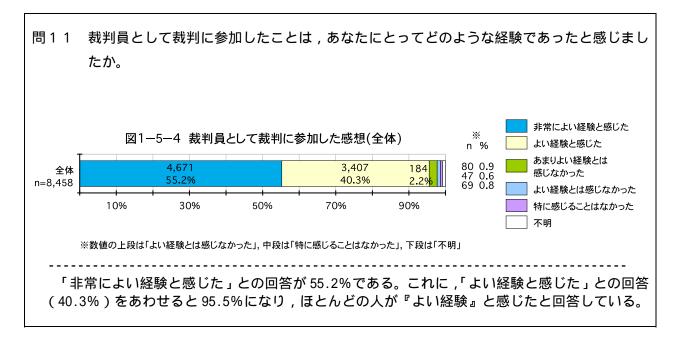
図1-5-3 裁判員に選ばれる前の気持ち (職業別,育児介護別)

裁判員に選ばれる前の気持ち(問9)の理由を自由に記載してもらったところ(問10),全8,458名中,7,846名から回答があった。

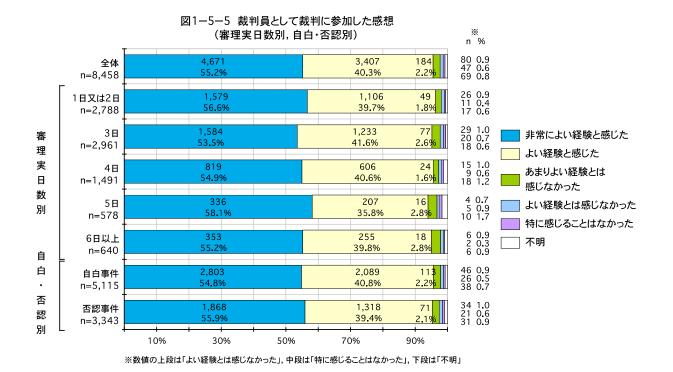
記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,裁判員に選任されることに対し,『積極的な参加意向』を示した理由として,「貴重な経験である,関心があった」とするものが最も多く,逆に,『消極的な参加意向』を示した理由として「その他の不安,(漠然と)自信がない」を挙げるものが最も多い。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(153頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

()裁判員として裁判に参加した感想及びその理由

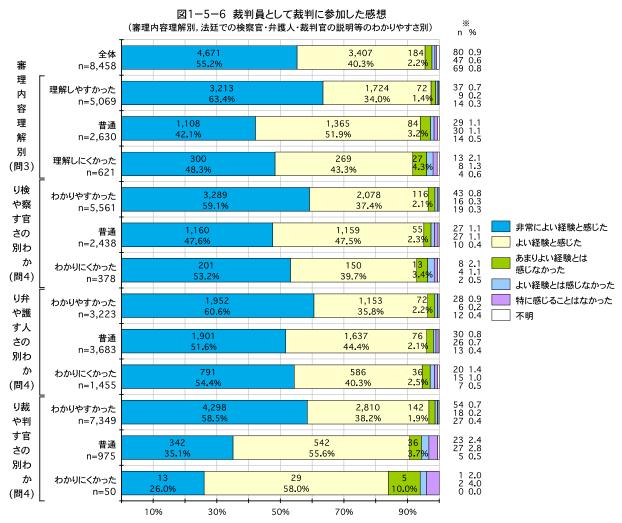


裁判員として裁判に参加した感想を審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図1.5.5である。 審理実日数別,自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。



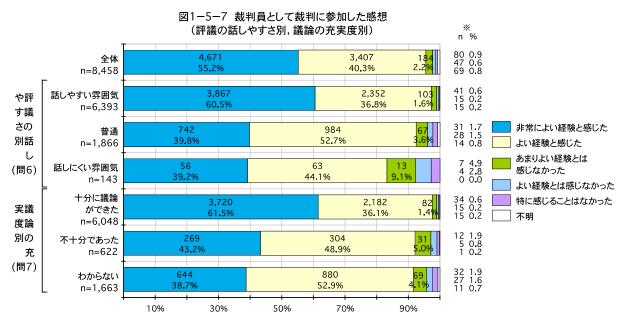
裁判員として裁判に参加した感想を審理内容理解別,法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが,図1·5·6である。

審理内容について「理解しやすかった」と回答した層では「非常によい経験と感じた」との回答が 63.4%となっており ,「普通」または「理解しにくかった」と回答した層より 15 ポイント以上高くなっている。



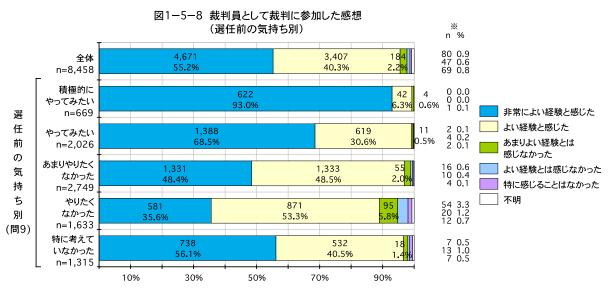
※数値の上段は「よい経験とは感じなかった」,中段は「特に感じることはなかった」,下段は「不明」

裁判員として裁判に参加した感想を評議の話しやすさ別,議論の充実度別でみたのが,図1.5.7である。「話しやすい雰囲気であった」、「十分に議論ができた」と答えた層では,「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が60%以上と,他の層よりも高くなっている。



※数値の上段は「よい経験とは感じなかった」,中段は「特に感じることはなかった」,下段は「不明」

裁判員として裁判に参加した感想を選任前の気持ち別でみたのが,図1·5·8である。選任前の参加意向が積極的な層ほど,「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高くなっている。また,選任前やりたくなかったと回答した層であっても,選任後は88.9%が『よい経験』と感じたと回答している。



※数値の上段は「よい経験とは感じなかった」,中段は「特に感じることはなかった」,下段は「不明」

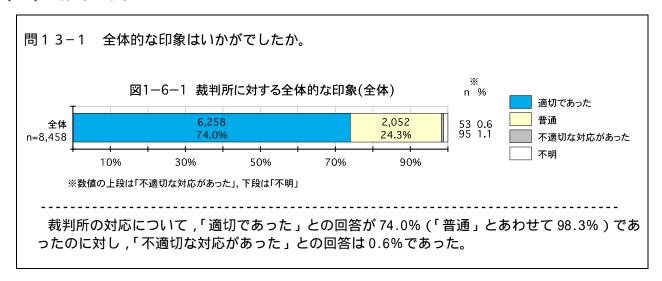
裁判員として裁判に参加した感想(問11)の理由を自由に記載してもらったところ(問12), 全8,458名中,7,702名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,裁判員に選任されたことを『よい経験』と感じた理由について,「普段できない貴重な経験をした,やりがいがあった」というものが最も多く,「裁判や裁判所のことなどがわかった」というものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(157頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

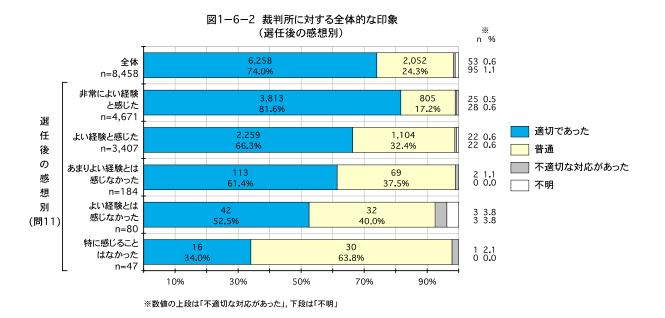
(6)裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など) について

()全体的な印象



裁判所に対する全体的な印象を選任後の感想別でみたのが,図 1・6・2 である。

『よい経験』と感じた層ほど「適切であった」と回答した者の割合が高い。「よい経験とは感じなかった」層では「適切であった」との回答が 52.5%であり ,「不適切な対応があった」との回答は 3.8%である。



()裁判所の対応について感じたこと(問13・2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ,全8,458名中,3,975名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,職員の対応について,「適切だった,気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(161頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(7)その他の全般的な意見や感想など(問14)

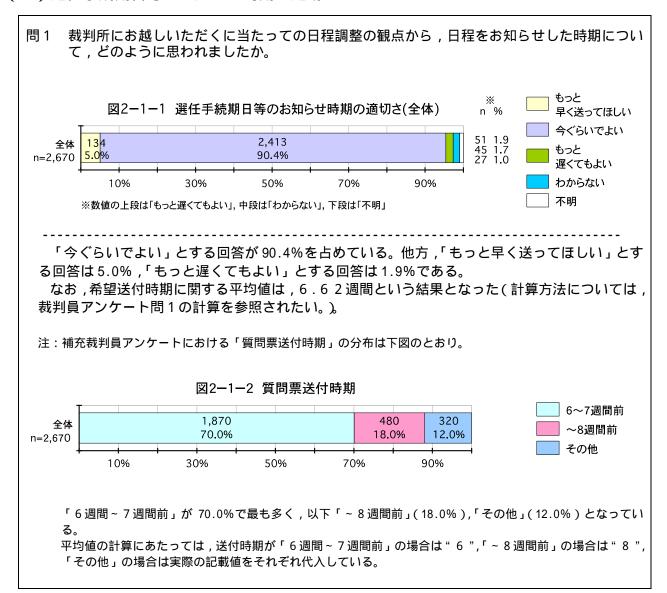
全般的な感想について,自由に記載してもらったところ,全8,458名中,3,556名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,参加した感想のうち「貴重な経験だった」、「負担が重かった」などとするもの以外のその他の感想が最も多く,制度の運用に関する意見がこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(163頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

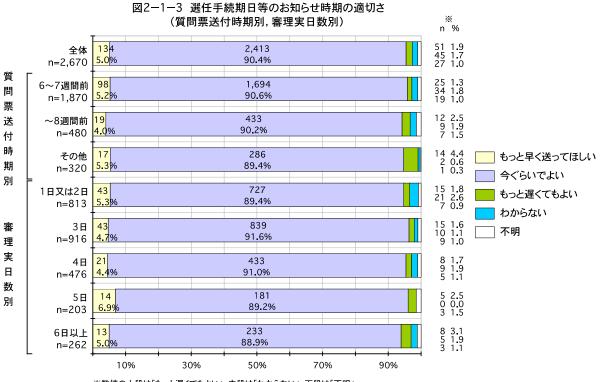
2. 補充裁判員に対するアンケート結果

(1)選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ



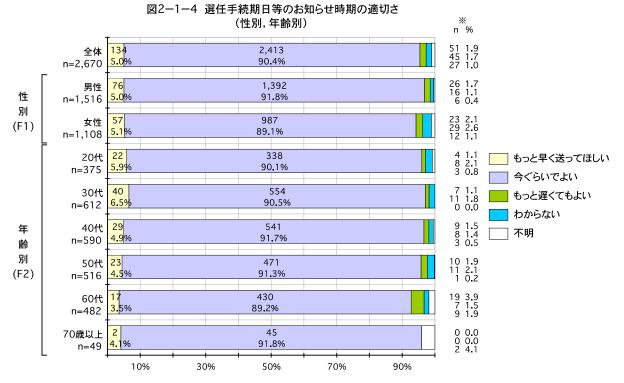
選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを質問票送付時期別,審理実日数別でみたのが,図2 -1-3である。質問票送付時期別,審理実日数別でみると,どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が90%ほどとなっている。

なお,審理実日数別での希望送付時期の平均値は,1日又は2日で6.59週間前,3日で6.68週間前,4日で6.60週間前,5日で6.47週間前,6日以上で6.65週間前であった。



※数値の上段は「もっと遅くてもよい」,中段は「わからない」,下段は「不明」

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別,年齢別でみたのが,図2·1·4である。性別でみると,男女間で大きな差はみられない。



※数値の上段は「もっと遅くてもよい」,中段は「わからない」,下段は「不明」

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別,育児介護別でみたのが,図2・1・5である。職業別でみると,お勤めの層の6.0%が「もっと早く送ってほしい」と回答している。 育児介護別では,介護をしている層で「もっと遅くてもよい」との回答が3.6%と他の層より も高くなっている。



(2)裁判員等選任手続について(問2)

裁判員等選任手続に関して,()質問手続中の手続の進め方・受けた質問について,()質問手続中の待ち時間について,の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお,記述内容は項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該 複数の項目に分類した。

()質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど

全2,670名中,回答があったのは1,208名である。

特に項目を特定することなく,全般的に問題がなかったとするものが最も多く,説明がわかりやすかったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(167頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

()質問手続中の待ち時間についてなど

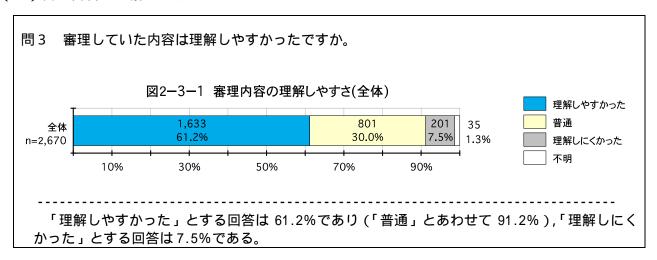
全2,670名中,回答があったのは1,175名である。

所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く,項目を明示することなく 適切だったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(170頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(3) 審理について

() 審理内容の理解しやすさ



審理内容の理解しやすさを審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図2·3·2である。「理解しやすかった」と回答した割合は,審理実日数が1日又は2日の場合, 68.0%であるのに対し,審理実日数が6日以上の場合, 47.7%となっている。

自白・否認別では、「理解しやすかった」との回答が、自白事件において 66.5%であるのに対し、否認事件においては 53.7%である。

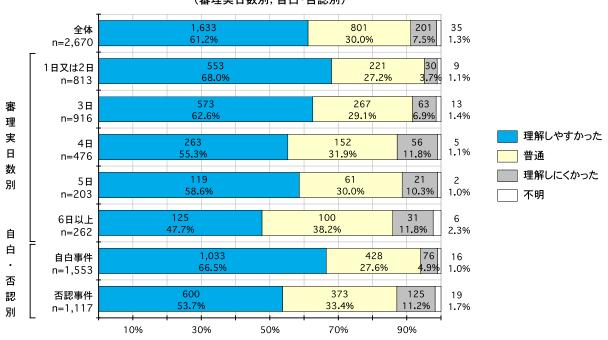


図2-3-2 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別,自白・否認別)

審理内容の理解しやすさについて,審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが,図2・3・3である。

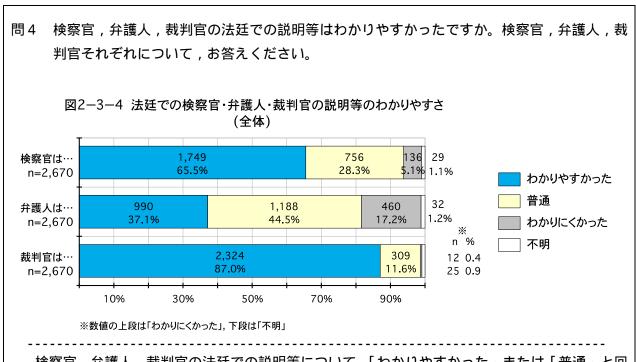
自白事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合に68.7%と最も高く、審理実日数が4日の場合に57.6%と最も低くなっている。

否認事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は,審理実日数が1日又は2日の場合に64.2%で最も高く,審理実日数が6日以上の場合に46.7%と最も低くなっている。

1,633 801 201 35 全体 30.0% 7.5% 1.3% n=2,670 21 3.0% 188 審 1日又は2日 68.7% 1.0% 27.2% n=690 理 実 384 67**.**4% 7 149 30 3日 日 1.2% n=570 26.1% 5.3% 数 125 20 別 4日 32.7% 0.5% 57.6% 9.2% n=217 自 5日 白 67.9% 7.1% 0.0% 25.0% n=56 理解しやすかった 事 普通 件 6日以上 60.0% 30.0% 5.0% 5.0% 理解しにくかった n=20 不明 9 2 33 審 1日又は2日 64.2% 1.6% 26.8% 7.3% n=123 理 実 118 33 6 3日 日 1.7% 34.1% n=346 数 138 36 別 4日 1.5% 31.3% 53.3% 13.9% n=259 否 2 5日 47 1.4% 認 55.1% 32.0% 11.6% n=147 事 件 113 30 6日以上 2.1% 46.7% 38.8% 12.4% n=242 70% 10% 30% 50% 90%

図2-3-3 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別【自白・否認別】)

() 法廷での検察官,弁護人,裁判官の説明等のわかりやすさ



検察官,弁護人,裁判官の法廷での説明等について,「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は,検察官が93.8%,弁護人が81.6%,裁判官が98.6%である。

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理実日数別でみたのが,図2.3.5である。

弁護人については審理実日数が長いほど「わかりやすかった」と回答した者の割合は低くなっているが、検察官及び裁判官については審理実日数の長短による顕著な違いはみてとれない。

1日又は2日 9 250 <mark>4.</mark>1% 1.1% n=813 30.8% 41 11 4.5% 1.2% 245 3日 26.7% 67.6% n=916 検 30 3 6.3% 0.6% 127 4日 察 26.7% n=476 官 14 | 3 5日 57 6.9% 1.5% 63.5% 28.1% n=203 6日以上 3 6.9% 1.1% 62.6% 29.4% n=262 1日又は2日 362 115 11 44.5% 14.1% 1.4% n=813 397 149 12 3日 1.3% 39.1% 16.3% わかりやすかった n=916 弁 普通 4日 208 99 3 護 34.9% 43.7% 20.8% 0.6% n=476 わかりにくかった 人 不明 94 39 2 5日 1.0% 46.3% 19.2% n=203 6日以上 127 58 27.9% 48.5% 22.1% 1.5% n=262 * n % 1日又は2日 84 0 0.0 7 0.9 n=813 10.3% 3日 804 99 1 0.1 12 1.3 87.8% 10.8% n=916 裁 6 1.3 0 0.0 4日 60 判 n=476 86.1% 12.6% 官 5日 24 3 1.5 2 1.0 11.8% n=203 6日以上 42 2 0.8 4 1.5 16.0% n=262 10% 30% 70% 90%

図2-3-5 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ (審理実日数別)

※数値の上段は「わかりにくかった」,下段は「不明」

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを,自白・否認別で区分したのが,図 2.3.6である。三者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者 の割合が高い。

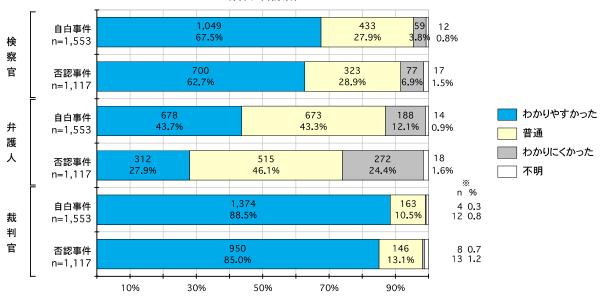


図2-3-6 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ (自白·否認別)

※数値の上段は「わかりにくかった」, 下段は「不明」

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理内容理解別でみたのが,図2 - 3 - 7 - 1 から図 2 - 3 - 7 - 3 である。三者とも審理内容が「理解しやすかった」と回答した層が 他の層よりも「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

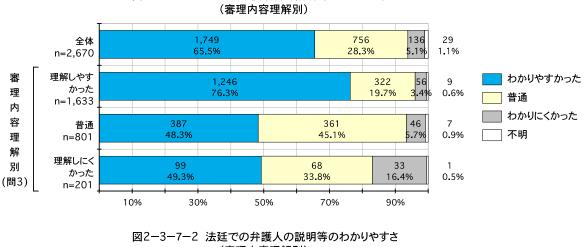
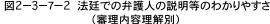
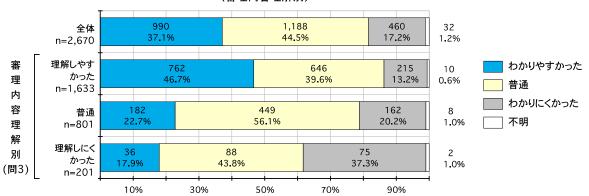
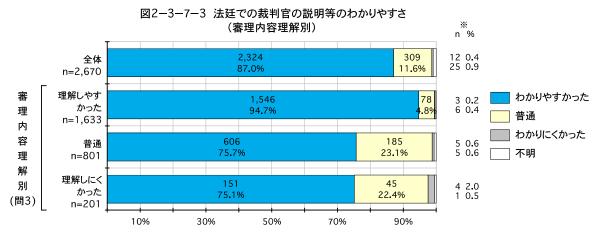


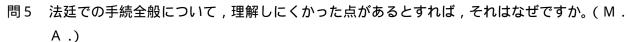
図2-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ

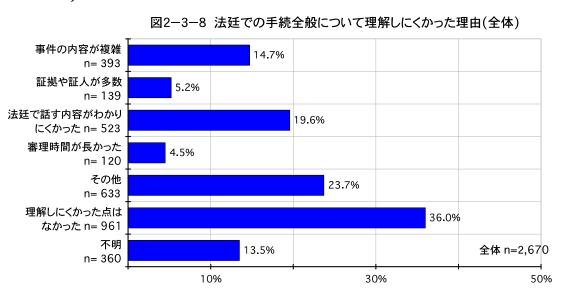






() 法廷での手続全般について理解しにくかった理由





法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」との回答は36.0%である。理解しにくかった理由については、「証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった」(19.6%)、「事件の内容が複雑であった」(14.7%)、「証拠や証人が多数であった」(5.2%)、「審理時間が長かった」(4.5%)の順で高くなっている。

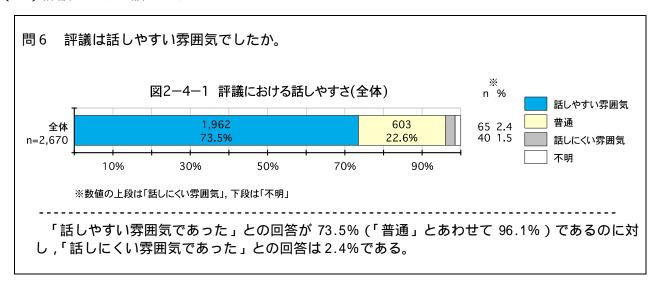
問5の法廷での手続全般について,理解しにくかった点があるとすれば,それはなぜですかとの問いについて,「その他」を選択した633名にその具体的内容を記述してもらったところ,624名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、最も多かったのが、「事件そのものが複雑であった」などとするものであり、以下「証拠や証人の数が質的、量的に少なかった」と「証人や被告人の話の内容がわかりにくかった」などとするものが同数で続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(172頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

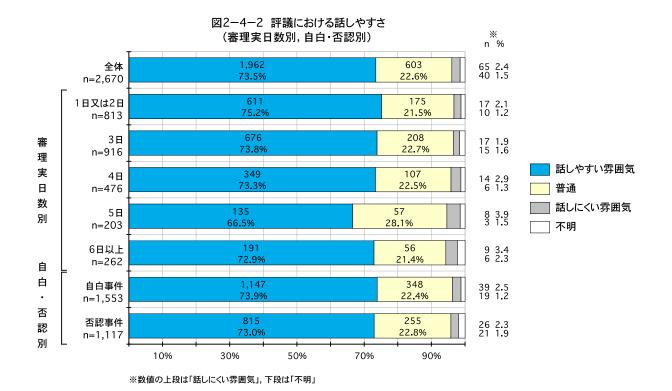
(4)評議について

() 評議における話しやすさ

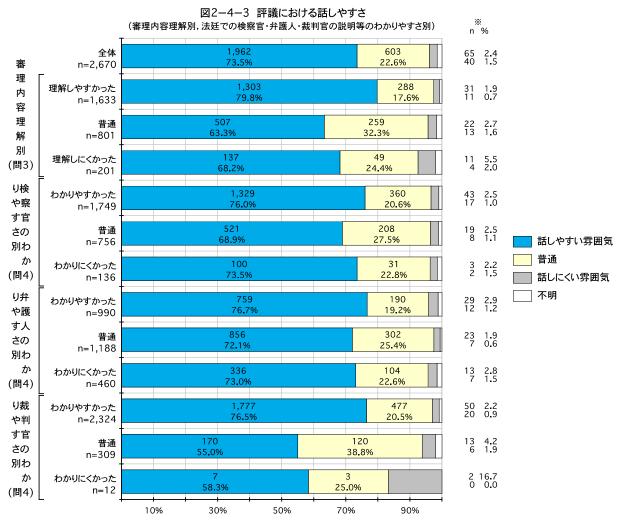


評議における話しやすさを審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図2·4·2である。 審理実日数が5日の場合,「話しやすい雰囲気であった」との回答が66.5%と他の審理実日数の場合と比べて低い。

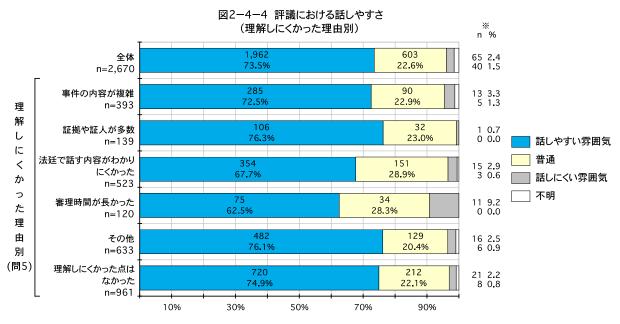
自白・否認別では、「話しやすい雰囲気であった」と回答した割合が、自白事件で 73.9%, 否認事件で 73.0%となっている。



評議における話しやすさを審理内容理解別,法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが,図2·4·3である。審理内容が「理解しやすかった」,法廷での説明等が「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも76%以上となっている。



評議における話しやすさを理解しにくかった理由別でみたのが,図2·4·4である。 「法廷で話す内容がわかりにくかった」及び「審理時間が長かった」と答えた層で,「話しやすい雰囲気であった」との回答が70%を下回っている。



()評議の進め方(裁判官の進行,評議の時間,休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)

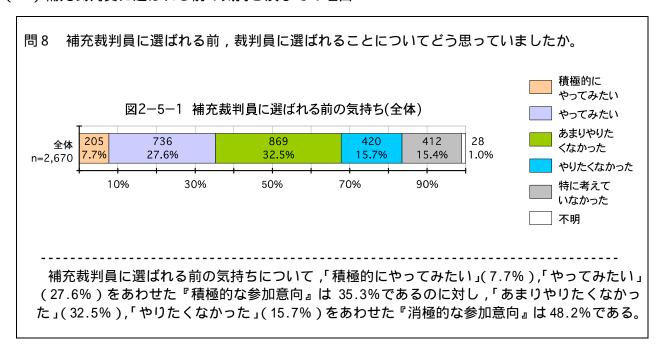
評議の進め方について,気づいた点を自由に記載してもらったところ,全2,670名中1,640名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,「進行が適切だった」などとするものが最も多く,「休憩時間が適切だった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(175頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5)補充裁判員を務めた感想等について

)補充裁判員に選ばれる前の気持ち及びその理由



補充裁判員に選ばれる前の気持ちを性別,年齢別でみたのが,図2·5·2である。 性別でみると,男性のほうが『積極的な参加意向』(43.2%)が高く,女性のほうが『消極的な参加意向』(57.5%)が高い。

年齢別でみると,20代の『積極的な参加意向』が 44.2%と高く,60代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。なお,70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが,70歳以上は,事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

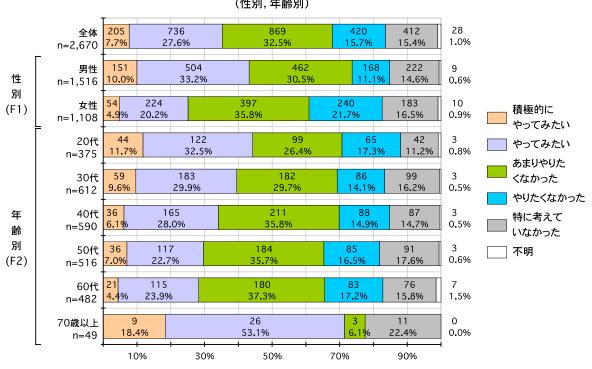


図2-5-2 補充裁判員に選ばれる前の気持ち (性別,年齢別)

補充裁判員に選ばれる前の気持ちを職業別,育児介護別でみたのが,図 2 · 5 · 3 である。 職業別でみると,お勤めの層の 39.0%が『積極的な参加意向』を示している。また,学生の層の 78.3%が『積極的な参加意向』を示しているが,学生は,事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

育児介護別では,介護をしている層の『積極的な参加意向』(26.2%)が他の層よりも低い。

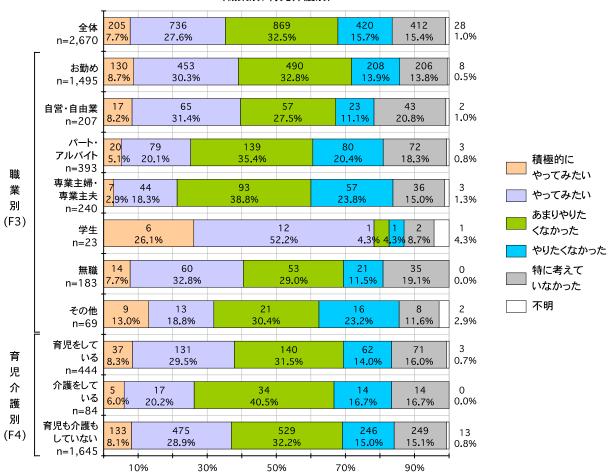


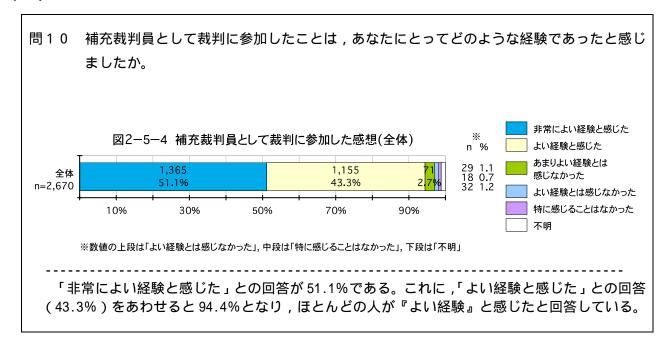
図2-5-3 補充裁判員に選ばれる前の気持ち (職業別,育児介護別)

補充裁判員に選ばれる前の気持ち(問8)の理由を自由に記載してもらったところ(問9), 全2,670名中,2,408名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,裁判員に選任されることに対し,『積極的な参加意向』を示した理由としては「貴重な経験である,関心があった」とするものが最も多く,逆に,『消極的な参加意向』を示した理由としては「その他の不安」(漠然と)自信がない」を挙げるものが最も多い。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(178頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

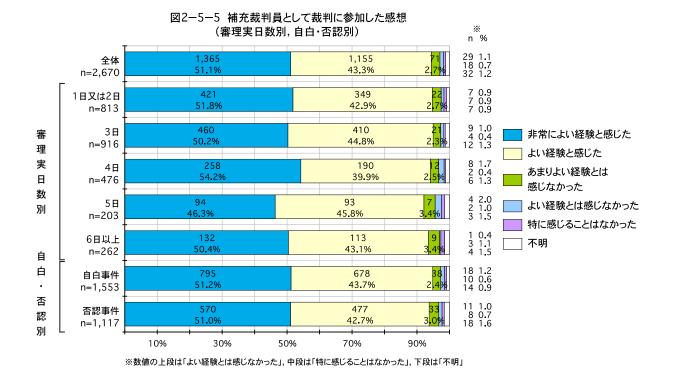
()補充裁判員として裁判に参加した感想及びその理由



補充裁判員として裁判に参加した感想を審理実日数別,自白・否認別でみたのが,図2·5·5である。

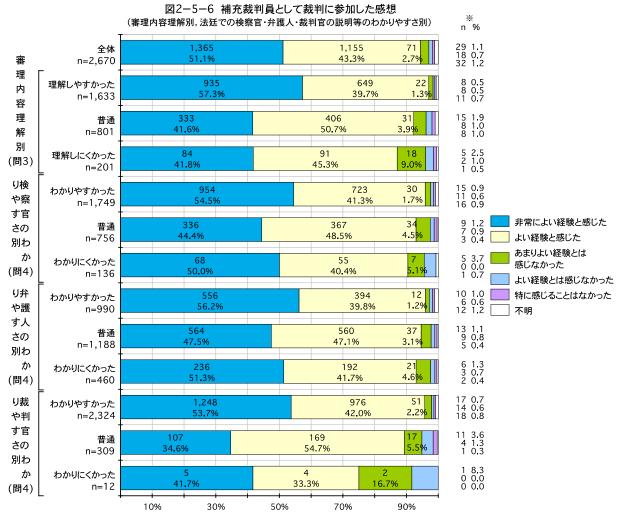
審理実日数別でみると、「非常によい経験と感じた」割合は、4日が54.2%と最も高く、その他の審理実日数では、5日以外では50%以上となっている。

自白・否認別では,各回答の割合に大きな差はみられない。



補充裁判員として裁判に参加した感想を審理内容理解別,法廷での検察官・弁護人・裁判官の 説明等のわかりやすさ別でみたのが,図2·5·6である。

審理内容について「理解しやすかった」と回答した層では「非常によい経験と感じた」との回答が 57.3%となっており ,「普通」または「理解しにくかった」と回答した層より 15 ポイント以上高くなっている。

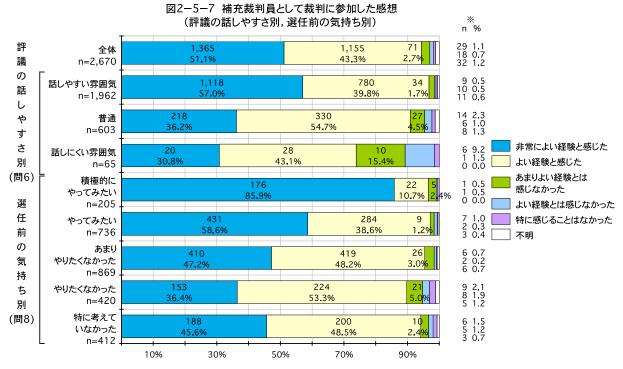


※数値の上段は「よい経験とは感じなかった」,中段は「特に感じることはなかった」,下段は「不明」

補充裁判員として裁判に参加した感想を評議の話しやすさ別,選任前の気持ち別でみたのが,図2·5·7である。

評議が「話しやすい雰囲気であった」と答えた層では『よい経験』と感じたと回答した者の割合は 96.8%であり,他の層よりも高くなっている。

選任前の気持ち別では,選任前の参加意向が積極的な層ほど「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高い。



※数値の上段は「よい経験とは感じなかった」,中段は「特に感じることはなかった」,下段は「不明」

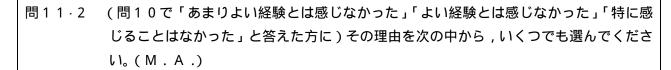
ア 補充裁判員として裁判に参加し,「よい経験」と感じた理由(問11.1)

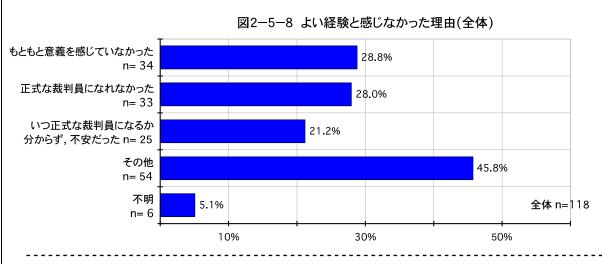
補充裁判員として裁判に参加した感想(問10)について「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答した2,520名にその理由を自由に記載してもらったところ,2,390名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,「裁判や裁判所のことなどがわかった,身近になった」というものが最も多く,「貴重な経験をした,やりがいがあった」というものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(181頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

イ 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じなかった理由





補充裁判員として裁判に参加した感想で,よい経験とは感じなかった118名にその理由を尋ねた。

「もともと裁判に参加することに意義を感じていなかったから」が 28.8% ,「正式な裁判員になることができなかったから」が 28.0% ,「いつ正式な裁判員に選ばれるか分からず , 不安だったから」が 21.2%であった。

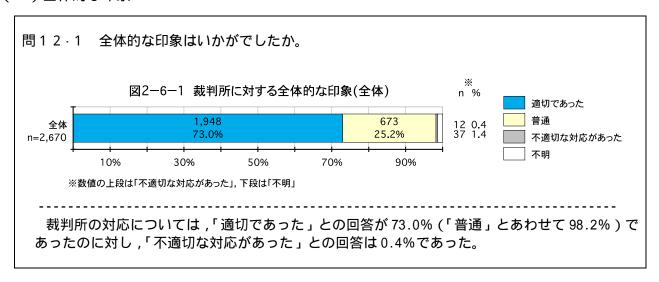
補充裁判員に選任された後の感想(問10)について「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」とした理由について(問11・2)で「その他」を選択した54名に,その理由を具体的に記載してもらった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,「補充裁判員だから,自由に発言できない」,「重い経験だった」などとするもの以外のその他の感想が最も多かった。

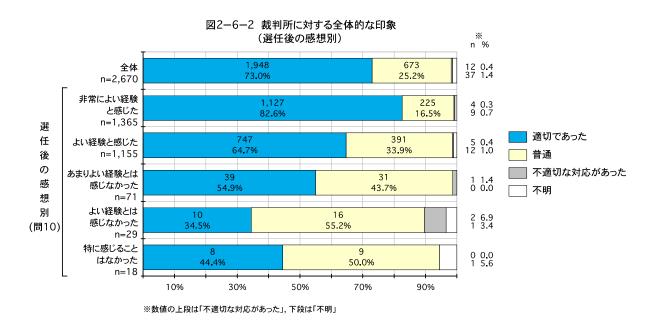
具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(183頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(6)裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など) について

()全体的な印象



裁判所に対する全体的な印象を選任後の感想別でみたのが,図2·6·2である。 「非常によい経験と感じた」と回答した層では82.6%が「適切であった」と回答している。



()裁判所の対応について感じたこと(問12.2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ,全2,670名中,1,083名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,職員の対応について,「適切だった,気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(184頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(7)その他の全般的な意見や感想など(問13)

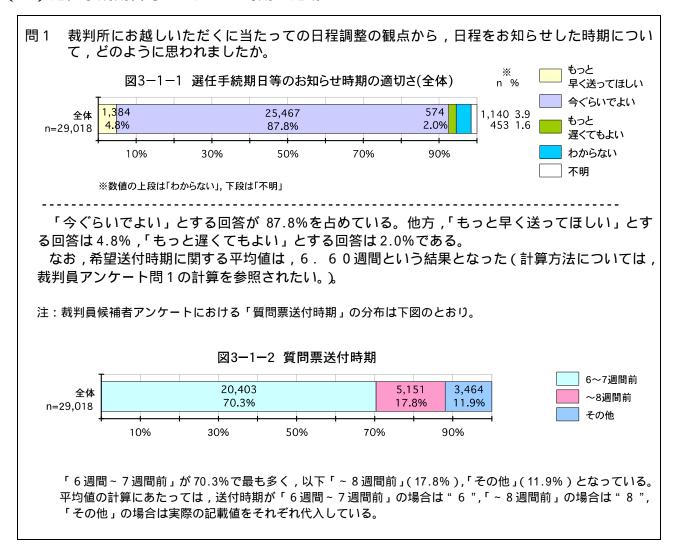
全般的な感想について,自由に記載してもらったところ,全2,670名中,1,222名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,参加した感想のうち「貴重な経験だった」、「負担が重かった」などとするもの以外のその他の感想が最も多く,制度の運用に関する意見がこれに続いている。

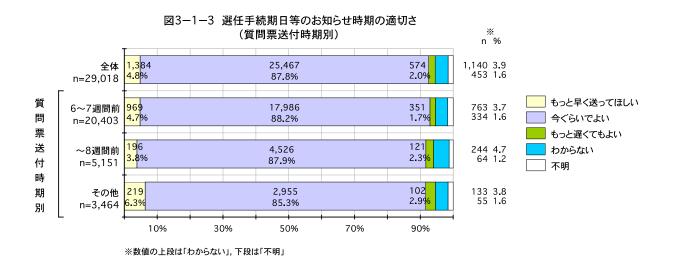
具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(186頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

3 . 裁判員候補者に対するアンケート結果

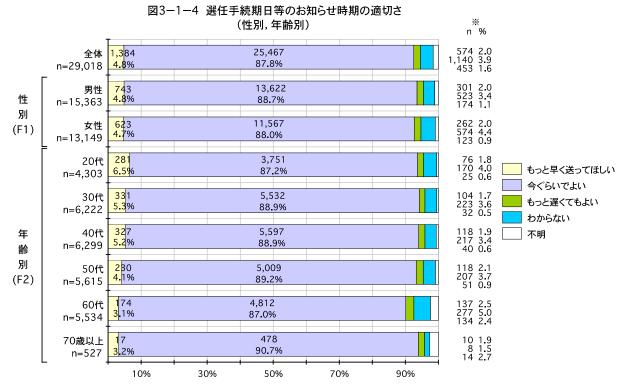
(1)選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ



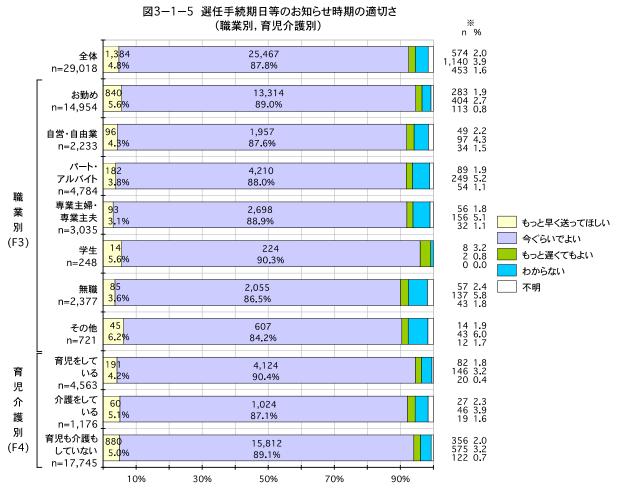
選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを,質問票送付時期別でみたのが,図3.1.3である。どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が87%前後で,最も高くなっている。



選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別,年齢別でみたのが,図3・1・4である。性別でみると,男女間で大きな差はみられない。



選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別,育児介護別でみたのが,図3·1·5である。職業別でみると,学生の層の「もっと遅くてもよい」と回答した割合が3.2%と他の層よりも高い。育児介護別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。



※数値の上段は「もっと遅くてもよい」,中段は「わからない」,下段は「不明」

(2)裁判員等選任手続について(問2)

裁判員等選任手続に関して,()質問手続中の手続の進め方・受けた質問について,()質問手続中の待ち時間について,の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお,記述内容は項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該 複数の項目に分類した。

()質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど

全29,018名中,回答があったのは7,177名である。

説明がわかりやすかったなどとするものが最も多く,特に項目を特定することなく,全般的に 問題がなかったとするものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(189頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

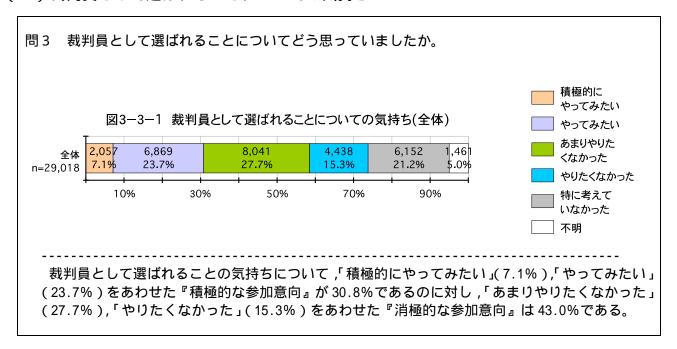
()質問手続中の待ち時間についてなど

全29,018名中,回答があったのは6,311名である。

所要時間の長さについて,「適切だった」などとするものが最も多く,特に項目を明示することなく適切だったなどと評価するものがそれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(193頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(3)裁判員として選ばれることについての気持ち



裁判員として選ばれることについての気持ちを性別,年齢別でみたのが,図3・3・2である。 性別でみると,男性のほうが『積極的な参加意向』(37.7%)が高く,女性のほうが『消極的 な参加意向』(51.9%)が高い。

年齢別でみると,60代までは若年齢層ほど『積極的な参加意向』の割合が高く、『消極的な 参加意向』の割合は低い。なお,70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが,70歳 以上は、事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

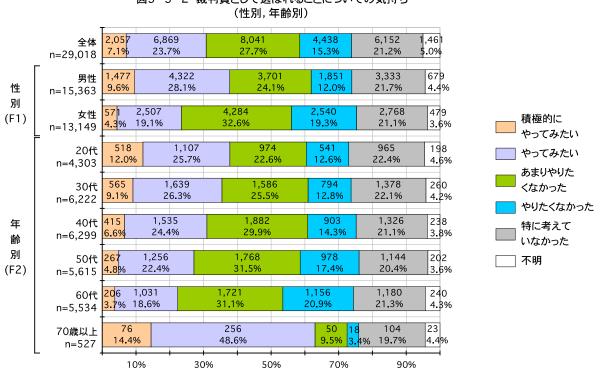


図3-3-2 裁判員として選ばれることについての気持ち

裁判員として選ばれることについての気持ちを職業別,育児介護別でみたのが,図3·3·3である。

職業別でみると,学生の層の 63.3%が『積極的な参加意向』を示しているが,学生は,事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。有職者の中では,お勤めの層の 36.1%が『積極的な参加意向』を示しており,専業主婦・専業主夫の層で 20.6%と最も低くなっている。

育児介護別では,育児をしている層の『積極的な参加意向』(33.6%)が最も高い。

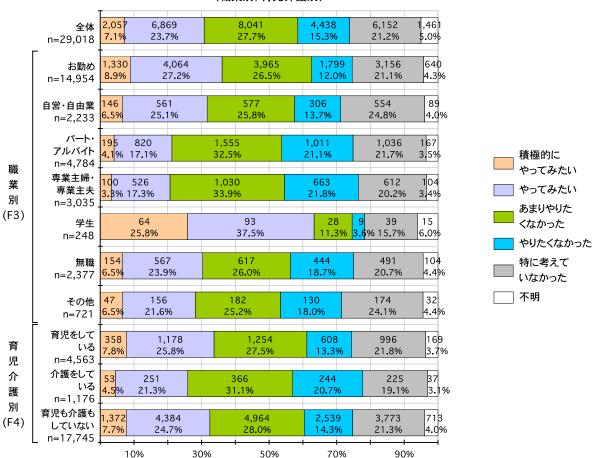
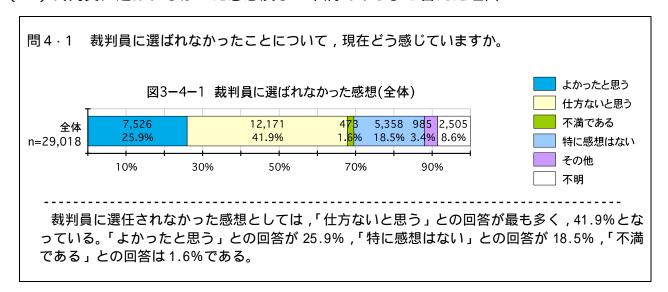


図3-3-3 裁判員として選ばれることについての気持ち (職業別, 育児介護別)

(4)裁判員に選ばれなかった感想及び「不満である」と答えた理由



裁判員に選ばれなかった感想を選ばれることについての気持ち別でみたのが,図3・4・2である。「積極的にやってみたい」、「やってみたい」をあわせた『積極的な参加意向』の層では 60%前後が「仕方ないと思う」と回答している。一方、「やりたくなかった」と答えた層では 61.9%が「よかったと思う」と回答している。また、「あまりやりたくなかった」と答えた層では,34.4%が「よかったと思う」、41.0%が「仕方ないと思う」と回答している。

(選ばれることについての気持ち別) 7,526 12,171 473 5,358 98<mark>5</mark> 2,505 全体 選 1.6% 18.5% 3.4% 8.6% 25.9% 41.9% n=29,018ば 積極的に れ 1,190 145 158 やってみたい 11.5% 7.0% 7.7% 57.9% る よかったと思う n=2,057こ ■ 仕方ないと思う 12<mark>0</mark> 1,118 3<mark>33</mark> 446 16.3% 4.8% 6.5% 4,219 やってみたい لح 61.4% n=6,869不満である に 特に感想はない つ あまりやりた 2,767 34.4% 3,297 1,230 201 503 くなかった 1) 15.3% 2.5% 6.3% 41.0% 0.5% その他 n=8,041て 不明 やりたく 769 65 422 74 363 17.3%1.5% 9.5% 1.7% 8.2% の なかった 61.9% 気 n=4,438持 特に考えて 2,320 49 2,140 5 いなかった 3 1% 7.6% 16.0% 37.7% 0.89 34.8% n=6,152別 10% 30% 50% 70% 90% (問3)

図3-4-2 裁判員に選ばれなかった感想

- 66 -

裁判員に選ばれなかった感想(問4·1)について、「その他」と回答した985名に、その内容を具体的に記載してもらったところ、951名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,「やってみたかった」などとするものが最も多く,「有り難い,良かった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(195頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

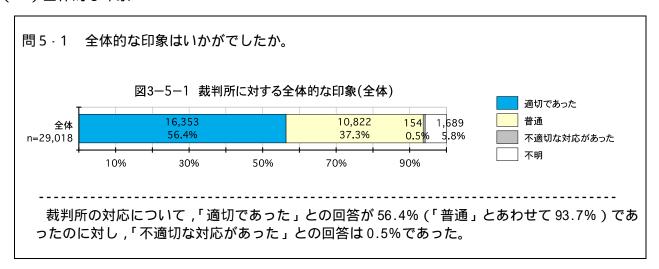
裁判員に選ばれなかった感想(問4·1)について,「不満である」と回答した473名に, その理由を自由に記載してもらったところ(問4·2),397名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,「選ばれたかったから」というものが最も多く,「わざわざ日程を空けておいたから」というものがこれに続いている。

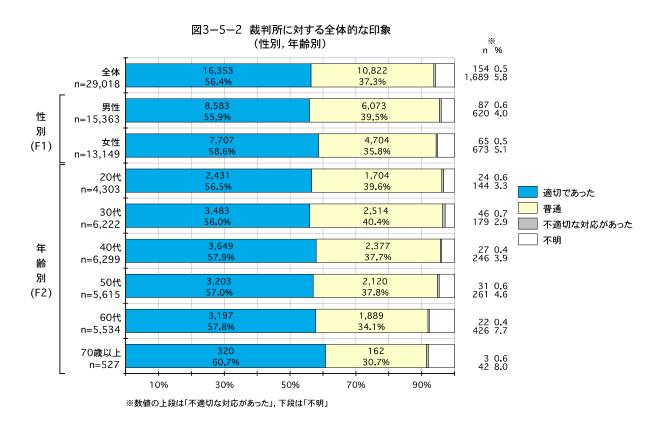
具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(197頁)に主な記載例を掲載 したので,そちらを参照されたい。

(5)裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など) について

()全体的な印象

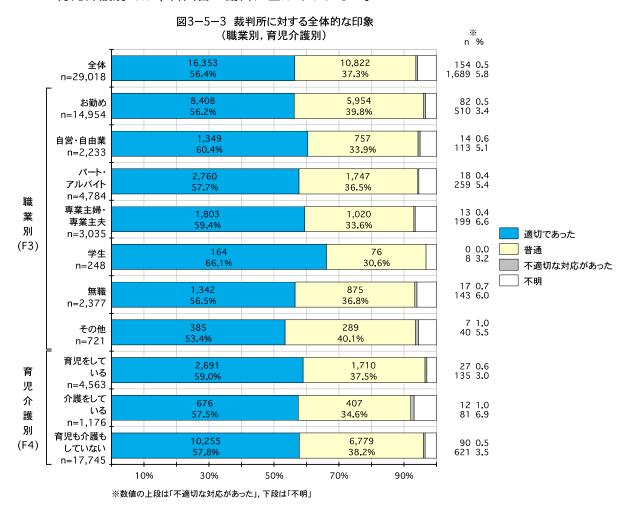


裁判所に対する全体的な印象を性別,年齢別でみたのが,図3·5·2である。性別では,女性の「適切であった」との回答が男性のそれを2.7ポイント上回っている。年齢別では,20代(56.5%)から60代(57.8%)までは各回答の割合に大きな差はみられない。

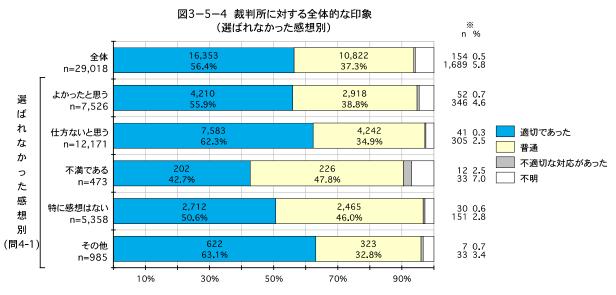


裁判所に対する全体的な印象を職業別,育児介護別でみたのが,下の図3·5·3である。職業別では,学生の層で「適切であった」と回答した者の割合が,66.1%を占めているのを除けば,各回答の割合は56~61%ほどと6割前後となっている。

育児介護別では,各回答の割合に差はみられない。



裁判所に対する全体的な印象を選ばれなかった感想別でみたのが,図3·5·4である。「よかったと思う」と回答した層の55.9%と「仕方ないと思う」と回答した層の62.3%が「適切であった」と回答している。また,「不満である」と回答した層では「適切である」との回答は42.7%であり,「不適切な対応があった」との回答は2.5%となっている。



()裁判所の対応について感じたこと(問5.2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ,全29,018 名中,4,701名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,職員の対応について,「適切だった,気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(199頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(6)その他の全般的な意見や感想など(問6)

全般的な感想について,自由に記載してもらったところ,全29,018名中,4,856名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,制度の運用に関する問題点の指摘や提案を含む意見のうち「出席を求められる候補者の人数が多すぎる」とする意見,「日程調整」に関する意見以外のその他の指摘や提案を含む意見が最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(201頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

資 料 編

1 調査票

(付:単純集計結果)

(1)	裁判員アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71 ページ
(2)	補充裁判員アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75 ページ
(3)	裁判員候補者アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79 ページ



アンケートご協力のお願い

~裁判員をお務めいただいた皆さんへ~

裁判にご参加いただき、ありがとうございました。

裁判所では、裁判員を務められた方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、よりよい運用を検討するための資料とさせていただくことも予定しています。

お疲れのところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは手続に参加した御感想や御意見を記入していただくものです (守秘義務違反に当たる事項について回答を求めるものではありません。)。

> 〇〇地方裁判所 最高裁判所

※黒色のボールペンもしくは HB 以上の黒鉛筆をご使用ください。

- 問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」を選ばれた方は、実際に受け取った日よりも、何週間くらい前または後が適切であるかお書きください。
 - **1** (5.3%) もっと早く送ってほしい → 実際に受け取った日よりも 週間くらい<u>前</u>がよい
 - 2 (90.3%) 今ぐらいでよい
 - **3** (1.9%) もっと遅くてもよい → 実際に受け取った日よりも 週間くらい<u>後</u>がよい
 - **4** (1.5%) わからない

(1.0%) 不明

問2 裁判員等選任手続についてお聞きします。 質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について

質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

< 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど>
〜 負向子税中の行う時间に プいてなど /

問3 審理していた内容は理解しやすかったで さい。	すか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けくだ
1 (59.9%) 理解しやすかった	
2 (31.1%) 普通 3 (7.3%) 理解しにくかった	(1.6%) 不明
	等はわかりやすかったですか。検察官,弁護人,

わかりやすかった普通わかりにくかった不明検察官は・・・・1 (65.7%)2 (28.8%)3 (4.5%)(1.0%)弁護人は・・・・1 (38.1%)2 (43.5%)3 (17.2%)(1.1%)

2 (11.5%)

(1.0%)

3 (0.6%)

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。 あてはまる番号にいくつでも〇をお付けください。

- 1 (15.9%) 事件の内容が複雑であった
- 2 (4.9%) 証拠や証人が多数であった
- 3 (17.8%) 証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった

1 (86.9%)

- 4 (4.1%) 審理時間が長かった
- 5 (25.3%) その他

裁判官は・・・・

・具体的に

6 (35.3%) 理解しにくかった点はなかった

(13.2%) 不明

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。

- **1** (75.6%) 話しやすい雰囲気であった
- 2 (22.1%) 普通
- **3** (1.7%) 話しにくい雰囲気であった

(0.7%) 不明

問7 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。

- 1 (71.5%) 十分に議論ができた
- 2 (7.4%) 不十分であった
- **3** (19.7%) わからない

(1.5%) 不明

問8 評議の進め方(裁判官の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など) について, 何かお気づき の点があれば, ご自由にお書きください。

	1	(7.9%) 積極的にやってみたいと思っていた	
	2	(24.0%) やってみたいと思っていた	
	3	(32.5%) あまりやりたくないと思っていた	
	4	(19.3%) やりたくないと思っていた	
	5	(15.5%) 特に考えていなかった	(0.8%) 不明
問 1	0	問9でお答えになった理由をお書きください。	
問 1	1	裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとって したか。あてはまる番号に 1 つだけ〇をお付けくだ	
	1	(55.2%) 非常によい経験と感じた]
	2	(40.3%) よい経験と感じた	
	3	(2.2%) あまりよい経験とは感じなかった	
	4	(0.9%) よい経験とは感じなかった	
	5	(0.6%) 特に感じることはなかった	(0.8%) 不明
問 1	2	問11でお答えになった理由をお書きください。	
	_		
問 1	3	裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所のからの情報の提供、裁判所の設備など)についてお	
問 1	3	- 1 問13-2 これま	での裁判所の対応について, 何か感
-			たことがあれば、お書きください。
		はまる番号に1つだけ○をお	
17」(7 <	. /2 2 10 0	
	1	(74.0%) 適切であった	
	2	(24.3%) 普通	
	3	(0.6%) 不適切な対応が	
		あった	
		(1.1%) 不明	
問 1	4	これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを	何でも自由にお書きください。

問9 裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。あてはまる

番号に1つだけOをお付けください。

~最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。~

- F 1 あなたの性別(1つだけ)
 - **1** (55.1%) 男性
 - 2 (42.3%) 女性

(2.6%) 不明

F2 あなたの年齢(1つだけ)

1	(14.7%)	20代	4	(19.1%)	50代
2	(22.0%)	30代	5	(17.6%)	60代
3	(22 4%)	40件	6	(1.7%)	70歳以上

(2.5%) 不明

- F3 あなたの職業をお知らせください。(1つだけ)
 - 1 (55.8%) お勤め(公務員、会社経営者を含む)
 - **2** (7.2%) 自営・自由業
 - **3** (14.2%) パート・アルバイト
 - 4 (9.7%) 専業主婦·専業主夫
 - 5 (0.9%) 学生
 - 6 (7.2%) 無職
 - 7 (2.1%) その他

(3.0%) 不明

- F4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。(いくつでも)
 - 1 (16.3%) 育児をしている 一
 - 2 (3.1%) 介護をしている
 - 3 (61.6%) 育児も介護もしていない

(19.3%) 不明

- F4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。(いくつでも)
 - 1 (58.4%) 未就学児
 - 2 (27.0%) 学1~3年
 - 3 (29.7%) 小学4~6年

(10.2%) 不明

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

	裁判所記入欄					
裁判所番号						
事件番号	平成 年(わ)第	号			
質問票送付時期	1 6週間~7週	l間前 2 ~8	週間前 3 その他(週間前)		
審理の実日数	1 1日 2 2日	3 3日 4 41	日 5 5日 6 その他()日		
評議時間	1 240 分以内	2 360 分以内	3 480 分以内			
許爾呀间	4 600 分以内	5 720 分以内	9 6 720 分を超える			
自白・否認の別	1 自白	2 否	認			





アンケートご協力のお願い

~補充裁判員をお務めいただいた皆さんへ~

裁判にご参加いただき、ありがとうございました。

裁判所では、補充裁判員を務められた方を対象に、アンケートを実施しています。 ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、よりよい運用を検討するための資料とさせていただくことも予定しています。

お疲れのところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご 回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは手続に参加した御感想や御意見を記入していただくものです (守秘義務違反に当たる事項について回答を求めるものではありません。)。

> 〇〇地方裁判所 最高裁判所

- ※黒色のボールペンもしくは HB 以上の黒鉛筆をご使用ください。
- 問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。「もっと早く送ってほしい」または「遅くてもよい」を選ばれた方は、実際に受け取った日よりも、何週間くらい前または後が適切であるかお書きください。
 - **1** (5.0%) もっと早く送ってほしい → 実際に受け取った日よりも 週間くらい<u>前</u>がよい
 - 2 (90.4%) 今ぐらいでよい
 - **3** (1.9%) もっと遅くてもよい → 実際に受け取った日よりも 週間くらい<u>後</u>がよい
 - **4** (1.7%) わからない

(1.0%) 不明

問2 裁判員等選任手続についてお聞きします。 質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

<質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど>
<質問手続中の待ち時間についてなど>

問 3	審理していた内容は理解しやすかったですか。	あてはまる番号に1つだけ〇をお付けくだ
	さい。	

- 1 (61.2%) 理解しやすかった
- 2 (30.0%) 普通
- **3** (7.5%) 理解しにくかった

(1.3%) 不明

問4 検察官,弁護人,裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官,弁護人, 裁判官それぞれについて,あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。

	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	不明
検察官は・・・・	1 (65.5%)	2 (28.3%)	3 (5.1%)	(1.1%)
弁護人は・・・・	1 (37.1%)	2 (44.5%)	3 (17.2%)	(1.2%)
裁判官は・・・・	1 (87.0%)	2 (11.6%)	3 (0.4%)	(0.9%)

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。 あてはまる番号にいくつでも〇をお付けください。

- 1 (14.7%) 事件の内容が複雑であった
- **2** (5.2%) 証拠や証人が多数であった
- 3 (19.6%) 証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった
- **4** (4.5%) 審理時間が長かった
- 5 (23.7%) その他

具体的に

6 (36.0%) 理解しにくかった点はなかった

(13.5%) 不明

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。

- 1 (73.5%) 話しやすい雰囲気であった
- 2 (22.6%) 普通
- **3** (2.4%) 話しにくい雰囲気であった

(1.5%) 不明

問7 評議の進め方(裁判官の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など) について, 何かお気づき の点があれば, ご自由にお書きください。

問8 補充裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。あては まる番号に1つだけ〇をお付けください。

- **1** (7.7%) 積極的にやってみたいと思っていた
- 2 (27.6%) やってみたいと思っていた
- **3** (32.5%) あまりやりたくないと思っていた
- 4 (15.7%) やりたくないと思っていた
- **5** (15.4%) 特に考えていなかった

(1.0%) 不明

問 9	問8でお答えになった理由をお	書きください。
問 1		したことは,あなたにとってどのような経験であったと感 に1つだけ○をお付けください。
	1 (51.1%) 非常によい経験と感	じた 3 (2.7%) あまりよい経験とは感じなかった
	2 (43.3%) よい経験と感じた	4 (1.1%) よい経験とは感じなかった
		5 (0.7%) 特に感じることはなかった
(問 た」	1-1 10で「非常によい経験と感じ 「よい経験と感じた」と答えた (1) その理由をお書きください。	問 1 1 - 2 (1.2%) 不明 (問 1 0 で「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験 とは感じなかった」「特に感じることはなかった」と答えた 方に) その理由を次の中から、いくつでも選んでください。
		1 (28.8%) もともと裁判に参加することに意義を感じていなかったから 2 (28.0%) 正式な裁判員になることができなかったから 3 (21.2%) いつ正式な裁判員に選ばれるか分からず、不安だったから 4 (45.8%) その他
		(5.1%) 不明
問 1		ら、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所 投備など)についてお聞きします。
全 あ	2-1 体的な印象はいかがでしたか。 てはまる番号に1つだけ〇をお けください。	問12-2 これまでの裁判所の対応について,何か感じられたことがあれば,お書きください。
	1 (73.0%) 適切であった 2 (25.2%) 普通 3 (0.4%) 不適切な対応が あった	
n n .	(1.4%) 不明 '	
問 1	· 3 これまでお聞きしたもののほ 	か、お気づきのことを何でも自由にお書きください。

~最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。~

- F1 あなたの性別(1つだけ)
 - 1 (56.8%) 男性
 - 2 (41.5%) 女性

(1.7%) 不明

F2 あなたの年齢(1つだけ)

1	(14.0%)	20代	4	(19.3%)
2	(22.9%)	30代	5	(18.1%)

3 (22.1%) 40代 6 (1.8%) 70歳以上 (1.7%) 不明

- F3 あなたの職業をお知らせください。(1つだけ)
 - 1 (56.0%) お勤め(公務員、会社経営者を含む)
 - 2 (7.8%) 自営・自由業
 - **3** (14.7%) パート・アルバイト
 - 4 (9.0%) 専業主婦·専業主夫
 - 5 (0.9%) 学生
 - 6 (6.9%) 無職
 - 7 (2.6%) その他

(2.2%) 不明

- F4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。(いくつでも)
 - 1 (16.6%) 育児をしている -
 - 2 (3.1%) 介護をしている
 - 3 (61.6%) 育児も介護もしていない

(18.8%) 不明

50代 60代

- F4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。(いくつでも)
 - 1 (51.6%) 未就学児
 - 2 (38.5%) 小学1~3年
 - 3 (26.8%) 小学4~6年

(6.3%) 不明

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

	裁判所記入欄							
裁判所番号								
事件番号	平成 年(わ)第 号							
質問票送付時期	1 6週間~7週間前 2 ~8週間前 3 その他(週間前)							
審理の実日数	1 1日 2 2日 3 3日 4 4日 5 5日 6 その他()日							
評議時間	1 240 分以内 2 360 分以内 3 480 分以内							
計載時间	4 600 分以内 5 720 分以内 6 720 分を超える							
自白・否認の別	1 自白 2 否認							



く裁判員候補者用>



アンケートご協力のお願い

~裁判所にお越しいただいた裁判員候補者の皆さんへ~

本日は、裁判所までお越しいただき、ありがとうございました。

裁判所では、裁判員候補者の方を対象に、アンケートを実施しています。 ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、 公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、少しでも裁判員候 補者の方のご負担を軽減できるよう、よりよい運用を検討するための資料と させていただくことも予定しています。

大変お手数ではありますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力 いただきますようお願い申し上げます。

> 〇〇地方裁判所 最高裁判所

- ※黒色のボールペンもしくは HB 以上の黒鉛筆をご使用ください。
- 問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。あてはまる番号に1つだけ〇をお付けください。「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」を選ばれた方は、実際に受け取った日よりも、何週間くらい<u>前</u>または<u>後</u>が適切であるかお書きください。
 - **1** (4.8%) もっと早く送ってほしい → 実際に受け取った日よりも 過間くらい<u>前</u>がよい
 - 2 (87.8%) 今ぐらいでよい
 - **3** (2.0%) もっと遅くてもよい → 実際に受け取った日よりも; 週間くらい<u>後</u>がよい
 - **4** (3.9%) わからない

(1.6%) 不明

問2 裁判員等選任手続についてお聞きします。 質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

_

問 3	裁判員として選ばれることにつ をお付けください。	いてどう思っていまし <i>た</i>	cか。あてはまる番号に1つだけ〇
Γ		ハと思っていた	
	2 (23.7%) やってみたいと思っ	_ · · _	
	3 (27.7%) あまりやりたくない		
	4 (15.3%) やりたくないと思っ		
	5 (21.2%) 特に考えていなかっ		 (5.0%) 不明
L		12	(0.070) 11.91
問 4	ー1 裁判員に選ばれなかったこ 1つだけ〇をお付けください。	とについて,現在どう愿	^袋 じていますか。あてはまる番号に
	1 (25.9%) よかったと思う		
	2 (41.9%) このような制度にな	っている以上、仕方ない	いと思う
	3 (1.6%)不満である		
	4 (18.5%) 特に感想はない		
	5 (3.4%) その他		
	/ 具体的に		\
)
L			 (8.6%) 不明
門 4	- - 2 (問4-1で「不満である	」レダラセギに)その耳	日中 た む 書 キノ だ さ い
D] +	2 (同4 1 () 1 () () () () () () () ()	」と音んた力に)での思	
問 5	裁判員候補者名簿に載ってから らの情報の提供,裁判所の設備		対応(裁判所職員の対応,裁判所か します。
問 5	- 1	明ら一つ こわまでの	計判所の対応について 何か咸
	体的な印象はいかがでした)裁判所の対応について,何か感 とがあれば,お書きください。
か	。あてはまる番号に1つだけ	3 34072 -	The state of the s
0	をお付けください。		
	1 (56.4%) 適切であった		
	2 (37.3%) 普通		
	3 (0.5%) 不適切な対応が		
	あった		
_	(5.8%) 不明		
問 6	これまでお聞きしたもののほか	. お気づきのことを何て	ぎも自由にお書きください。

~最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。~

- F 1 あなたの性別(1つだけ)
 - 1 (52.9%) 男性
 - 2 (45.3%) 女性

(1.7%) 不明

- F2 あなたの年齢(1つだけ)
 - 1 (14.8%) 20代
- 4 (19.4%) 50代
- 2 (21.4%) 30代
- 5 (19.1%) 60代
- 3 (21.7%) 40代 6 (1.8%) 70歳以上

(1.8%) 不明

- F3 あなたの職業をお知らせください。(1つだけ)
 - 1 (51.5%) お勤め(公務員、会社経営者を含む)
 - 2 (7.7%) 自営・自由業
 - **3** (16.5%) パート・アルバイト
 - 4 (10.5%) 専業主婦·専業主夫
 - 5 (0.9%) 学生
 - 6 (8.2%) 無職
 - 7 (2.5%) その他

(2.3%) 不明

- F4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。(いくつでも)
 - 1 (15.7%) 育児をしている ――
 - 2 (4.1%) 介護をしている
 - 3 (61.2%) 育児も介護もしていない

(19.4%) 不明

- F4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。(いくつでも)
 - 1 (54.8%) 未就学児
 - 2 (34.7%) 小学1~3年
 - 3 (37.8%) 小学4~6年

(2.7%) 不明

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

		裁判所	記入	、欄			
裁判所番号							
事件番号	平成	年(わ)第			-	를	
質問票送付時期	1	6週間~7週間前	2	~8週間前	3	その他(週間前)



2 集計表

(クロス集計結果)

- (1) 裁判員アンケートの集計結果 … 83 ページ
- (2) 補充裁判員アンケートの集計結果・・・・ 108 ページ
- (3) 裁判員候補者アンケートの集計結果・・ 130ページ

(1)裁判員アンケートの集計結果

問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

【1】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× 実際の送付時期【縦軸】

※表内の上段	tは%、下段はn	全体	1 もっと早く 送ってほし い	2 今ぐらいで よい	3 もっと遅くて もよい	4 わからない	5 不明
	全体	100.0 8,458					1.0 85
実際	6週間~7週間前	100.0 5,914				1.4 84	1.0 58
	~8週間前	100.0 1,509				2.0 30	0.9 14
の送付時期	その他(何週間前)	100.0 1,035					1.3 13
期	不明	0	_	-	_	_	_

[2] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 1 2 3 4 5									
※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5		
		全体	もっと早く	今ぐらいで	もっと遅くて	わからない	不明		
			送ってほし	よい	もよい				
			L\						
	全体	100.0	5.3	90.3	1.9	1.5	1.0		
	土冲	8,458	452	7,635	157	129	85		
	1日又は2日	100.0	4.6	91.5	1.8	1.2	0.9		
	100020	2,788	128	2,552	49	34	25		
	3日	100.0	5.5	90.0	2.0	1.7	0.8		
審	30	2,961	163	2,666	60	49	23		
審理の実日数	4日	100.0	5.8	90.0	1.6	1.3	1.3		
の	40	1,491	87	1,342	24	19	19		
実	5日	100.0	6.1	87.2	2.4	2.6	1.7		
Ħ	30	578	35	504	14	15	10		
数	6日以上	100.0	6.1	89.2	1.6	1.9	1.3		
	OHMI	640	39	571	10	12	8		
	不明	0	_	-	_	_	_		

[3] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
	全体	100.0		90.3	1.9	1.5	1.0
	主体	8,458	452	7,635	157	129	85
F1	男性	100.0	5.0	91.2	1.8	1.2	0.9
	<i>7</i> 11	4,662	232	4,251	83	55	41
性 別	女性	100.0	5.7	89.8	2.0	2.0	0.5
別	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	3,580	204	3,216	72	70	18
	不明	100.0	7.4	77.8	0.9	1.9	12.0
	מפיור	216	16	168	2	4	26

【4】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上層	设は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く	今ぐらいで		わからない	不明
			送ってほし	よい	もよい		
			い				
	全体	100.0	5.3	90.3	1.9	1.5	1.0
	土体	8,458	452	7,635	157	129	85
F2	20代	100.0	7.6	87.8	1.7	2.2	0.8
	2010	1,245	94	1,093	21	27	10
年 齢	30代	100.0	5.9	91.1	1.3	1.3	0.4
齢	3010	1,857	110	1,691	24	25	7
	40代	100.0	5.2	91.2	2.0	0.9	0.6
	4010	1,897	99	1,730	38	18	12
	50代	100.0	4.3	91.2	2.2	1.6	0.6
	5010	1,612	70	1,470	36	26	10
	60代	100.0	4.0	90.4	2.4	1.9	1.3
	6010	1,486	59	1,344	35	28	20
	フの歩いし	100.0	2.7	95.2	0.7	0.7	0.7
	70歳以上	146	4	139	1	1	1
	不明	100.0	7.4	78.1	0.9	1.9	11.6
	1199	215	16	168	2	4	25

[5] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F3 職業【縦軸】

V=+010	LI 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く	今ぐらいで	もっと遅くて	わからない	不明
			送ってほし	よい	もよい		
			い				
	全体	100.0		90.3			1.0
	- PT	8,458	452	7,635	157	129	85
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	5.6	91.0	1.7	1.0	0.6
	者を含む)	4,717	266	4,294	82	49	26
職	~ ** ~ ~ #*	100.0	3.8	91.1	2.1	2.0	1.0
職業	自営・自由業	606	23	552	13	12	6
		100.0	5.6	89.4	2.2	2.0	0.9
	パート・アルバイト	1,205		1,077			11
		100.0		91.3		2.3	0.2
	專業主婦·專業主夫	818		747	17	19	2
		100.0		91.9	0.0		0.0
	学生	74	5	68	0.0	1.7	0.0
		100.0		89.6	1.8	2.1	1.5
	無職	608		545		13	1.3
							9
	その他	100.0		84.8	2.2	_	2.2
		178		151	4	6	4
	不明	100.0		79.8	1.6		10.7
	.1.91	252	15	201	4	5	27

【6】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 もっと早く 送ってほし い	2 今ぐらいで よい	3 もっと遅くて もよい	4 わからない	5 不明
	全体	100.0 8,458		90.3 7,635			
F4	育児をしている	100.0 1,375		91.9 1,264			
育児介護	介護をしている	100.0 262		88.5 232		0.4 1	0.8 2
介護	育児も介護もしていない	100.0 5,209		90.6 4,717		1.5 76	
	不明	100.0 1,629		88.3 1,438			

問3 審理内容の理解しやすさ

[7] 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
	全体	100.0 8,458		31.1 2,630	7.3 621	1.6 138
	1日又は2日	100.0 2,788		27.7 773	4.3 121	1.4 40
審	3日	100.0 2,961	60.1 1,779	31.4 930		1.5 45
審理の	4日	100.0 1,491	54.1 807	33.8 504		1.8 27
の実日数	5日	100.0 578		32.5 188		2.1 12
数	6日以上	100.0 640		36.7 235	12.3 79	2.2 14
	不明	0	ı	-	-	_

[8] 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段	/は%、下段はn	全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
	全体	100.0 8,458			7.3 621	1.6 138
	自白	100.0 5,115			5.0 256	
の否自 別認白	否認	100.0 3,343			10.9 365	
	不明	0	-	-	-	_

[9] 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件: 自白・否認の別 【自白】		全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
全体		100.0 5,115		29.0 1,483	5.0 256	
	1日又は2日	100.0 2,369		26.8 635	3.8 90	
審	3日	100.0 1,849		29.9 553	5.2 96	1.5 28
審 理 の	4日	100.0 680		33.5 228	8.4 57	2.1 14
の 実 日 数	5日	100.0 159		28.9 46	7.5 12	1.9 3
数	6日以上	100.0 58		36.2 21	1.7 1	0.0
	不明	0	-	-	_	_

【10】 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件: 自白・否認の別 【否認】		全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
	全体	100.0 3,343		34.3 1,147	10.9 365	1.9 63
	1日又は2日	100.0 419	57.3 240	32.9 138	7.4 31	2.4 10
審	3日	100.0 1,112	54.6 607	33.9 377	10.0 111	1.5 17
理の	4日	100.0 811	52.5 426	34.0 276		1.6 13
審理の実日数	5日	100.0 419	52.3 219	33.9 142	11.7 49	2.1 9
数	6日以上	100.0 582	47.4 276	36.8 214		2.4 14
	不明	0	_	_	_	_

問4 法廷での説明等のわかりやすさ

【11】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	111 IN ME CYLINATIVE TO TO THE EXPLANATION OF THE TOTAL O								
※表内の上段	は%、下段はn	全体	わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明			
全体		100.0 8,458		28.8 2,438	4.5 378	1.0 81			
	1日又は2日	100.0 2,788		27.6 770	4.0 112	0.8 22			
審	3日	100.0 2,961		28.7 850	5.1 152	0.8 23			
理 の	4日	100.0 1,491	63.9 953	31.5 469	3.2 48	1.4 21			
審理の実日数	5日	100.0 578		26.3 152	5.2 30	1.4 8			
数	6日以上	100.0 640			5.6 36	1.1 7			
	不明	0	_	_	-	_			

【12】 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

W++- 1 m	dia Trui					
※表内の上段	:は%、下段はn	全体	わかりやす	2 普通	わかりにく	4 不明
			かった		かった	
	全体	100.0	38.1	43.5	17.2	1.1
	主	8,458	3,223	3,683	1,455	97
	1日又は2日	100.0	42.8	42.5	13.7	1.0
		2,788	1,192	1,185	383	28
	3目	100.0	38.5	44.2	16.4	0.8
審理	30	2,961	1,141	1,308	487	25
理	4日	100.0	34.8	43.7	19.9	1.5
の	40	1,491	519	652	297	23
実	5日	100.0	32.4	44.6	21.5	1.6
の 実 日 数	30	578	187	258	124	9
数	6日以上	100.0	28.8	43.8	25.6	1.9
	0日以上	640	184	280	164	12
	不明	0	_	_	_	_

【13】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0 8,458			0.6 50	1.0 84
	1日又は2日	100.0 2,788			0.7 19	1.0 28
審	3日	100.0 2,961			0.6 19	0.7 22
審 理 の	4日	100.0 1,491			0.3 4	1.5 22
実日数	5日	100.0 578			0.7 4	1.6 9
数	6日以上	100.0 640			0.6 4	0.5 3
	不明	0	_	_	-	-

【14】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0 8,458		28.8 2,438	4.5 378	
	自白	100.0 5,115			3.9 201	0.9 48
の否自 別認白	否認	100.0 3,343			5.3 177	1.0 33
	不明	0	_	-	_	_

【15】 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

111 de la 118						
※表内の上段	は%、下段はn	全体	わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0 8,458		43.5 3,683	17.2 1,455	1.1 97
	自白	100.0 5,115		42.3 2,166	12.5 638	
の否自 別認白	否認	100.0 3,343		45.4 1,517	24.4 817	
•	不明	0	_	-	-	_

【16】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

E 1 0 2 1 1 1 1 1											
※表内の上段	は%、下段はn	全体	わかりやす かった	2 普 通	3 わかりにく かった	4 不明					
	全体	100.0 8,458				1.0 84					
	自白	100.0 5,115		10.9 555		1.0 52					
の否自 別認白	否認	100.0 3,343				1.0 32					
•	不明	0	_	-	_	-					

【17】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4
		全体	わかりやす	普通	わかりにく	不明
			かった		かった	
	全体		65.7	28.8	4.5	1.0
			5,561	2,438	378	81
問3	理解しやすかった	100.0	76.4	20.5	2.7	0.3
اداتا	理解しとすがりた	5,069	3,875	1,040	137	17
解審	普通	100.0	50.8	43.6	5.1	0.5
し理	百进	2,630	1,336	1,147	134	13
や内	1用級し にくかった	100.0	46.7	35.6	16.4	1.3
す容	理解しにくかった	621	290	221	102	8
さの	7 00	100.0	43.5	21.7	3.6	31.2
理	不明	138	60	30	5	43

【18】 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4
		全体	わかりやす	普通	わかりにく かった	不明
全体		100.0	38.1	43.5	17.2	1.1
	土144		3,223	3,683	1,455	97
問3	理解しやすかった	100.0	48.2	37.4	13.8	0.6
		5,069	2,444	1,898	698	29
解審	普通	100.0	24.0	56.8	18.5	0.7
し理	百进	2,630	631	1,494	486	19
や内	理解しにくかった	100.0	19.0	40.4	39.6	1.0
す容	理解しにくからだ	621	118	251	246	6
さの	不明	100.0	21.7	29.0	18.1	31.2
理		138	30	40	25	43

【19】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0 8,458		11.5 975	0.6 50	
問3	理解しやすかった	100.0 5,069			0.3 17	0.5 23
解審 し理	普通	100.0 2,630			0.6 17	0.5 14
や内 す容	理解しにくかった	100.0 621	76.8 477	20.5 127	2.4 15	0.3 2
さの 理	不明	100.0 138		8.0 11	0.7 1	32.6 45

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由

【20】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	TO THE COUNTY OF										
※表内の上段	tは%、下段はn	全体	1 事件の内容 が複雑で あった	2 証拠や証人 が多数で あった	3 証人や被告 人が法廷で 括す内容が わかりにく かった	4 審理時間が 長かった	⁵ その他 (具体的に)	6 理解しにく かった点は なかった	⁷ 不明		
	全体	100.0 8,458		4.9 416		4.1 343	25.3 2,144				
	1日又は2日	100.0 2,788		1.7 48	17.7 493	2.2 62	22.6 631	42.8 1,193			
審	3日	100.0 2,961	14.9 441	3.6 108			25.4 752		13.5 400		
審 理 の	4日	100.0 1,491	20.1 299	5.8 87	18.4 274		28.8 430				
実日数	5日	100.0 578		10.2 59		6.6 38	25.3 146		12.3 71		
数	6日以上	100.0 640		17.8 114		9.5 61	28.9 185				
	不明	0	_	_	_	_	-	_	-		

【21】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

				7.TW2 · · · III	- HW-77791				
※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6	7
		全体	事件の内容	証拠や証人	証人や被告	審理時間が	その他	理解しにく	不明
			が複雑で	が多数で	人が法廷で		(具体的に)	かった点は	
			あった	あった	話す内容が			なかった	
					わかりにく				
					かった				
	全体	100.0	15.9	4.9	17.8	4.1	25.3	35.3	13.2
	至14	8,458	1,346	416	1,506	343	2,144	2,984	1,115
	自白	100.0	12.0	3.7	15.8	3.0	22.5	40.1	14.9
	ВП	5,115	613	187	809	155	1,153	2,052	760
の否自	不到	100.0	21.9	6.9	20.8	5.6	29.6	27.9	10.6
別認白	否認	3,343	733	229	697	188	991	932	355
•	不明	0	_	_	_	_	_	_	_

【22】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※主巾の LM	は%、下段はn								
※茲内の工具	RIG-70. PERIGH	全体	1 事件の内容 が複雑で あった	2 証拠や証人 が多数で あった	3 証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった		5 その他 (具体的に)	6 理解しにく かった点は なかった	7 不明
	全体	100.0 8,458					25.3 2,144		13.2 1,115
問3	理解しやすかった	100.0 5,069		3.1 155	13.6 690				14.2 721
解審 し理	普通	100.0 2,630				6.2 163			12.5 329
や内 す容	理解しにくかった	100.0 621	52.8 328	11.4 71			44.4 276		2.6 16
さの 理	不明	100.0 138				3.6 5	24.6 34		35.5 49

【23】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6	7
		全体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	長かった	その他(具体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
	全体	100.0		4.9	17.8		25.3		
		8,458	1,346	416	1,506	343	2,144	2,984	1,115
問4	わかりやすかった	100.0					22.5		
11-17-7	1010 7 (9 10 512	5,561	779	224	901	170	1,251	2,238	772
わ官法	普通	100.0	18.6	6.7	20.0	5.7	28.2	28.5	11.4
かの廷	日地	2,438	453	164	487	138	687	694	277
り説で	わかりにくかった	100.0	27.0	6.9	28.0	8.7	50.3	11.6	6.1
や明の	1701912(017)	378	102	26	106	33	190	44	23
す等 検	不明	100.0	14.8	2.5	14.8	2.5	19.8	9.9	53.1
さの察	1 H	81	12	2	12	2	16	8	43

【24】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	の一位にいうが上がについ		O PICTER!	RTM1 · · IPI	1-11-	71 HX 7 12 47 H/U			
※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6	7
		全体			証人や被告		その他	理解しにく	不明
			が複雑で	が多数で	人が法廷で		(具体的に)	かった点は	
			あった	あった	話す内容が			なかった	
					わかりにく				
					かった				
	全体	100.0	15.9	4.9	17.8	4.1	25.3	35.3	13.2
	土件	8,458	1,346	416	1,506	343	2,144	2,984	1,115
問4	わかりやすかった	100.0	12.4	3.5	11.6	2.5	18.8	44.5	17.2
	17219 (69 2012)	3,223	399	113	375	82	605	1,433	555
わ 人 法	普通	100.0	17.0	5.5	18.8	4.5	26.4	34.2	11.5
かの廷	自地	3,683	627	203	694	164	973	1,258	423
り説で	わかりにくかった	100.0	21.2	6.7	29.2	6.3	37.6	19.2	6.2
や明の	れがめにくかった	1,455	308	98	425	91	547	280	90
す等 弁	不明	100.0	12.4	2.1	12.4	6.2	19.6	13.4	48.5
さの護	から	97	12	2	12	6	19	13	47

【25】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 事件の内容 が複雑で あった	2 証拠や証人 が多数で あった	3 証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	長かった	5 その他 (具体的に)	6 理解しにく かった点は なかった	7 不明
	全体	100.0 8,458					25.3 2,144		13.2 1,115
問4	わかりやすかった	100.0 7,349					24.7 1,818	37.1 2,723	12.9 945
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 975		7.4 72			30.7 299	24.9 243	11.9 116
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 50			24.0 12		28.0 14	18.0 9	12.0 6
す等 裁 さの 判	不明	100.0		0.0	_	3.6 3	15.5 13		57.1 48

問6 評議における話しやすさ

【26】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	² 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458			1.7 143	0.7 56
	1日又は2日	100.0 2,788			1.7 47	0.6 18
審	3日	100.0 2,961	75.3 2,231	22.8 674	1.5 43	
理の	4日	100.0 1,491	74.5 1,111	22.8 340	1.7 26	0.9 14
審理の実日数	5日	100.0 578		25.1 145	2.1 12	1.2 7
数	6日以上	100.0 640			2.3 15	0.6 4
	不明	0	-	-	_	-

【27】 問6 評議における話しやすさ【横軸】×評議時間【縦軸】

		11121112	31-3E3R1H2			
※表内の上記	 改は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	· 2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		22.1 1,866	1.7 143	0.7 56
	240分以内	100.0 443		26.2 116	1.1 5	0.5 2
	360分以内	100.0 1,470		23.3 343		0.7 11
評	480分以内	100.0 2,139		22.6 484		0.8 18
評 議 時	600分以内	100.0 1,567	77.0 1,207	20.6 323		0.5 8
間	720分以内	100.0 1,099		21.4 235		0.4 4
	720分を超える	100.0 1,740		21.0 365		0.7 13
	不明	0	-	-	_	-

【28】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

[ZO] [D]			一口 いいくく カリ しゃ	化千四.1		
※表内の上段は%、下段はn		全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		22.1 1,866	1.7 143	0.7 56
	自白	100.0 5,115		22.1 1,129	1.6 82	0.7 36
の否自 別認白	否認	100.0 3,343		22.0 737	1.8 61	0.6 20
	不明	0	_	_	-	_

[29] 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458			1.7 143	0.7 56
問3	理解しやすかった	100.0 5,069		16.8 850	0.9 47	0.2 8
解審 し理	普通	100.0 2,630			2.4 63	0.3 7
や内 す容 さの	理解しにくかった	100.0 621	68.8 427	25.6 159	5.3 33	0.3 2
さの 理	不明	100.0 138		14.5 20		28.3 39

【30】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

ツまホのしの	11±0/ TED.1±					
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458			1.7 143	0.7 56
問4	わかりやすかった	100.0 5,561			1.4 77	0.1 8
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 2,438			2.2 53	0.2 6
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 378		25.9 98	2.9 11	0.5 2
す等 検 さの 察	不明	100.0 81			2.5 2	49.4 40

【31】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は% 下段はn	1	4	0	0	
, AR 107 EA	(a/0.1 // / / / / / / / / /	全体	話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		22.1 1,866	1.7 143	0.7 56
問4	わかりやすかった	100.0 3,223		20.0 644	1.0 33	0.2 8
わ 人 法 かの廷	普通	100.0 3,683			1.9 70	0.1 3
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 1,455		23.2 338	2.7 39	0.3 5
す等 弁 さの 護	不明	100.0 97	45.4 44		1.0 1	41.2 40

【32】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

LOZ J IDJ	ひ 町成にのいる間にですでい	4+M1 / INIT	本屋 この「数	ペーコロ オマンロルウ	7) 42 624277)	C A C LANCEM
※表内の上段	tは%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		22.1 1,866	1.7 143	0.7 56
問4	わかりやすかった	100.0 7,349		19.3 1,415	1.2 91	0.2 14
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 975		43.3 422	4.9 48	
り説で	わかりにくかった	100.0 50		30.0 15	4.0 2	2.0 1
す等 裁 さの 判	不明	100.0 84		16.7 14	2.4 2	47.6 40

【33】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【縦軸】

		CTM2 ·· IAJO		1961-1971-19	C(- <u>T</u> / -	
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0		22.1	1.7	0.7
		8,458			143	
問5	事件の内容が複雑であっ	100.0		22.5	2.6	
Otal	た	1,346	1,004	303	35	4
て法	証拠や証人が多数であっ	100.0	73.8	22.1	3.8	0.2
`廷	t-	416	307	92	16	1
理で	証人や被告人が法廷で話	100.0	74.0	23.5	2.3	0.2
解の	す内容がわかりにくかった	1,506	1,114	354	35	3
し手	審理時間が長かった	100.0	62.7	30.9	6.4	0.0
に続	番壁時間が長がつた	343	215	106	22	0
く全	その他(具体的に)	100.0	76.9	21.2	1.8	0.2
か般	ての他(具体的に)	2,144	1,648	454	38	4
っに	理解しにくかった点はな	100.0	77.7	21.0	1.0	0.2
たつ 理い	かった	2,984	2,320	628	31	5
壁い由	不明	100.0	74.0	21.4	0.8	3.8
н	个明	1,115	825	239	9	42

問7 評議における議論の充実度

【34】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 8,458		7.4 622	19.7 1,663	1.5 125
	1日又は2日	100.0 2,788		6.5 181	19.8 553	
審	3日	100.0 2,961	71.1 2,105	8.0 237	19.9 590	
審理の	4日	100.0 1,491	70.0 1,043	7.2 108	20.6 307	
の 実 日 数	5日	100.0 578		8.1 47	17.6 102	
数	6日以上	100.0 640		7.7 49	17.3 111	1.4 9
	不明	0	-	-	-	-

【35】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 評議時間【縦軸】

※表内の上	段は%、下段はn		_		0	
XX1107	216 /01 121611	全体	十分に議論	² 不十分で	3 わからない	⁴ 不明
			ができた	あった		
		100.0		7.4	19.7	1.5
		8,458	6,048	622	1,663	125
	240分以内	100.0	69.1	7.2	21.7	2.0
	240万以内	443	306	32	96	9
	360分以内	100.0	71.6	7.0	19.9	1.5
	360分以内	1,470	1,052	103	293	22
	480分以内	100.0	70.7	7.0	20.9	1.4
評	460万以内	2,139	1,512	149	448	30
議	600分以内	100.0	70.6	7.3	20.8	1.3
評 議 時	6007KM	1,567	1,106	114	326	21
間	700// 12/14	100.0	71.5	8.0	18.4	2.1
	720分以内	1,099	786	88	202	23
	700/\ ± ±71 = 7	100.0	73.9	7.8	17.1	1.1
	720分を超える	1,740	1,286	136	298	20
	不明	0	-	_	-	-

【36】問7 評議における議論の充実度【横軸】×評議時間【縦軸】

※表内の上段条件:審理の実【1日又は		全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 2,788		6.5 181	19.8 553	1.6 44
	240分以内	100.0 221	71.0 157	5.0 11	21.7 48	2.3 5
	360分以内	100.0 809		7.0 57	21.1 171	1.6 13
評 議 時	480分以内	100.0 906		5.4 49		1.8 16
時 間	600分以内	100.0 569		8.1 46	18.6 106	1.2 7
	720分以内	100.0 145		5.5 8	16.6 24	1.4 2
	720分を超える	100.0 138		7.2 10		0.7 1

【37】問7 評議における議論の充実度【横軸】×評議時間【縦軸】

※表内の上段 条件: 審理の実 【3日】	は%、下段はn 日数	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 2,961		8.0 237		
	240分以内	100.0 174		9.8 17	18.4 32	1.1 2
	360分以内	100.0 493		7.9 39		1.0 5
評 議	480分以内	100.0 818		8.7 71	21.6 177	0.6 5
時 間	600分以内	100.0 578		7.3 42		1.2 7
	720分以内	100.0 444		9.0 40		0.9 4
	720分を超える	100.0 454		6.2 28		

【38】問7 評議における議論の充実度[横軸]×評議時間【縦軸】

※表内の上段 条件: 審理の実 【4日】	设は%、下段はn 日数	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 1.491	70.0 1.043	7.2 108	20.6 307	2.2 33
	240分以内	100.0	54.2	8.3 4		4.2
	360分以内	100.0 127		3.1 4	22.0 28	
評 議 時 間	480分以内	100.0 326		6.4 21	20.9 68	2.1 7
時 間	600分以内	100.0 270		5.2 14	24.4 66	1.1 3
	720分以内	100.0 307	68.4 210	6.5 20	20.8 64	4.2 13
	720分を超える	100.0 413		10.9 45	15.7 65	1.5 6

【39】問7 評議における議論の充実度【横軸】×評議時間【縦軸】

W++ = 1 m	Mar Title					
	は%、下段はn	A 44	1	- 120 -	3	4
条件:		全体	十分に議論	不十分で	わからない	不明
審理の実	日数		ができた	あった		
[5日]						
	全体	100.0	72.5	8.1	17.6	1.7
	主体	578	419	47	102	10
	240分以内	0	_	_	_	_
	24077 241	, and the second				
	360分以内	100.0		6.9	24.1	3.4
_	000/1/2/1	29		2	7	1
評 議 時 間	480分以内	100.0		9.3	20.9	4.7
議	100% % 1	43		4	9	2
時	600分以内	100.0		9.2		1.8
間	00077261	109		10		2
	720分以内	100.0		11.7	18.8	0.8
	72077 871	128	88	15	24	1
	720分を超える	100.0		5.9	15.6	1.5
	72071 ENEXTO	269	207	16	42	4

【40】問7 評議における議論の充実度【横軸】×評議時間【縦軸】

※表内の上段 条件: 審理の実見 【6日以上		全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
TO DAY	<u>/</u> 全体	100.0		7.7	17.3	1.4
	<u> </u>	640	471	49	111	9
	240分以内	0	-	-	_	_
	360分以内	100.0		8.3	16.7	8.3
		12	8	1	2	1
評	480分以内	100.0	65.2	8.7	26.1	0.0
議	480万及内	46	30	4	12	0
評 議 時	600分以内	100.0	73.2	4.9	17.1	4.9
間	8007KM	41	30	2	7	2
	720分以内	100.0	72.0	6.7	17.3	4.0
	720万以内	75	54	5	13	3
	720分を超える	100.0	74.9	7.9	16.5	0.6
	/20万で旭ん句	466	349	37	77	3

【41】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段	tは%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	⁴ 不明		
	全体	100.0 8,458		7.4 622	19.7 1,663	1.5 125		
	自白	100.0 5,115		7.4 378	19.9 1,019	1.5 76		
の否自 別認白	否認	100.0 3,343			19.3 644	1.5 49		
•	不明	0	-	-	-	_		

【42】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

	, 11 have -00:3 @ have him +> 30.5<25		т ш ш т										
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明							
	全体	100.0 8,458		7.4 622	19.7 1,663	1.5 125							
問3	理解しやすかった	100.0 5,069		5.6 282		0.9 48							
解審 し理	普通	100.0 2,630		9.2 242	28.1 738	0.9 24							
や内 す容	理解しにくかった	100.0 621	57.3 356	14.7 91	26.4 164	1.6 10							
さの 理	不明	100.0 138		5.1 7	14.5 20								

【43】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 8,458			19.7 1,663	1.5 125
問4	わかりやすかった	100.0 5,561		6.9 382	18.0 1,001	1.0 57
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 2,438			23.3 567	1.0 24
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 378			22.8 86	0.3 1
す等 検 さの 察	不明	100.0 81	32.1 26	3.7 3	11.1 9	53.1 43

【44】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 8,458		7.4 622	19.7 1,663	1.5 125
問4	わかりやすかった	100.0 3,223		6.7 215	17.1 552	1.0 32
わ 人 法 かの廷	普通	100.0 3,683		7.3 269	21.7 798	1.0 36
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 1,455		9.2 134	20.8 303	1.1 16
す等 弁 さの 護	不明	100.0 97	43.3 42	4.1 4	10.3 10	42.3 41

【45】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 8,458		7.4 622	19.7 1,663	1.5 125
問4	わかりやすかった	100.0 7,349			17.9 1,319	1.0 74
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 975		13.3 130	33.0 322	0.8 8
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 50		12.0 6	24.0 12	2.0 1
す等 裁 さの 判	不明	100.0 84			11.9 10	50.0 42

【46】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0 8,458	71.5 6,048	7.4 622	19.7 1,663	1.5 125
問5	事件の内容が複雑であっ た	100.0 1,346		10.9 147	21.2 286	0.9 12
て法 、廷	証拠や証人が多数であった	100.0 416	68.8 286	9.6 40	20.9 87	0.7 3
理で 解の	証人や被告人が法廷で話 す内容がわかりにくかった	100.0 1,506		10.5 158	22.8 344	1.4 21
し手に続	審理時間が長かった	100.0 343	62.4 214	12.8 44	23.6 81	1.2 4
く全 か般	その他(具体的に)	100.0 2,144	70.5 1,512	8.6 184	19.9 427	1.0 21
っに たつ 理い	理解しにくかった点はな かった	100.0 2,984	77.0 2,298	4.7 140	17.6 526	0.7 20
世い由	不明	100.0 1,115		5.9 66	19.3 215	5.5 61

【47】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問6 評議における話しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 十分に議論 ができた	2 不十分で あった	3 わからない	4 不明
	全体	100.0	71.5	7.4		1.5
	主体	8,458	6,048	622	1,663	125
問6	話しやすい雰囲気であった	100.0		5.0		1.0
	品しにすい・雰囲気にめった	6,393	5,129	319	884	61
話評	普通	100.0	47.4	13.4	38.0	1.2
し議	百进	1,866	885	250	709	22
やに	話しにくい雰囲気であった	100.0	18.2	36.4	44.8	0.7
すお	品しにいう母気でありた	143	26	52	64	1
さけ	不明	100.0	14.3	1.8	10.7	73.2
る	个明	56	8	1	6	41

問9 裁判員に選ばれる前の気持ち

【48】 問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上昇	gは%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	積極的に やってみた		たくないと	やりたくな いと思って	特に考えて いなかった	不明
			いと思って いた	いた	思っていた	いた		
	全体	100.0 8,458				19.3 1.633		
	H 14	100.0		-			,	
F1	男性	4,662	494	1,375	1,427	639	701	26
性	女性	100.0	4.6	16.9	35.1	26.5	16.3	0.5
別	X II	3,580	166	606	1,257	950	584	17
	不明	100.0 216		20.8 45		20.4 44		10.6 23

【49】 問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	gは%、下段はn		-	2	3	4	5	6
/K3X1707_1	210770 1 721011	全体	- 積極的に	やってみた	あまりやり	4 やりたくな	特に考えて	_
		土冲						11.03
			やってみた	いと思って	たくないと	いと思って	いなかった	
			いと思って	いた	思っていた	いた		
			いた					
	全体	100.0	7.9	24.0	32.5	19.3	15.5	0.8
	主体	8,458	669	2,026	2,749	1,633	1,315	66
Ε0	204	100.0	12.2	28.8	27.0	16.1	15.8	0.2
F2	20代	1,245	152	358	336	200	197	2
年	00/4	100.0	10.0	25.7	32.1	16.4	15.2	0.6
年 齢	30代	1,857	185	477	596	304	283	12
	40/3	100.0	6.5	23.1	34.3	20.1	15.5	0.5
	40代	1,897	123	438	651	381	294	10
	50 <i>(</i> *)	100.0	5.9	20.7	35.5	21.6	15.8	0.4
	50代	1,612	95	334	573	348	255	7
	CO/Ib	100.0	4.8	20.2	35.0	23.8	15.4	0.8
	60代	1,486	71	300	520	354	229	12
	70#NI	100.0	23.3	50.0	7.5	1.4	17.8	0.0
	70歳以上	146				2	26	
	7.00	100.0	4.2	21.4	28.8	20.5	14.4	10.7
	不明	215				44		23

【50】 問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F3 職業【縦軸】

※主由の上が	:は%、下段はn							
※ 教内の工段	16% PFX 1611	A 44	1	2	3	4	5	6
		全体	積極的に	やってみた	あまりやり	やりたくな	特に考えて	不明
			やってみた	いと思って	たくないと	いと思って	いなかった	
			いと思って	いた	思っていた	いた		
			いた					
	全体	100.0	7.9	24.0	32.5	19.3	15.5	0.8
	土件	8,458	669	2,026	2,749	1,633	1,315	66
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	8.9	27.8	31.8	16.3	14.8	0.5
	者を含む)	4,717	418	1,309	1,499	768	700	23
職業	自営·自由業	100.0	9.9	23.1	32.8	16.3	17.0	0.8
業	日母,日田老	606	60	140	199	99	103	5
	パート・アルバイト	100.0	5.0	15.7	36.4	26.6	16.1	0.2
	//—r·//////	1,205	60	189	439	320	194	3
	事業子相 事業子士	100.0	3.7	15.0	34.1	29.3	17.4	0.5
	専業主婦・専業主夫	818	30	123	279	240	142	4
	学生	100.0	32.4	32.4	16.2	2.7	16.2	0.0
	子生	74	24	24	12	2	12	0
	Arre Mitch	100.0	8.9	24.8	30.4	19.4	15.6	0.8
	無職	608	54	151	185	118	95	5
	7.0.14	100.0	7.3	20.2	34.3	20.8	16.3	1.1
	その他	178	13	36	61	37	29	2
	7.00	100.0	4.0	21.4	29.8	19.4	15.9	9.5
	不明	252	10		75			24

【51】 問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 積極的に やってみた いと思って いた	2 やってみた いと思って いた	3 あまりやり たくないと 思っていた	4 やりたくな いと思って いた	5 特に考えて いなかった	6 不明
	全体	100.0 8,458	7.9 669			19.3 1,633		0.8 66
F4	育児をしている	100.0 1,375			33.7 463	16.4 226		0.4 6
育児	介護をしている	100.0 262	6.5 17	15.6 41	35.5 93		18.3 48	1.9 5
介 護	育児も介護もしていない	100.0 5,209	8.4 436					0.5 24
	不明	100.0 1,629	6.5 106		33.3 543	21.2 345		

問11 裁判員として裁判に参加した感想

【52】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
	全体	100.0	55.2	40.3	2.2	0.9	0.6	3.0
	土件	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69
F1	男性	100.0	58.0	38.3	1.8	0.8	0.6	0.6
	DIE	4,662	2,702	1,784	86	38	26	26
性	女性	100.0	52.2	42.9	2.7	1.1	0.6	0.5
別	女性	3,580	1,867	1,536	97	41	20	19
	7 00	100.0	47.2	40.3	0.5	0.5	0.5	11.1
	不明	216	102	87	1	1	1	24

【53】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上月	gは%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	非常によい	よい経験と	あまりよい	よい経験と	特に感じる	不明
			経験と感じ た	感じた	経験とは感じなかった	は感じな かった	ことはな かった	
	全体	100.0		40.3		0.9	0.6	3.0
	王 阡	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69
F2	20代	100.0	62.7	33.2		0.3	1.3	0.3
	2010	1,245	780	413	28	4	16	4
年 齢	204	100.0	60.2	37.0	1.2	0.8	0.6	0.3
ᇑ	30代	1,857	1,117	687	22	14	11	6
	40代	100.0	56.4	40.1	1.8	0.9	0.3	0.5
	4010	1,897	1,070	760	35	17	5	10
	50/b	100.0	49.3	44.5	3.5	1.2	0.7	0.7
	50代	1,612	795	718	57	19	12	11
	CO/15	100.0	46.9	47.6	2.7	1.6	0.2	0.9
	60代	1,486	697	708	40	24	3	14
	コの歩いし	100.0	75.3	23.3	0.7	0.7	0.0	0.0
	70歳以上	146	110	34	1	1	0	0
	700	100.0	47.4	40.5	0.5	0.5	0.0	11.2
	不明	215	102	87	1	1	0	24

【54】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F3 職業【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	非常によい 経験と感じ	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感	よい経験と は感じな	特に感じる ことはな	不明
			た		じなかった	かった	かった	
	全体	100.0	55.2	40.3	2.2	0.9	0.6	0.8
	主体	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	59.0	37.2	2.1	0.7	0.6	0.4
	者を含む)	4,717	2,785	1,755	98	31	27	21
職業	自営・自由業	100.0	54.1	42.4	1.7	1.2	0.3	0.3
業		606	328	257	10	7	2	2
	パート・アルバイト	100.0	51.7	43.6	2.7	1.1	0.7	0.3
	71-1-770719	1,205	623	525	32	13	8	4
	専業主婦・専業主夫	100.0	45.6	48.9	2.8	1.3	0.4	1.0
	守未工州 守未工人	818	373	400	23	11	3	8
	学生	100.0	73.0	24.3	0.0	0.0	2.7	0.0
	子王	74	54	18	0	0	2	0
	無職	100.0	48.4	45.1	2.6	1.8	0.8	1.3
	無報	608	294	274	16	11	5	8
	その他	100.0	51.1	43.3	2.8	2.2	0.0	0.6
	-C OVIE	178	91	77	5	4	0	1
	不明	100.0	48.8	40.1	0.0	1.2	0.0	9.9
	11 HJ	252	123	101	0	3	0	25

【55】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※主由の上四	は%、下段はn			_	_	_	_	_
※衣内の工技	1d-70、 F\$Z d-11	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	。 不明
	全体	100.0						
	土件	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69
F4	育児をしている	100.0			0.9	0.6	0.4	0.2
	H7020 CV-0	1,375	853	493	13	8	5	3
育 児	介護をしている	100.0	50.8	43.1	2.7	1.1	0.8	1.5
児	月 暖さしている	262	133	113	7	3	2	4
介護	育児も介護もしていない	100.0	55.7	40.0	2.3	0.9	0.6	0.5
護	自光も月接もしていない	5,209	2,899	2,084	120	49	29	28
	不明	100.0	48.9	44.4	2.7	1.2	0.7	2.1
	11.64	1,629	796	723	44	20	11	35

【56】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 8,458		40.3 3,407	2.2 184	0.9 80	0.6 47	0.8 69
	1日又は2日	100.0 2,788		39.7 1,106	1.8 49		0.4 11	0.6 17
審	3日	100.0 2,961	53.5 1,584	41.6 1,233		1.0 29	0.7 20	0.6 18
審理の	4日	100.0 1,491	54.9 819	40.6 606			0.6 9	1.2 18
の実日数	5日	100.0 578		35.8 207	2.8 16		0.9 5	1.7 10
数	6日以上	100.0 640		39.8 255			0.3 2	0.9 6
	不明	0	-	-	_	-	-	_

【57】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 評議時間【縦軸】

※表内の上段	设は%、下段はn	全体	非常によい 経験と感じ	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感	4 よい経験と は感じな	5 特に感じる ことはな	6 不明
			性級と感じた	感じた	じなかった	かった	かった	
		100.0		40.3				0.8
		8,458		3,407	184			69
	240分以内	100.0	51.7	44.7	2.3	0.2	0.5	0.7
	240万以内	443	229	198	10	1	2	3
	360分以内	100.0		40.7	2.2		0.5	0.7
	300万及内	1,470	810		33	11	8	10
	480分以内	100.0		42.1	2.2		0.7	0.9
評	480万以内	2,139	1,130	900	46	29	14	20
評 議 問	600分以内	100.0	57.1	38.7	2.0	0.8	0.6	0.8
時	0007 MM	1,567	894	607	31	13	10	12
間	720分以内	100.0	57.3	38.1	2.2	1.3	0.4	0.7
	720万以内	1,099	630	419	24	14	4	8
	720分を超える	100.0	56.2	39.4	2.3	0.7	0.5	0.9
	/20万で超んる	1,740	978	685	40	12	9	16
	不明	0	-	-	_	-	_	_

【58】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 1 2 3 4 5 6										
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1	2	3	4	5	6		
			非常によい	よい経験と	あまりよい	よい経験と	特に感じる	不明		
			経験と感じ	感じた	経験とは感	は感じな	ことはな			
			た		じなかった	かった	かった			
		100.0	55.2	40.3	2.2	0.9	0.6	0.8		
	王14	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69		
	自白	100.0	54.8	40.8	2.2	0.9	0.5	0.7		
	п	5,115	2,803	2,089	113	46	26	38		
の否自	否認	100.0	55.9	39.4	2.1	1.0	0.6	0.9		
別認白	白部	3,343	1,868	1,318	71	34	21	31		
	不明	0	_	_	_	_	-	_		

【59】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 8,458		40.3 3,407	2.2 184	0.9 80	0.6 47	0.8 69
問3	理解しやすかった	100.0 5,069		34.0 1,724		0.7 37	0.2 9	0.3 14
解審 し理	普通	100.0 2,630		51.9 1,365	3.2 84	1.1 29	1.1 30	0.5 14
や内 す容	理解しにくかった	100.0 621	48.3 300	43.3 269	4.3 27	2.1 13	1.3 8	0.6 4
さの 理	不明	100.0 138		35.5 49	0.7 1	0.7 1	0.0 0	26.8 37

【60】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 1 2 3 4 5									
※我們の工 权	16-70. [*\$Z16-11	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	。 不明	
	全体	100.0		40.3	2.2	0.9		0.8	
		8,458	4,671	3,407	184	80	47	69	
問4	わかりやすかった	100.0		37.4	2.1	0.8		0.3	
1117	1213-5 (- 3 13-21)	5,561	3,289	2,078	116	43	16	19	
わ官法	普通	100.0	47.6	47.5	2.3	1.1	1.1	0.4	
かの廷	百进	2,438	1,160	1,159	55	27	27	10	
り説で	わかりにくかった	100.0	53.2	39.7	3.4	2.1	1.1	0.5	
や明の	170.912(0.372	378	201	150	13	8	4	2	
す等 検	不明	100.0			0.0	2.5	0.0	46.9	
さの察	.1.61	81	21	20	0	2	0	38	

【61】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 1 2 2 4 5 6									
※表内の上段	にか、ト校はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明	
	全体	100.0 8,458		40.3 3,407	2.2 184	0.9 80	0.6 47	0.8 69	
問4	わかりやすかった	100.0 3,223		35.8 1,153	2.2 72	0.9 28	0.2 6	0.4 12	
わ 人 法 かの廷	普通	100.0 3,683		44.4 1,637	2.1 76	0.8 30	0.7 26	0.4 13	
り説で	わかりにくかった	100.0 1,455		40.3 586	2.5 36		1.0 15	0.5 7	
す等 弁 さの 護	不明	100.0 97	27.8 27	32.0 31	0.0 0	2.1 2	0.0 0	38.1 37	

【62】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

1027 同日 数刊見こして数刊に参加した窓心は特和」へ同子 仏廷(の[数刊台]の記例寺の4777・7 ですで[軟神]										
※表内の上段は%、下段はn		全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明		
	全体	100.0 8,458		40.3 3,407	2.2 184	0.9 80		0.8 69		
問4	わかりやすかった	100.0 7,349			1.9 142	0.7 54	0.2 18	0.4 27		
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 975		55.6 542	3.7 36	2.4 23	2.8 27	0.5 5		
り説で	わかりにくかった	100.0 50	26.0 13		10.0 5	2.0 1	4.0 2	0.0 0		
す等 裁 さの 判	不明	100.0 84		31.0 26	1.2 1	2.4 2	0.0 0	44.0 37		

【63】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問6 評議における話しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 8,458		40.3 3,407	2.2 184	0.9 80		0.8 69
問6	話しやすい雰囲気であった	100.0 6,393		36.8 2,352	1.6 103	0.6 41	0.2 15	0.2 15
話評 し議	普通	100.0 1,866		52.7 984	3.6 67	1.7 31	1.5 28	0.8 14
やに すお	話しにくい雰囲気であった	100.0 143		44.1 63	9.1 13	4.9 7	2.8 4	0.0
さける	不明	100.0 56	10.7 6	14.3 8	1.8 1	1.8 1	0.0 0	71.4 40

【64】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問7 評議における議論の充実度【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	※表内の上段は%、下段はn 1 2 3 4								
		全体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明		
	全体	100.0		40.3	2.2		0.6	0.8		
	± 111.	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69		
問7	十分に議論ができた	100.0			1.4	0.6	0.2	0.2		
	プリー・・ フリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6,048	3,720	2,182	82	34	15	15		
議評 論議	不十分であった	100.0	43.2	48.9	5.0	1.9	0.8	0.2		
	71 171 (80) 272	622	269	304	31	12	5	1		
のに	わからない	100.0	38.7	52.9	4.1	1.9	1.6	0.7		
充お	1777.5/20.	1,663	644	880	69	32	27	11		
実け	不明	100.0		32.8	1.6	1.6	0.0	33.6		
度る	1199	125	38	41	2	2	0	42		

【65】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	非常によい 経験と感じ	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感	よい経験と は感じな	特に感じる ことはな	不明
			在級と恐し た	必した	だなかった	かった	かった	
		100.0		40.3		0.9	0.6	3.0
	主体	8,458	4,671	3,407	184	80	47	69
問9	積極的にやってみたいと	100.0	93.0	6.3	0.6	0.0	0.0	0.1
前裁	思っていた	669	622	42	4	0	0	1
	やってみたいと思っていた	100.0	68.5	30.6	0.5	0.1	0.2	0.1
の判		2,026	1,388	619	11	2	4	2
気員	あまりやりたくないと思って	100.0	48.4	48.5	2.0	0.6	0.4	0.1
持に	いた	2,749	1,331	1,333	55	16	10	4
ち選	やりたくないと思っていた	100.0	35.6	53.3	5.8	3.3	1.2	0.7
ば	でめたくないと思うていた	1,633	581	871	95	54	20	12
れ	特に考えていなかった	100.0	56.1	40.5	1.4	0.5	1.0	0.0
る	付に行んていなかづた	1,315	738	532	18	7	13	7
	不明	100.0	16.7	15.2	1.5	1.5	0.0	65.2
	1,171	66	11	10	1	1	0	43

問13-1 裁判所の対応に対する全体的な印象

【66】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F1 性別【縦軸】

※表内の上段	/は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		24.3 2,052	0.6 53	1.1 95
F1	男性	100.0 4,662		24.3 1,132	0.6 30	0.9 40
性 別	女性	100.0 3,580		24.5 877	0.6 21	0.8 28
	不明	100.0 216		19.9 43	0.9 2	12.5 27

[67] 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 8,458	74.0 6,258	24.3 2,052	0.6 53	1.1 95
F2	20代	100.0 1,245	70.8 881	28.0 348	0.9 11	0.4 5
年齢	30代	100.0 1,857	73.1 1,357	25.4 472	0.7 13	0.8 15
	40代	100.0 1,897	73.9 1,402	24.5 464	0.7 14	0.9 17
	50代	100.0 1,612	75.1 1,211	23.9 385	0.2 3	0.8 13
	60代	100.0 1,486	77.5 1,152	20.7 308	0.6 9	1.1 17
	70歳以上	100.0 146	78.8 115	20.5 30	0.0 0	0.7 1
	不明	100.0 215	65.1 140	20.9 45	1.4 3	12.6 27

[68] 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F3 職業【縦軸】

※表内の上段	※表内の上段は%、下段はn		1 適切で	2 普通	3 不適切な	4 不明
			あった		対応が あった	
	全体	100.0	74.0	24.3	0.6	1.1
	4 F	8,458	6,258	2,052	53	95
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	74.1	24.6	0.7	0.6
F-3	者を含む)	4,717	3,495	1,160	34	28
職	白色 - 白土業	100.0	73.9	23.9	8.0	1.3
業	自営・自由業	606	448	145	5	8
	.8 1 70 .871	100.0	73.5	24.6	0.6	1.2
	パート・アルバイト	1,205	886	297	7	15
	声类之词 声类之士	100.0	75.7	23.3	0.4	0.6
	専業主婦·専業主夫	818	619	191	3	5
	324 T	100.0	85.1	14.9	0.0	0.0
	学生	74	63	11	0	0
	for Righ	100.0	74.2	24.2	0.3	1.3
	無職	608	451	147	2	8
	7.0.114	100.0	69.7	29.2	0.0	1.1
	その他	178	124	52	0	2
	7.00	100.0	68.3	19.4	0.8	11.5
	不明	252	172	49	2	29

[69] 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	1				
MAT 100 I P	(10.70)	全体	っ 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		24.3 2,052	0.6 53	1.1 95
F4	育児をしている	100.0 1,375		24.0 330	0.3 4	0.9 12
育 児	介護をしている	100.0 262		21.0 55	0.4 1	2.3 6
介 護	育児も介護もしていない	100.0 5,209		24.4 1,270	0.6 31	0.5 27
	不明	100.0 1,629		24.6 400	1.0 17	3.1 51

【70】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 8,458		24.3 2,052	0.6 53	1.1 95
問11	非常によい経験と感じた	100.0 4,671	81.6 3,813	17.2 805	0.5 25	0.6 28
加裁 し判	よい経験と感じた	100.0 3,407	66.3 2,259	32.4 1,104	0.6 22	0.6 22
た員感と	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 184	61.4 113	37.5 69	1.1 2	0.0 0
想して	よい経験とは感じなかった	100.0 80	52.5 42	40.0 32	3.8 3	3.8 3
裁判	特に感じることはなかった	100.0 47	34.0 16	63.8 30	2.1 1	0.0 0
に 参	不明	100.0 69		17.4 12	0.0 0	60.9 42

【71】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件:問9 裁判員に選ばれる前の気持ち 【積極的参加意向】		全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 2,695	79.4 2,141	19.1 514	0.6 16	0.9 24
問11	非常によい経験と感じた	100.0 2,010	83.3 1,674	15.3 307	0.6 12	0.8 17
加裁 し判	よい経験と感じた	100.0 661	68.4 452	30.1 199	0.6 4	0.9 6
た員 感と	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 15	66.7 10	33.3 5	0.0 0	0.0 0
想して	よい経験とは感じなかった	100.0 2	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0
裁判	特に感じることはなかった	100.0 4	50.0 2	50.0 2	0.0 0	0.0
参	不明	100.0 3	66.7 2	0.0 0	0.0 0	33.3 1

【72】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件:問9 裁判員に選ばれる前の気持ち 【消極的参加意向】		全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 4,382	72.0 3,157	26.7 1,171	0.7 31	0.5 23
問11	非常によい経験と感じた	100.0 1,912	80.9 1,547	18.1 346	0.5 10	0.5 9
加裁 し判	よい経験と感じた	100.0 2,204	66.4 1,464	32.3 712	0.7 16	0.5 12
た員 感と	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 150		38.0 57	1.3 2	0.0 0
想して	よい経験とは感じなかった	100.0 70		42.9 30	2.9 2	2.9 2
裁判	特に感じることはなかった	100.0 30		66.7 20	3.3 1	0.0 0
を参	不明	100.0 16		37.5 6	0.0 0	0.0 0

【73】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4
	選ばれる前の気持ち .ていなかった】	全体	適切で あった	普通	。 不適切な 対応が あった	不明
	全体	100.0 1,315	71.6 942	27.6 363	0.4 5	0.4 5
問11	非常によい経験と感じた	100.0 738	79.0 583	20.5 151	0.3 2	0.3 2
加裁 し判	よい経験と感じた	100.0 532	63.0 335	36.1 192	0.4 2	0.6 3
た員 感と	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 18	66.7 12	33.3 6	0.0 0	0.0
想して	よい経験とは感じなかった	100.0 7	71.4 5	14.3 1	14.3 1	0.0
裁判	特に感じることはなかった	100.0 13	38.5 5	61.5 8	0.0 0	0.0
を参	不明	100.0 7	28.6 2	71.4 5	0.0 0	0.0

(2)補充裁判員アンケートの集計結果

問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

[1] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× 実際の送付時期【縦軸】

※表内の上段	gは%、下段はn	全体	1 もっと早く 送ってほし い	2 今ぐらいで よい	3 もっと遅くて もよい	4 わからない	5 不明
	全体	100.0 2,670			1.9 51	1.7 45	1.0 27
実際	6週間~7週間前	100.0 1,870					1.0 19
	~8週間前	100.0 480		90.2 433			1.5 7
の 送 付 時	その他(何週間前)	100.0 320		89.4 286			0.3 1
期	不明	0	-	-	-	_	_

[2] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい		不明
	全体	100.0 2,670		90.4 2,413	1.9 51	1.7 45	1.0 27
	1日又は2日	100.0 813		89.4 727	1.8 15		0.9 7
審	3日	100.0 916		91.6 839			1.0 9
理の	4日	100.0 476		91.0 433		1.9 9	1.1 5
審理の実日数	5日	100.0 203		89.2 181	2.5 5		1.5 3
数	6日以上	100.0 262		88.9 233		1.9 5	1.1 3
	不明	0	-	-	-	-	-

[3] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
	全体	100.0 2,670		90.4 2,413	1.9 51	1.7 45	1.0 27
F1	男性	100.0 1,516		91.8 1,392			0.4 6
性 別	女性	100.0 1,108		89.1 987	2.1 23	2.6 29	
	不明	100.0 46		73.9 34	4.3 2	0.0 0	19.6 9

【4】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	设は%、下段はn	全体	1 もっと早く	2 今ぐらいで	3 もっと遅くて	4 わからない	5 不明
			送ってほし い	よい	もよい		
		100.0			1.9		1.0
	土体	2,670	134	2,413	51	45	27
F2	20代	100.0	5.9	90.1	1.1	2.1	0.8
FZ	2010	375	22	338	4	8	3
年齢	30代	100.0	6.5	90.5	1.1	1.8	0.0
齢	3010	612	40	554	7	11	0
	40代	100.0	4.9	91.7	1.5	1.4	0.5
	4010	590	29	541	9	8	3
	50代	100.0	4.5	91.3	1.9	2.1	0.2
	5010	516	23	471	10	11	1
	60代	100.0	3.5	89.2	3.9	1.5	1.9
	6010	482	17	430	19	7	9
	フの歩いし	100.0	4.1	91.8	0.0	0.0	4.1
	70歳以上	49	2	45	0	0	2
	不明	100.0	2.2	73.9	4.3	0.0	19.6
	1,64	46	1	34	2	0	9

【5】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F3 職業【縦軸】

V=+010	LILLOY TENILL						
※表内の上段	は%、下段はn		. !	2		4	5
		全体	もっと早く	今ぐらいで		わからない	不明
			送ってほし	よい	もよい		
			い				
		100.0	5.0	90.4	1.9	1.7	1.0
	全体						
	1. #1. 2. 2. 25 E. A. 1. 45 W	2,670		2,413		45	27
F3	お勤め(公務員、会社経営 者を含む)	100.0		91.2			0.5
		1,495	89	1,363	21	15	7
職		100.0	4.3	90.8	3.4	1.0	0.5
職業	自営・自由業	207	9	188	7	2	1
	° 1 ¬ ° 41	100.0	5.1	89.1	2.8	2.3	0.8
	パート・アルバイト	393	20	350	11	9	3
	****	100.0	1.3	91.7	1.3	4.6	1.3
	専業主婦·専業主夫	240	3	220	3	11	3
	学生	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	子生	23	0	23	0	0	0
	無職	100.0	3.8	89.1	3.3	2.2	1.6
	無戦	183	7	163	6	4	3
	この出	100.0	7.2	85.5	1.4	5.8	0.0
	その他	69	5	59	1	4	0
	不明	100.0	1.7	78.3	3.3	0.0	16.7
	נאיוז	60	1	47	2	0	10

【6】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 もっと早く 送ってほし い	2 今ぐらいで よい	3 もっと遅くて もよい	4 わからない	5 不明
	全体	100.0 2,670		90.4 2,413	1.9 51	1.7 45	1.0 27
F4	育児をしている	100.0 444		93.5 415		1.1 5	0.2 1
育児介護	介護をしている	100.0 84		88.1 74	3.6 3	3.6 3	0.0 0
介護	育児も介護もしていない	100.0 1,645		90.7 1,492	1.6 27	1.8 29	0.5 9
	不明	100.0 503		87.1 438	3.0 15		3.4 17

問3 審理内容の理解しやすさ

[7] 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	⁴ 不明
	全体	100.0 2,670		30.0 801	7.5 201	1.3 35
	1日又は2日	100.0 813		27.2 221	3.7 30	1.1 9
寒	3日	100.0 916		29.1 267	6.9 63	1.4 13
埋の	4日	100.0 476		31.9 152		1.1 5
審理の実日数	5日	100.0 203	58.6	30.0 61		1.0 2
数	6日以上	100.0 262	47.7	38.2 100	11.8	2.3 6
	不明	0	-	-	-	ı

[8] 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段	/は%、下段はn	全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
	全体	100.0 2,670		30.0 801	7.5 201	1.3 35
	自白	100.0 1,553			4.9 76	1.0 16
の否自 別認白	否認	100.0 1,117		33.4 373	11.2 125	
•	不明	0	-	-	_	

[9] 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段 条件: 自白・否認 【自白】	は%、下段はn 3の別	全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
	全体	100.0 1,553			4.9 76	1.0 16
	1日又は2日	100.0 690		27.2 188	3.0 21	1.0 7
審	3日	100.0 570		26.1 149	5.3 30	1.2 7
審 理 の	4日	100.0 217	57.6 125	32.7 71	9.2 20	0.5 1
の 実 日 数	5日	100.0 56		25.0 14	7.1 4	0.0 0
数	6日以上	100.0 20			5.0 1	5.0 1
	不明	0	-	-	-	-

【10】 問3 審理内容の理解しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段 条件: 自白・否認 【否認】	は%、下段はn 3の別	全体	1 理解しやす かった	2 普通	3 理解しにく かった	4 不明
	全体	100.0 1,117		33.4 373	11.2 125	1.7 19
	1日又は2日	100.0 123		26.8 33	7.3 9	1.6 2
審	3日	100.0 346		34.1 118	9.5 33	1.7 6
理の	4日	100.0 259		31.3 81	13.9 36	1.5 4
審理の 4日 実 数 6日以	5日	100.0 147	55.1 81	32.0 47	11.6 17	1.4 2
	6日以上	100.0 242		38.8 94	12.4 30	2.1 5
	不明	0	-	-	ı	-

問4 法廷での説明等のわかりやすさ

【11】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0 2,670			5.1 136	1.1 29
	1日又は2日	100.0 813		30.8 250		1.1 9
審	3日	100.0 916			4.5 41	1.2 11
理の	4日	100.0 476			6.3 30	0.6 3
審理の実日数	5日	100.0 203		28.1 57	6.9 14	1.5 3
数	6日以上	100.0 262			6.9 18	
	不明	0	ı	-	-	-

【12】 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	—			ı		
※表内の上段	gは%、下段はn	全体	1 わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0	37.1	44.5	17.2	1.2
	土14		990	1,188	460	32
	107/400	100.0	40.0	44.5	14.1	1.4
	1日又は2日	813	325	362	115	11
	2.0	100.0	39.1	43.3	16.3	1.3
審	3日	916	358	397	149	12
理	4.5	100.0	34.9	43.7	20.8	0.6
の	4日	476	166	208	99	3
実		100.0	33.5	46.3	19.2	1.0
審理の実日数	5日	203	68	94	39	2
数 68	CDN L	100.0	27.9	48.5	22.1	1.5
	6日以上	262	73	127	58	4
	不明	0	-	-	-	_

[13] 問4 法廷での[裁判官]の説明等のわかりやすさ[横軸]×審理の実日数[縦軸]

※表内の上段	は%、下段はn	全体	り わかりやす かった	2 普通	3 わかりにく かった	4 不明
	全体	100.0 2,670			0.4 12	0.9 25
	1日又は2日	100.0 813			0.0 0	0.9 7
審	3日	100.0 916			0.1 1	1.3 12
理の	4日	100.0 476		12.6 60	1.3 6	0.0 0
審理の実日数	5日	100.0 203		11.8 24	1.5 3	1.0 2
	6日以上	100.0 262		16.0 42	0.8 2	1.5 4
	不明	0	-	_	-	-

【14】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	2	4
<u></u>		全体	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	不明
	全体	100.0 2,670			5.1 136	1.1 29
の否自 別認白	自白	100.0 1,553			3.8 59	0.8 12
	否認	100.0 1,117		28.9 323	6.9 77	1.5 17
•	不明	0	-	_	-	_

【15】 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4
		全体	わかりやす かった	普通	わかりにくかった	不明
全体		100.0	37.1	44.5	17.2	1.2
	主体	2,670	990	1,188	460	32
	自白	100.0	43.7	43.3	12.1	0.9
		1,553	678	673	188	14
の否自 別認白 ・	否認	100.0			24.4	1.6
	1	1,117	312	515	272	18
	不明	0	-	-	_	-

【16】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白·否認の別【縦軸】

2.02									
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 わかりやす かった	2 普 通	3 わかりにく かった	4 不明			
	全体	100.0 2,670				0.9 25			
	自白	100.0 1,553				0.8 12			
の否自 別認白 ・	否認	100.0 1,117			0.7 8	1.2 13			
	不明	0	_	-	_	_			

【17】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4
		全体	わかりやすかった	普通	わかりにく かった	不明
全体		100.0	65.5	28.3	5.1	1.1
	王144		1,749	756	136	29
問っ	問3 理解しやすかった	100.0	76.3	19.7	3.4	0.6
اداتا		1,633	1,246	322	56	9
解審) 普通	100.0	48.3	45.1	5.7	0.9
し理	百进	801	387	361	46	7
や内	理解しにくかった	100.0	49.3	33.8	16.4	0.5
す容	理解してかつた	201	99	68	33	1
さの	不明	100.0	48.6	14.3	2.9	34.3
理	不明 	35	17	5	1	12

【18】 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		4	2	3	4
,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		全体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全体		100.0	37.1	44.5	17.2	1.2
		2,670	990	1,188	460	32
問3	理解しやすかった	100.0	46.7	39.6	13.2	0.6
ا ا		1,633	762	646	215	10
解審	普通	100.0	22.7	56.1	20.2	1.0
し理	百进	801	182	449	162	8
や内	理解しにくかった	100.0	17.9	43.8	37.3	1.0
す容	理解しにくからだ	201	36	88	75	2
さの	不明	100.0	28.6	14.3	22.9	34.3
理	11.64	35	10	5	8	12

【19】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	り わかりやす かった	2 普 通	3 わかりにく かった	⁴ 不明
		100.0 2,670			0.4 12	0.9 25
		100.0		4.8	0.2	
問3	理解しやすかった	1,633			3	6
解審	普通	100.0	75.7	23.1	0.6	0.6
し理	百週	801	606	185	5	5
や内	理解しにくかった	100.0	75.1	22.4	2.0	0.5
す容	理解しにくかうだ	201	151	45	4	1
さの	不 明	100.0	60.0	2.9	0.0	37.1
理	不明	35	21	1	0	13

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由

【20】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	△ #	1 東州の中京	2 ===+hn +b==== 1	3 計 1 均 抽 生	4 索理味問が	5 その他	6 理解しにく	7 不明
		全体	が複雑で	が多数で	証人や被告 人が法廷で	番壁時間が長かった	(具体的に)	かった点は	个明
			あった	あった	話す内容が わかりにく かった			なかった	
	全体	100.0		5.2	19.6	4.5	23.7		13.5
	<u> </u>	2,670	393	139	523	120	633	961	360
	1日又は2日	100.0		1.1	17.5	2.0	20.3		
		813	41	9	142	16	165	371	123
	3日	100.0	14.2	3.2	19.0	4.1	22.6	37.7	14.6
審	31	916	130	29	174	38	207	345	134
審 理	4日	100.0	20.2	6.5	24.4	4.4	25.6	30.5	11.6
の	40	476	96	31	116	21	122	145	55
実	E []	100.0	24.1	7.4	15.8	5.4	25.1	29.6	13.8
の実日数	5日	203	49	15	32	11	51	60	28
数	CDN L	100.0	29.4	21.0	22.5	13.0	33.6	15.3	7.6
	6日以上	262	77	55	59	34	88	40	20
	不明	0	-	-	_	-	-	_	-

【21】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	2	4	5	6	7
		全体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷容が おかりにく かった		その他 (具体的に)	理解しにく かった点は なかった	, 不明
	全体	100.0 2,670		5.2 139			23.7 633	36.0 961	13.5 360
	自白	100.0 1,553		3.3 52		3.4 53	21.1 327	42.8 664	14.6 226
の否自 別認白	否認	100.0 1,117		7.8 87			27.4 306		12.0 134
•	不明	0	-	-	-	-	-	-	-

【22】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6	7
		全体	- 事件の内容 が複雑で あった	_	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	長かった	その他 (具体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
	全体	100.0 2,670		5.2 139			23.7 633		
問3	理解しやすかった	100.0 1,633					19.6 320		15.1 246
解審 し理	普通	100.0 801	18.7 150	6.9 55			27.5 220		
や内 す容	理解しにくかった	100.0 201	49.3 99				41.8 84		
さの 理	不明	100.0		5.7 2	20.0 7	0.0	25.7 9	8.6	40.0 14

【23】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 事件の内容 が複雑で あった	2 証拠や証人 が多数で あった	3 証人や被告 人が法廷で 話す内容が		5 その他 (具体的に)	6 理解しにく かった点は なかった	7 不明
			337.2	37.12	わかりにくかった			5.10 E / C	
	全体	100.0		5.2	19.6	4.5	23.7		13.5
	- F	2,670	393	139	523	120	633	961	360
問4	わかりやすかった	100.0		4.6	17.2	3.5	21.9		14.1
11114	173.9 (29 3.37)	1,749	228	81	300	61	383	712	247
わ官法	普通	100.0	16.4	6.0	22.5	6.5	25.0	29.8	12.6
かの廷	百进	756	124	45	170	49	189	225	95
り説で	わかりにくかった	100.0	27.9	8.1	37.5	7.4	42.6	14.0	1.5
や明の	17/1/910/7/10/10	136	38	11	51	10	58	19	2
す等 検	不明	100.0	10.3	6.9	6.9	0.0	10.3	17.2	55.2
さの察	イン・カナ	29	3	2	2	0	3	5	16

【24】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	一		O PICTER!	XTM2 ** PJ		71 HX 7 12 47 H/U	77 7 10 10 10	, , , <u> </u>	
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 事件の内容 が複雑で あった	2 証拠や証人 が多数で あった	3 証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	長かった	⁵ その他 (具体的に)	6 理解しにく かった点は なかった	⁷ 不明
	全体	100.0 2,670		5.2 139			23.7 633		13.5 360
問4	わかりやすかった	100.0 990					19.5 193		17.2 170
わ 人 法 かの廷	普通	100.0 1,188		6.8 81	19.3 229		21.5 255		11.7 139
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 460		6.5 30			39.3 181	17.0 78	7.6 35
す等 弁 さの 護	不明	100.0 32		6.3 2	12.5 4	3.1 1	12.5 4	12.5 4	50.0 16

【25】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn		1	2	3	1	5	6	7
		全体	事件の内容 が複雑で あった	が多数で	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった		•	理解しにく かった点は なかった	不明
	全体	100.0 2,670		5.2 139					13.5 360
問4	わかりやすかった	100.0 2,324					23.8 554		12.8 298
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 309		7.1 22		7.4 23			14.2 44
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 12		0.0 0	33.3 4	16.7 2	33.3 4	16.7 2	8.3 1
す等 裁 さの 判	不明	100.0 25		4.0 1	4.0 1	4.0 1	12.0 3	8.0 2	68.0 17

問6 評議における話しやすさ

【26】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	gは%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 2,670			2.4 65	1.5 40
	1日又は2日	100.0 813		21.5 175	2.1 17	1.2 10
審	3日	100.0 916			1.9 17	1.6 15
理の	4日	100.0 476			2.9 14	1.3 6
審理の実日数	5日	100.0 203			3.9 8	1.5 3
数	6日以上	100.0 262		21.4 56	3.4 9	2.3 6
	不明	0	_	_	_	_

【27】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 評議時間【縦軸】

※表内の上	段は%、下段はn		1	2	3	4
		全体	話しやすい雰囲気で	普通	話しにくい雰囲気で	不明
			あった		あった	
	全体	100.0			2.4	1.5
		2,670	1,962	603	65	40
	240分以内	100.0			1.4	2.1
	24071 871	140	105	30	2	3
	360分以内	100.0	71.4	24.7	2.8	1.2
	3007J&PI	433	309	107	12	5
	480分以内	100.0			2.8	2.2
評	480万以内	637	462	143	18	14
評 議 時	600分以内	100.0	74.5	22.2	2.1	1.2
時	0007JJN	482	359	107	10	6
間	720分以内	100.0	75.6	21.5	2.0	0.8
	720万以内	353	267	76	7	3
	720分を超える	100.0	73.6	22.4	2.6	1.4
	/20万を超んる	625	460	140	16	9
	不明	0	-	_	_	-

【28】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

ELON INI		C E IR THIS III III	TH 1107-1-17-17-17-17	VC TH4 2		
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普 通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 2,670			2.4 65	1.5 40
	自白	100.0 1,553		22.4 348	2.5 39	1.2 19
の否自 別認白	否認	100.0 1,117			2.3 26	1.9 21
	不明	0	_	-	_	_

[29] 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 2,670			2.4 65	1.5 40
問3	理解しやすかった	100.0 1,633				0.7 11
解審 し理	普通	100.0 801	63.3 507	32.3 259	2.7 22	1.6 13
や内 す容 さの	理解しにくかった	100.0 201	68.2 137	24.4 49	5.5 11	2.0 4
さの 理	不明	100.0 35		20.0 7	2.9 1	34.3 12

【30】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 2,670			2.4 65	1.5 40
問4	わかりやすかった	100.0 1,749			2.5 43	1.0 17
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 756		27.5 208	2.5 19	1.1 8
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 136			2.2 3	1.5 2
す等 検 さの 察	不明	100.0 29			0.0 0	44.8 13

【31】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		4	2	3	4
		全体	話しやすい 雰囲気で あった	普通	話しにくい 雰囲気で あった	不明
	全体	100.0 2,670			2.4 65	
問4	わかりやすかった	100.0 990			2.9 29	
わ 人 法 かの廷	普通	100.0 1,188		25.4 302	1.9 23	
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 460			2.8 13	
す等 弁 さの 護	不明	100.0 32		21.9 7	0.0	43.8 14

【32】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

TOTA INIT			本屋 この「数	ペーコロ オマンロルウ	71 47 67 47 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	C A C TANKER
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	2 普通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
	全体	100.0 2,670		22.6 603	2.4 65	1.5 40
問4	わかりやすかった	100.0 2,324		20.5 477	2.2 50	0.9 20
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 309			4.2 13	1.9 6
り説で	わかりにくかった	100.0 12		25.0 3	16.7 2	0.0 0
す等 裁 さの 判	不明	100.0 25		12.0 3	0.0 0	56.0 14

【33】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 話しやすい 雰囲気で あった	² 普 通	3 話しにくい 雰囲気で あった	4 不明
		100.0		22.6	2.4	1.5
		2,670		603	65	
問5	事件の内容が複雑であっ	100.0		22.9	3.3	1.3
Injo	た	393	285	90	13	5
て法	証拠や証人が多数であっ	100.0	76.3	23.0	0.7	0.0
`廷	た	139	106	32	1	0
理で	証人や被告人が法廷で話	100.0	67.7	28.9	2.9	0.6
解の	す内容がわかりにくかった	523	354	151	15	3
し手	審理時間が長かった	100.0	62.5	28.3	9.2	0.0
に続	番垤时间が長がうに	120	75	34	11	0
く全	その他(具体的に)	100.0	76.1	20.4	2.5	0.9
か般	ての他(具体的に)	633	482	129	16	6
っに	理解しにくかった点はな	100.0	74.9	22.1	2.2	0.8
たつ 理い	かった	961	720	212	21	8
理い自	不明	100.0	73.9	19.4	1.1	5.6
ш	1,64	360	266	70	4	20

問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち

【34】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上昇	役は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	積極的に やってみた いと思って いた	やってみた いと思って いた		やりたくな いと思って いた	特に考えて いなかった	不明
	全体	100.0 2,670		27.6 736		15.7 420		1.0 28
F1	男性	100.0 1,516		33.2 504	30.5 462	11.1 168	14.6 222	0.6 9
性 別	女性	100.0 1,108		20.2 224	35.8 397	21.7 240		0.9 10
	不明	100.0 46		17.4 8	21.7 10	26.1 12	15.2 7	19.6 9

【35】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		4	2	3	4	5	6
7.31 IO 11	1 72.00.1	全体	積極的に	やってみた	あまりやり	やりたくな	特に考えて	。 不明
			やってみた いと思って	いと思って いた	たくないと 思っていた	いと思って いた	いなかった	
			いた	V /2	16. 7 CV 12	٠ / ١		
	全体	100.0		27.6				1.0
	±11.	2,670	205	736	869	420	412	28
F2	20代	100.0		32.5				0.8
	2010	375	44	122	99	65	42	3
年 齢	30代	100.0	9.6	29.9	29.7	14.1	16.2	0.5
齢	3010	612	59	183	182	86	99	3
	40代	100.0	6.1	28.0	35.8	14.9	14.7	0.5
	4010	590	36	165	211	88	87	3
	50代	100.0	7.0	22.7	35.7	16.5	17.6	0.6
	3010	516	36	117	184	85	91	3
	60代	100.0	4.4	23.9	37.3	17.2	15.8	1.5
	8010	482	21	115	180	83	76	7
	70歳以上	100.0	18.4	53.1	6.1	0.0	22.4	0.0
	/ U 成 以 工	49	9	26	3	0	11	0
	不明	100.0	0.0	17.4	21.7	28.3	13.0	19.6
	ולאיוז ו	46	0	8	10	13	6	9

【36】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F3 職業【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	積極的に	やってみた	あまりやり	やりたくな	特に考えて	不明
			やってみた	いと思って	たくないと	いと思って		
			いと思って	いた	思っていた	いた		
			いた					
	全体	100.0	7.7	27.6	32.5	15.7	15.4	1.0
	主体	2,670	205	736	869	420	412	28
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	8.7	30.3	32.8	13.9	13.8	0.5
	者を含む)	1,495	130	453	490	208	206	8
職 業	自営•自由業	100.0	8.2	31.4	27.5	11.1	20.8	1.0
業	日呂・日田木	207	17	65	57	23	43	2
	パート・アルバイト	100.0	5.1	20.1	35.4	20.4	18.3	3.0
	71-1-17 707 (5) 1-	393	20	79	139	80	72	3
	専業主婦·専業主夫	100.0	2.9	18.3	38.8	23.8	15.0	1.3
	寻未工师	240	7	44	93	57	36	3
	学生	100.0	26.1	52.2	4.3	4.3	8.7	4.3
	于工	23	6	12	1	1	2	1
	無職	100.0	7.7	32.8	29.0	11.5	19.1	0.0
	無戦	183	14	60	53	21	35	C
	その他	100.0	13.0			23.2	11.6	2.9
	ての地	69	9	13	21	16	8	2
	不明	100.0			25.0		16.7	15.0
	מפיור	60	2	10	15	14	10	9

【37】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn		1	2	3	1	5	6
		全体	積極的に やってみた いと思って いた	やってみた いと思って いた	。 あまりやり たくないと 思っていた	やりたくな いと思って いた	特に考えて いなかった	不明
	全体	100.0 2,670	7.7 205				15.4 412	1.0 28
F4	育児をしている	100.0 444	8.3 37	29.5 131	31.5 140		16.0 71	0.7 3
育 児	介護をしている	100.0 84	6.0 5	20.2 17	40.5 34	16.7 14	16.7 14	0.0 0
介 護	育児も介護もしていない	100.0 1,645	8.1 133	28.9 475	32.2 529	15.0 246		0.8 13
	不明	100.0 503	6.0 30		33.6 169	19.5 98		2.4 12

問10 補充裁判員として裁判に参加した感想

【38】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上層	役は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155	2.7 71	1.1	0.7 18	1.2
F1	男性	100.0 1,516	51.8	42.7	2.7 41	1.3 19	0.7	0.8
性 別	女性	100.0 1,108				0.9 10		1.1 12
	不明	100.0 46		32.6 15		0.0	2.2 1	17.4 8

[39] 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	gは%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155		1.1 29	0.7 18	1.2 32
F2	20代	100.0 375		40.8 153		1.6 6	1.3 5	0.5 2
年 齢	30代	100.0 612	57.2 350	38.7 237	2.8 17	0.7 4	0.3 2	0.3 2
	40代	100.0 590		40.2 237			0.3 2	0.8 5
	50代	100.0 516		48.3 249		1.4 7	0.8 4	1.0 5
	60代	100.0 482	42.1 203	51.5 248			0.8 4	2.1 10
	70歳以上	100.0 49	65.3 32	32.7 16	0.0	2.0 1	0.0 0	0.0 0
	不明	100.0 46		32.6 15		0.0	2.2 1	17.4 8

【40】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F3 職業【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	_	不明
	全体	100.0 2,670	51.1 1.365	43.3 1,155		1.1 29	0.7 18	1.2 32
	お勤め(公務員、会社経営	100.0		40.7	2.0		0.6	
F3	者を含む)	1,495	825	609		15		7
職		100.0	50.7	43.5	2.9	1.4	0.5	1.0
職業	自営・自由業	207	105	90	6	3	1	2
		100.0	45.0	47.3	4.1	0.5	1.0	2.0
	パート・アルバイト	393	177	186	16	2	4	8
	専業主婦・専業主夫	100.0	41.3	52.5	3.8	0.8	0.0	1.7
	· 守未土畑 · 守未土大	240	99	126	9	2	0	4
	学生	100.0	56.5	34.8	4.3	0.0	0.0	4.3
	子生	23	13	8	1	0	0	1
	Ánna Richia	100.0	42.1	49.2	3.8	2.2	1.6	1.1
	無職	183	77	90	7	4	3	2
	その他	100.0	62.3	34.8	0.0	2.9	0.0	0.0
	てい他	69	43	24	0	2	0	0
	不明	100.0	43.3	36.7	3.3	1.7	1.7	13.3
	1, h)	60	26	22	2	1	1	8

【41】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	₆ 不明
	全体	100.0 2,670	51.1	43.3 1,155	2.7	1.1	0.7	1.2
F4	育児をしている	100.0 444		38.5	3.8	0.9 4		0.5 2
育 児	介護をしている	100.0 84	50.0 42	47.6 40	1.2 1	1.2 1	0.0	0.0 0
介 護	育児も介護もしていない	100.0 1,645			1.9 31	1.2 20	0.7 12	1.2 20
	不明	100.0 503	44.7 225	47.1 237	4.4 22	0.8 4	1.0 5	2.0 10

【42】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155		1.1 29	0.7 18	1.2 32
	1日又は2日	100.0 813		42.9 349		0.9 7	0.9 7	0.9 7
審	3日	100.0 916		44.8 410		1.0 9	0.4 4	1.3 12
審理の	4日	100.0 476		39.9 190		1.7 8	0.4 2	1.3 6
の実日数	5日	100.0 203		45.8 93	3.4 7	2.0 4	1.0 2	1.5 3
数	6日以上	100.0 262	50.4 132	43.1 113	3.4 9	0.4 1	1.1 3	1.5 4
	不明	0	-	-	_	-	-	_

[43] 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 評議時間【縦軸】

※表内の上記	役は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670	51.1	43.3 1,155	2.7	1.1	0.7 18	1.2 32
	240分以内	100.0 140		44.3 62	2.1 3	0.7 1	0.7 1	2.9 4
	360分以内	100.0 433		47.6 206		0.9 4	1.4 6	0.9 4
評	480分以内	100.0 637	52.3 333		2.4 15		0.6 4	1.1 7
評 議 時 間	600分以内	100.0 482	51.9 250	43.8 211	2.5 12		0.6 3	0.4 2
間	720分以内	100.0 353			4.2 15	2.0 7	0.3 1	1.1 4
	720分を超える	100.0 625		42.6 266		1.1 7	0.5 3	1.8 11
	不明	0	-	-	-	-	-	_

【44】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

【44】 同10 補元数刊員として数刊に参加した窓は「慎軸」 < 自日・台部のが「戦軸」										
※表内の上段は%、下段はn		全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	。 不明		
全体		100.0 2,670		43.3 1,155		1.1 29	0.7 18	1.2 32		
	自白	100.0 1,553			2.4 38	1.2 18	0.6 10	0.9 14		
の否自 別認白	否認	100.0 1,117			3.0 33	1.0 11	0.7 8	1.6 18		
	不明	0	-	-	_	_	_	_		

【45】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問3 審理内容の理解しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155	2.7 71	1.1 29	0.7 18	1.2 32
問3	理解しやすかった	100.0 1,633			1.3 22	0.5 8	0.5 8	0.7 11
解審 し理	普通	100.0 801	41.6 333	50.7 406	3.9 31	1.9 15		1.0 8
や内 す容 さの	理解しにくかった	100.0 201	41.8 84	45.3 91	9.0 18	2.5 5	1.0 2	0.5 1
さの 理	不明	100.0 35		25.7 9	0.0 0	2.9 1	0.0 0	34.3 12

【46】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

V≢⇔∧ LER	は%、下段はn							
次表内の工 技	la-90、P-EXIAN	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	。 不明
	全体	100.0 2.670		43.3 1,155	2.7 71	1.1 29	0.7 18	1.2 32
問4	わかりやすかった	100.0 1,749	54.5	41.3	1.7	0.9 15		0.9 16
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 756			4.5 34	1.2 9	0.9 7	0.4 3
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 136		40.4 55	5.1 7	3.7 5	0.0 0	0.7 1
す等 検 さの 察	不明	100.0 29		34.5 10		0.0 0	0.0 0	41.4 12

【47】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【弁護人】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155	2.7 71	1.1 29	0.7 18	1.2 32
問4	わかりやすかった	100.0 990		39.8 394	1.2 12	1.0 10		1.2 12
わ 人 法 かの廷	普通	100.0 1,188			3.1 37	1.1 13	0.8 9	0.4 5
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 460		41.7 192	4.6 21	1.3 6	0.7 3	0.4 2
す等 弁 さの 護	不明	100.0 32	28.1 9	28.1 9	3.1 1	0.0 0	0.0 0	40.6 13

【48】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	10 補光数刊具として数刊に	学がして 弦感				コルウコマナリンハ	いろんるこれ	. + μ /
※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
全体		100.0 2,670		43.3 1,155	2.7 71	1.1 29	0.7 18	1.2 32
問4	わかりやすかった	100.0 2,324		42.0 976		0.7 17	0.6 14	0.8 18
わ 官 法 かの廷	普通	100.0 309		54.7 169	5.5 17	3.6 11	1.3 4	0.3 1
り説で や明の	わかりにくかった	100.0 12	41.7 5	33.3 4	16.7 2	8.3 1	0.0	0.0 0
す等 裁 さの 判	不明	100.0 25		24.0 6	4.0 1	0.0 0	0.0	52.0 13

【49】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問6 評議における話しやすさ【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		4	0	0		F	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		全体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	。 特に感じる ことはな かった	不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155	2.7 71	1.1 29	0.7 18	1.2 32
問6	話しやすい雰囲気であった	100.0 1.962		39.8 780	1.7 34	0.5	0.5 10	0.6
話評 し議	普通	100.0	,	54.7	4.5	2.3	1.0	1.3
	自地	603	218	330	27	14	6	8
やに すお	話しにくい雰囲気であった	100.0		43.1	15.4	9.2	1.5	0.0
		65	20	28	10	6	- 1	U
さける	不明	100.0 40	22.5 9	42.5 17	0.0 0	0.0 0	2.5 1	32.5 13

【50】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【縦軸】

※表内の上段	※表内の上段は%、下段はn		1 非常によい 経験と感じ た	2 よい経験と 感じた	3 あまりよい 経験とは感 じなかった	4 よい経験と は感じな かった	5 特に感じる ことはな かった	6 不明
	全体	100.0 2,670		43.3 1,155		1.1 29	0.7 18	1.2 32
問8	積極的にやってみたいと 思っていた	100.0 205			2.4 5	0.5 1	0.5 1	0.0 0
前補 の充	やってみたいと思っていた	100.0 736		38.6 284		1.0 7	0.3 2	0.4 3
気裁 持判	あまりやりたくないと思って いた	100.0 869		48.2 419		0.7 6		0.7 6
ち員に	やりたくないと思っていた	100.0 420		53.3 224		2.1 9	1.9 8	1.2 5
選ば	特に考えていなかった	100.0 412	45.6 188			1.5 6		0.7 3
れ る	不明	100.0 28		21.4 6	_	0.0 0	_	53.6 15

問11 問10で「よい経験」と感じなかった理由

【51】 問11 問10で「よい経験」と感じなかった理由【横軸】× 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段	/は%、下段はn	全体	1 もともと裁 判に参加意 ることにじて いなかった から		3 正 武 式 な 戦 判 員 に み か ら ず 、 不 安 だ っ た っ た っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら ら ら ら ら		₅ 不明
	全体	100.0 118		28.0 33	21.2 25	45.8 54	5.1 6
問10	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 71	32.4 23	29.6 21	22.5 16		2.8 2
感にと補 想参し充 加て裁	よい経験とは感じなかった	100.0 29		34.5 10		79.3 23	
し裁判 た判員	特に感じることはなかった	100.0 18		11.1 2	27.8 5	33.3 6	22.2 4

問12-1 裁判所の対応に対する全体的な印象

【52】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F1 性別【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 2,670		25.2 673	0.4 12	1.4 37
F1	男性	100.0 1,516		25.2 382	0.5 7	1.2 18
性 別	女性	100.0 1,108		25.4 281	0.5 5	1.0 11
	不明	100.0 46		21.7 10	0.0 0	17.4 8

[53] 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	対は%、下段はn	全体	1 適切で あった	² 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 2,670		25.2 673	0.4 12	1.4 37
F2	20代	100.0 375		27.7 104	0.5 2	1.3 5
年 齢	30代	100.0 612	75.3 461	24.2 148	0.3 2	0.2 1
	40代	100.0 590		28.0 165	0.3 2	1.2 7
	50代	100.0 516		24.8 128	0.2 1	1.2 6
	60代	100.0 482	74.3 358	23.0 111	1.0 5	1.7 8
	70歳以上	100.0 49		16.3 8	0.0	4.1 2
	不明	100.0 46		19.6 9	0.0 0	17.4 8

【54】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F3 職業【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が	4 不明
					あった	
	全体	100.0	73.0	25.2	0.4	1.4
	主体	2,670	1,948	673	12	37
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	73.4	25.3	0.5	0.8
F-3	者を含む)	1,495	1,098	378	7	12
職	自営・自由業	100.0	78.7	18.8	0.5	1.9
業	日呂・日田未	207	163	39	1	4
	パート・アルバイト	100.0	68.4	29.8	0.3	1.5
	77-4-7707744	393	269	117	1	6
	専業主婦・専業主夫	100.0	77.1	22.1	0.0	0.8
	· 守未土畑 · 守未土大	240	185	53	0	2
	완식	100.0	73.9	21.7	0.0	4.3
	学生	23	17	5	0	1
	Arm. Rich	100.0	67.8	30.1	1.1	1.1
	無職	183	124	55	2	2
	2.D.W	100.0	73.9	21.7	1.4	2.9
	その他	69	51	15	1	2
	7.08	100.0	68.3	18.3	0.0	13.3
	不明	60	41	11	0	8

【55】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	⁴ 不明
	全体	100.0 2,670		25.2 673	0.4 12	1.4 37
F4	育児をしている	100.0 444	73.2 325	25.7 114	0.7 3	0.5 2
育 児	介護をしている	100.0 84	75.0 63	23.8 20	0.0	1.2 1
介 護	育児も介護もしていない	100.0 1,645		25.7 422	0.4 7	1.1 18
	不明	100.0 503		23.5 118	0.4 2	3.2 16

【56】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 2,670		25.2 673	0.4 12	1.4 37
問10	非常によい経験と感じた	100.0 1.365	82.6	16.5 225	0.3	0.7 9
に補 参充	よい経験と感じた	100.0 1,155	64.7	33.9 391	0.4 5	1.0 12
加裁 し判	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 71		43.7 31	1.4 1	0.0 0
た員感と	よい経験とは感じなかった	100.0 29	34.5 10	55.2 16	6.9 2	3.4 1
想し て	特に感じることはなかった	100.0 18		50.0 9	0.0 0	5.6 1
裁 判	不明	100.0 32	53.1 17	3.1 1	0.0 0	43.8 14

【57】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn				3	
条件:問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち 【積極的参加意向】		全体	- 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 941	79.1 744	20.1 189	0.3 3	0.5 5
問10	非常によい経験と感じた	100.0 607	85.2 517	14.0 85	0.3 2	0.5 3
に補 参充	よい経験と感じた	100.0 306	69.3 212	29.7 91	0.3 1	0.7 2
加裁 し判	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 14	42.9 6	57.1 8	0.0 0	0.0
た員感と	よい経験とは感じなかった	100.0 8	50.0 4	50.0 4	0.0 0	0.0
想し て	特に感じることはなかった	100.0 3	66.7 2	33.3 1	0.0 0	0.0
裁 判	不明	100.0 3	100.0 3	0.0	0.0 0	0.0

【58】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

条件:問8 補充裁判	※表内の上段は%、下段はn 条件:問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち 【消極的参加意向】		1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 1,289		27.5 354	0.5 7	1.1 14
問10	非常によい経験と感じた	100.0 563		17.4 98	0.4 2	0.9 5
に補 参充	よい経験と感じた	100.0 643		34.5 222	0.5 3	1.1 7
加裁 し判	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 47	57.4 27	40.4 19	2.1 1	0.0 0
た員感と	よい経験とは感じなかった	100.0 15		60.0 9	6.7 1	6.7 1
想してお	特に感じることはなかった	100.0 10		60.0 6	0.0	10.0 1
裁 判	不明	100.0 11	100.0 11	0.0 0	0.0 0	0.0 0

[59] 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象[横軸] × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想[縦軸]

		· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			With a Little Title Title										
※表内の上段は%、下段はn 条件:問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち 【特に考えていなかった】		全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明									
	全体	100.0 412	68.0 280	30.8 127	0.5 2	0.7 3									
問10	非常によい経験と感じた	100.0 188	78.2 147	21.3 40	0.0 0	0.5 1									
に補 参充	よい経験と感じた	100.0 200	60.0 120	38.5 77	0.5 1	1.0 2									
加裁 し判	あまりよい経験とは感じな かった	100.0 10	60.0 6	40.0 4	0.0 0	0.0									
た員感と	よい経験とは感じなかった	100.0 6	33.3 2	50.0 3	16.7 1	0.0									
想し て	特に感じることはなかった	100.0 5	60.0 3	40.0 2	0.0 0	0.0									
裁 判	不明	100.0 3	66.7 2	33.3 1	0.0 0	0.0									

(3)裁判員候補者アンケートの集計結果

問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

[1] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× 実際の送付時期【縦軸】

※表内の上段	tは%、下段はn	全体	1 もっと早く 送ってほし い	2 今ぐらいで よい	3 もっと遅くて もよい	4 わからない	5 不明
	全体	100.0 29,018					1.6 453
実際	6週間~7週間前	100.0 20,403				3.7 763	1.6 334
	~8週間前	100.0 5,151					1.2 64
の送付時期	その他(何週間前)	100.0 3,464					1.6 55
期	不明	0	_	_	_	_	_

【2】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 もっと早く 送ってほし い	2 今ぐらいで よい	3 もっと遅くて もよい	4 わからない	⁵ 不明
	全体	100.0 29,018		87.8 25,467			1.6 453
F1	男性	100.0 15,363		88.7 13,622	2.0 301		1.1 174
性 別	女性	100.0 13,149		88.0 11,567			
	不明	100.0 506		54.9 278			

[3] 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上科	设は%、下段はn	全体	もっと早く	² 今ぐらいで		4 わからない	5 不明
			送ってほし い	よい	もよい		
	全体	100.0	4.8	87.8	2.0	3.9	1.6
	主体	29,018	1,384	25,467	574	1,140	453
F2	20代	100.0		87.2	1.8	4.0	0.6
	2010	4,303	281	3,751	76	170	25
年 齢	20 <i>4</i>	100.0	5.3	88.9	1.7	3.6	0.5
齢	30代	6,222	331	5,532	104	223	32
	40代	100.0	5.2	88.9	1.9	3.4	0.6
	4010	6,299	327	5,597	118	217	40
	50代	100.0	4.1	89.2	2.1	3.7	0.9
	3010	5,615	230	5,009	118	207	51
	60代	100.0	3.1	87.0	2.5	5.0	2.4
	0010	5,534	174	4,812	137	277	134
	70歳以上	100.0	3.2	90.7	1.9	1.5	2.7
	/ 0 戚 以 工	527	17	478	10	8	14
	不明	100.0	4.6	55.6	2.1	7.3	30.3
l	11.67	518	24	288	11	38	157

【4】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F3 職業【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く	今ぐらいで	もっと遅くて	わからない	不明
			送ってほし	よい	もよい		
			い				
	全体	100.0	4.8	87.8	2.0	3.9	1.6
	主体	29,018	1,384	25,467	574	1,140	453
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	5.6	89.0	1.9	2.7	0.8
	者を含む)	14,954	840	13,314	283	404	113
職業	自営·自由業	100.0		87.6	2.2		1.5
業		2,233	96	1,957	49	97	34
	パート・アルバイト	100.0		88.0			1.1
	71 1-7 707 1011-	4,784	182	4,210	89	249	54
	專業主婦·專業主夫	100.0	3.1	88.9	1.8	5.1	1.1
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,035	93	2,698	56	156	32
	学生	100.0	5.6	90.3	3.2	0.8	0.0
	ナエ	248	14	224	8	2	0
	無職	100.0	3.6	86.5	2.4	5.8	1.8
	無明	2,377	85	2,055	57	137	43
	その他	100.0	6.2	84.2	1.9	6.0	1.7
	TO OTHE	721	45	607	14	43	12
	不明	100.0	4.4	60.4	2.7	7.8	24.8
	נשיור	666	29	402	18	52	165

【5】 問1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5
		全体	もっと早く	今ぐらいで	もっと遅くて	わからない	不明
			送ってほし い	よい	もよい		
	全体	100.0	4.8	87.8	2.0	3.9	1.6
	土1年	29,018	1,384	25,467	574	1,140	453
F4	育児をしている	100.0	4.2	90.4	1.8	3.2	0.4
	自光をしている	4,563	191	4,124	82	146	20
育 児	介護をしている	100.0	5.1	87.1	2.3	3.9	1.6
児	が設定している	1,176	60	1,024	27	46	19
介 護	育児も介護もしていない	100.0	5.0	89.1	2.0	3.2	0.7
護	月光も介護もしていない	17,745	880	15,812	356	575	122
	不明	100.0	4.6	81.6	2.0	6.7	5.2
	1 bh	5,619	258	4,583	112	374	292

問3 裁判員に選ばれることについての気持ち

[6] 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F1 性別【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	積極的に	やってみた	あまりやり	やりたくな	特に考えて	不明
			やってみた			いと思って	いなかった	
			いと思って	いた	思っていた	いた	0.11	
			いた	7,2	10. 2 00 12	,,,		
	全体	100.0	7.1	23.7	27.7	15.3	21.2	5.0
	主1本	29,018	2,057	6,869	8,041	4,438	6,152	1,461
-1	男性	100.0	9.6	28.1	24.1	12.0	21.7	4.4
F1	万 性	15,363	1,477	4,322	3,701	1,851	3,333	679
性	女性	100.0	4.3	19.1	32.6	19.3	21.1	3.6
別	女性	13,149	571	2,507	4,284	2,540	2,768	479
	7.00	100.0	1.8	7.9	11.1	9.3	10.1	59.9
	不明	506	9	40	56	47	51	303

【7】 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 積極的に やってみた	2 やってみた いと思って	3 あまりやり たくないと	4 やりたくな いと思って	5 特に考えて いなかった	6 不明
			いと思って いた	いた	思っていた	いた	6.1411.312	
	全体	100.0 29,018		23.7 6,869		15.3 4,438		5.0 1,461
F2	20代	100.0 4,303	12.0 518		22.6 974	12.6 541	22.4 965	4.6 198
年 齢	30代	100.0 6,222	9.1 565	26.3 1,639			22.1 1,378	4.2 260
	40代	100.0 6,299	6.6 415			14.3 903	21.1 1,326	3.8 238
	50代	100.0 5,615				17.4 978	20.4 1,144	3.6 202
	60代	100.0 5,534		18.6 1,031	31.1 1,721	20.9 1,156	21.3 1,180	4.3 240
	70歳以上	100.0 527	14.4 76			3.4 18	19.7 104	4.4 23
	不明	100.0 518			11.6 60	9.3 48		57.9 300

[8] 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F3 職業【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn			1	2	3	4	5	6
		全体	積極的に	やってみた	あまりやり	やりたくな	特に考えて	不明
			やってみた	いと思って	たくないと	いと思って	いなかった	
			いと思って	いた	思っていた	いた		
			いた					
全体		100.0	7.1	23.7	27.7	15.3	21.2	5.0
		29,018	2,057	6,869	8,041	4,438	6,152	1,461
F3	お勤め(公務員、会社経営 者を含む)	100.0	8.9	27.2	26.5	12.0	21.1	4.3
		14,954	1,330	4,064	3,965	1,799	3,156	640
職業	自営·自由業	100.0	6.5	25.1	25.8	13.7	24.8	4.0
業		2,233	146	561	577	306	554	89
	パート・アルバイト	100.0	4.1	17.1	32.5	21.1	21.7	3.5
		4,784	195	820	1,555	1,011	1,036	167
	専業主婦·専業主夫	100.0	3.3	17.3	33.9	21.8	20.2	3.4
		3,035	100	526	1,030	663	612	104
	学生	100.0	25.8	37.5	11.3	3.6	15.7	6.0
		248	64	93	28	9	39	15
	無職	100.0	6.5	23.9	26.0	18.7	20.7	4.4
		2,377	154	567	617	444	491	104
	その他	100.0	6.5	21.6	25.2	18.0	24.1	4.4
		721	47	156	182	130	174	32
	不明	100.0	3.2	12.3	13.1	11.4	13.5	46.5
		666	21	82	87	76	90	310

[9] 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn			1	2	3	4	5	6
Wat 197 metal (W. 1 exilo))		全体	積極的に やってみた いと思って いた	やってみた いと思って いた	。 あまりやり たくないと 思っていた	やりたくな いと思って いた	特に考えて いなかった	不明
全体		100.0 29,018		23.7 6,869	27.7 8,041	15.3 4,438		5.0 1,461
F4 育児介護	育児をしている	100.0 4,563	7.8 358			13.3 608		3.7 169
	介護をしている	100.0 1,176			31.1 366	20.7 244		3.1 37
	育児も介護もしていない	100.0 17,745		24.7 4,384	28.0 4,964	14.3 2,539		
	不明	100.0 5,619			26.3 1,479	18.9 1,064		9.8 548

問4-1 裁判員に選ばれなかった感想

【10】 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【横軸】× F1 性別【縦軸】

A TO A TO A SECOND COME OF COMMUNICATION AND A SECOND COMMUNICATION AND A SECON										
※表内の上段は%、下段はn		全体	1 よかったと 思う	2 このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	3 不満である	4 特に感想は ない	5 その他 (具体的に)	6 不明		
	全体	100.0 29,018			1.6 473	18.5 5,358		8.6 2,505		
F1	男性	100.0 15,363		47.7 7,335	2.2 339	21.0 3,231		7.4 1,142		
性 別	女性	100.0 13,149						7.6 1,001		
	不明	100.0 506		10.5 53	1.0 5	5.7 29	1.6 8	71.5 362		

【11】 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【横軸】× F2 年齢【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	よかったと	このような	不満である	特に感想は		不明
			思う	制度になっ		ない	(具体的に)	
				ている以 上、仕方な				
				いと思う				
	Δ.H.	100.0	25.9	41.9	1.6	18.5	3.4	8.6
	全体	29,018	7,526	12,171	473	5,358	985	2,505
F2	20代	100.0		41.3			3.6	7.6
	2010	4,303	966	1,775	93	984	156	329
年 齢	30代	100.0		42.0			3.8	7.2
齢	3010	6,222	1,461	2,613	121	1,345	235	447
	40代	100.0	25.4	41.8	1.7	18.9	4.7	7.4
	4010	6,299	1,602	2,635	110	1,189	298	465
	50代	100.0	27.8	44.3	1.5	16.4	3.0	6.9
	3010	5,615	1,561	2,489	86	923	166	390
	60代	100.0	32.2	41.9	0.9	14.6	2.0	8.4
	8010	5,534	1,783	2,319	49	807	110	466
	70歳以上	100.0	18.4	53.7	1.7	15.2	2.7	8.3
	/ U成以上	527	97	283	9	80	14	44
	不明	100.0	10.8	11.0	1.0	5.8	1.2	70.3
	נשיור	518	56	57	5	30	6	364

【12】 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【横軸】× F3 職業【縦軸】

V=HALE	(1+0/ T 50/1+)							
※衣内の上段	は%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	よかったと	このような	不満である		その他	不明
			思う	制度になっ		ない	(具体的に)	
				ている以				
				上、仕方な				
				いと思う				
	全体	100.0	25.9	41.9	1.6	18.5	3.4	8.6
	土冲	29,018	7,526	12,171	473	5,358	985	2,505
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	21.8	45.7	2.0	20.1	3.6	6.8
	者を含む)	14,954	3,263	6,841	296	3,009	534	1,011
職業	白带,白山*	100.0	23.2	43.2	2.1	20.4	2.7	8.3
業	自営•自由業	2,233	519	964	48	456	61	185
	パート・アルバイト	100.0	33.3	37.3	1.2	16.1	3.5	8.6
	//—r·//////	4,784	1,594	1,784	57	770	169	410
	専業主婦·専業主夫	100.0	38.6	34.9	0.7	14.4	3.4	8.1
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,035	1,172	1,059	21	436	102	245
	学生	100.0	13.7	50.8	1.6	19.8	6.5	7.7
	子王	248	34	126	4	49	16	19
	無職	100.0	28.4	41.8	1.1	18.7	2.2	7.8
	無収	2,377	675	993	26	444	53	186
	Z D #	100.0	23.9	40.2	1.9	20.4	5.1	8.5
	その他	721	172	290	14	147	37	61
	7.00	100.0	14.6	17.1	1.1	7.1	2.0	58.3
	不明	666	97	114	7	47	13	388

[13] 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

※表内の上昇	gは%、下段はn		1	2	3	4	5	6
		全体	よかったと 思う	このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	不満である	特に感想はない	その他(具体的に)	不明
	全体	100.0		41.9		18.5		8.6
		29,018		12,171	473	-		2,505
F4	育児をしている	100.0	25.9	41.3	1.8	19.2	4.3	7.4
Г4	自光をしている	4,563	1,184	1,883	83	877	198	338
育	人=#ナ! アハフ	100.0	30.6	40.1	1.6	15.4	3.8	8.4
児	介護をしている	1,176	360	472	19	181	45	99
育児介護	本四よ人課ましていたい	100.0	25.2	43.7	1.6	19.2	3.4	7.0
護	育児も介護もしていない	17,745	4,472	7,747	277	3,405	597	1,247
	700	100.0	27.4	37.5	1.7	16.1	2.6	14.7
	不明	5,619	1,538	2,106	96	905	148	826

【14】 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【横軸】× 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 よかったと 思う	2 このような 制度になっ	3 不満である	4 特に感想は ない	5 その他 (具体的に)	。 不明
			, ts. 7	ている以上、仕方ないと思う		<i>7</i> ,0.	(美術的)()	
	全体	100.0 29,018	25.9 7,526		1.6 473			8.6 2,505
ı	キャルート マンナい		-					
問3	積極的にやってみたいと	100.0	7.5		8.4	11.5		7.7
	思っていた	2,057	154	,				158
持こ裁	やってみたいと思っていた	100.0	9.2	61.4	1.7	16.3	4.8	6.5
ちと判	(のうでかたいと述っていた	6,869	633	4,219	120	1,118	333	446
に員	あまりやりたくないと思って	100.0	34.4	41.0	0.5	15.3	2.5	6.3
つに	いた	8,041	2,767	3,297	43	1,230	201	503
い選	14114 /AV (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	100.0	61.9	17.3	1.5	9.5	1.7	8.2
てば	やりたくないと思っていた	4,438	2,745	769	65	422	74	363
のれ	4-1-4-3-1-1-1-1-1	100.0	16.0	37.7	0.8	34.8	3.1	7.6
気る	特に考えていなかった	6,152	983	2,320	49	2,140	193	467
	7 .00	100.0	16.7	25.7	1.6	14.4	2.7	38.9
	不明	1,461	244			211	39	568

問5-1 裁判所の対応に対する全体的な印象

【15】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F1 性別【縦軸】

※表内の上段	tは%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 29,018		37.3 10,822	0.5 154	5.8 1,689
F1	男性	100.0 15,363		39.5 6,073	0.6 87	4.0 620
性 別	女性	100.0 13,149		35.8 4,704	0.5 65	5.1 673
	不明	100.0 506		8.9 45	0.4 2	78.3 396

[16] 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象[横軸] × F2 年齢[縦軸]

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 29,018	56.4 16,353	37.3 10,822	0.5 154	5.8 1,689
F2	20代	100.0 4,303	56.5 2,431	39.6 1,704	0.6 24	3.3 144
年齢	30代	100.0 6,222	56.0 3,483	40.4 2,514	0.7 46	2.9 179
	40代	100.0 6,299	57.9 3,649	37.7 2,377	0.4 27	3.9 246
	50代	100.0 5,615	57.0 3,203	37.8 2,120	0.6 31	4.6 261
	60代	100.0 5,534	57.8 3,197	34.1 1,889	0.4 22	7.7 426
	70歳以上	100.0 527	60.7 320	30.7 162	0.6 3	8.0 42
	不明	100.0 518		10.8 56	0.2 1	75.5 391

【17】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F3 職業【縦軸】

※表内の上段	:は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が	4 不明
					あった	
	全体	100.0	56.4	37.3	0.5	5.8
	王仲	29,018	16,353	10,822	154	1,689
F3	お勤め(公務員、会社経営	100.0	56.2	39.8	0.5	3.4
	者を含む)	14,954	8,408	5,954	82	510
職	自営·自由業	100.0	60.4	33.9	0.6	5.1
業	日西 日田未	2,233	1,349	757	14	113
	パート・アルバイト	100.0	57.7	36.5	0.4	5.4
	77-4-7707744	4,784	2,760	1,747	18	259
	専業主婦・専業主夫	100.0	59.4	33.6	0.4	6.6
	· 安未土州· 安未土大	3,035	1,803	1,020	13	199
	当 上	100.0	66.1	30.6	0.0	3.2
	学生	248	164	76	0	8
	Arm. Rich	100.0	56.5	36.8	0.7	6.0
	無職	2,377	1,342	875	17	143
	2.D.W	100.0	53.4	40.1	1.0	5.5
	その他	721	385	289	7	40
	7.09	100.0	21.3	15.6	0.5	62.6
	不明	666	142	104	3	417

【18】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × F4 育児介護【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 29,018		37.3 10,822	0.5 154	5.8 1,689
F4	育児をしている	100.0 4,563		37.5 1,710	0.6 27	3.0 135
育 児	介護をしている	100.0 1,176		34.6 407	1.0 12	6.9 81
介 護	育児も介護もしていない	100.0 17,745		38.2 6,779	0.5 90	3.5 621
	不明	100.0 5,619		34.8 1,958	0.4 25	15.2 856

[19] 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【縦軸】

※表内の上段	は%、下段はn	全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 29.018	56.4 16,353	37.3 10,822	0.5 154	5.8 1,689
		100.0	55.9	38.8	0.7	4.6
問4-1	よかったと思う	7,526		2,918	52	346
た裁	このような制度になってい	100.0	62.3	34.9	0.3	2.5
感判	る以上、仕方ないと思う	12,171	7,583	4,242	41	305
想員		100.0	42.7	47.8	2.5	7.0
に	ゴー画へのる	473	202	226	12	33
選 ば	特に感想はない	100.0	50.6	46.0	0.6	2.8
	在に移送さない	5,358	2,712	2,465	30	151
れた	その他(具体的に)	100.0	63.1	32.8	0.7	3.4
なか	ての他(共体的に)	985	622	323	7	33
かっ	不明	100.0	40.9	25.9	0.5	32.8
	נשיור	2,505	1,024	648	12	821

【20】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件:問3 裁判員に選ばれる前の気持ち 【積極的参加意向】		全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 8,926	65.5 5,849	31.0 2,764	0.5 47	3.0 266
問4-1	よかったと思う	100.0 787	74.0 582	23.1 182	0.3 2	2.7 21
た裁 感判	このような制度になってい る以上、仕方ないと思う	100.0 5,409	66.5 3,597	31.1 1,684	0.4 24	1.9 104
想員 に	不満である	100.0 293	50.9 149	41.6 122	3.8 11	3.8 11
に 選 ば	特に感想はない	100.0 1,355	62.1 841	36.2 491	0.4 5	1.3 18
れない	その他(具体的に)	100.0 478	70.1 335	26.6 127	0.6 3	2.7 13
かっ	不明	100.0 604	57.1 345	26.2 158	0.3 2	16.4 99

【21】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件:問3 裁判員に選ばれる前の気持ち 【消極的参加意向】		全体	1 適切で あった	2 普通	3 不適切な 対応が あった	4 不明
	全体	100.0 12,479		41.1 5,129	0.6 75	5.0 629
問4-1	よかったと思う	100.0 5,512	53.3 2,938	41.4 2,281	0.8 43	4.5 250
た裁 感判	このような制度になってい る以上、仕方ないと思う	100.0 4,066		38.2 1,553	0.3 11	2.8 113
想員に	不満である	100.0 108	24.1 26	66.7 72	0.9 1	8.3 9
に 選 ば	特に感想はない	100.0 1,652	46.3 765	49.9 825	0.6 10	3.1 52
れない	その他(具体的に)	100.0 275		37.1 102	1.5 4	4.4 12
かっ	不明	100.0 866		34.2 296	0.7 6	22.3 193

【22】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】 × 問4-1 裁判員に選ばれなかった感想【縦軸】

※表内の上段は%、下段はn 条件:問3 裁判員に選ばれる前の気持ち 【特に考えていなかった】		全体	1 適切で あった	· 2 普通	3 不適切な 対応が あった	⁴ 不明
全体		100.0 6,152	53.6 3,296	41.0 2,520	0.5 30	5.0 306
問 た感想 おりょう おりません おりまる おりまる おりまる おりまる おりまる おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん おいまん	よかったと思う	100.0 983	57.9 569	36.5 359	0.7 7	4.9 48
	このような制度になっている以上、仕方ないと思う	100.0 2,320	59.5 1,381	37.3 866	0.3 6	2.9 67
	不満である	100.0 49	44.9 22	44.9 22	0.0 0	10.2 5
	特に感想はない	100.0 2,140		49.4 1,057	0.7 15	2.9 63
	その他(具体的に)	100.0 193	54.9 106	43.0 83	0.0 0	2.1 4
	不明	100.0 467	45.6 213	28.5 133	0.4 2	25.5 119

3 自由記載分類·整理表

- (1) 裁判員アンケートの集計結果・・・・・・・ 139 ページ
- (2) 補充裁判員アンケートの集計結果・・・・ 167ページ
- (3) 裁判員候補者アンケートの集計結果・・ 189ページ

【裁判員アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお,複数の項目に該当する回答がみられた場合,該当する項目それぞれに分類している。 また,「特にない」といった回答は,分類の対象としていない。

選任手続:質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど(問2-1)

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方,受けた質問について,感じたことやお気づきの点がありましたら,ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

- 1 進行の手順
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め355件)

【主な記載例】

- ・事前の準備もゆき届いていてスムーズな流れとなっていたと思います。
- ・できるだけ短い時間でおわらせようとする姿勢はよかったと思う。
- ・説明された内容が理解出来なかったらどうしようと不安だったがDVDを取り入れたり,急ぎ足でないのが良かった。
- ・わかりやすくゆっくり進めてくださったので気持ちを落ちつけながら出来ました。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め56件)

【主な記載例】

- ・もっと,スムーズに進行してほしかった。とまどいながらの話し方や進行は不安 を感じさせる。
- ・タイムスケジュールを説明するときにいつ休憩があるのか,どれくらいの時間あるのかを教えて頂きたいと思いました。
- ・正直,進行する人など,もっと練習してのぞんでほしかったです。何も分からぬまま呼ばれて,不安も多数ある中。進行の人達のあたふた感や,自信なさげな進行の感じが,余計自分達を不安にさせました。
- 2 説明のわかりやすさについて
- (1) わかりやすかったなどと評価するもの(以下のものを含め450件)

【主な記載例】

- ・とても良かったと思います。未経験の私にも理解しやすくご説明下さいました。
- ・私にも理解可能な進行で用語なども解りやすかったと思います。
- ・時間をかけてゆっくり説明してくれたのでわかりやすかった。
- (2) わかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め28件)

【主な記載例】

- ・話される方の声が小さく聞き取りづらかった。
- ・少し早口であった。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め210件)

- ・皆に分かる様に , 丁寧な優しい口調だった。中には不安を抱きながら来ている人 もいると思うので , 好印象だった。
- ・緊張しないような配慮が十分なされていて良かったと思います。
- ・とてもていねいだったと思います。裁判員に選ばれなかった方たちに対してもと てもていねいに感謝の言葉を話されていました。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め19件)

【主な記載例】

- ・係の方々が少し緊張しすぎてかたくなりすぎていた感じがするので私も少し緊張 したように思えます。
- ・こちら側の質問などを言える雰囲気を作ってほしい。なにも言えず , 何もわから ず手続きがおわったような気がします。
- 4 その他(以下のものを含め16件)

【主な記載例】

- ・分きざみのスケジュール通りに、行なわれたため、驚きました。
- ・関係者と対面する形が,少し緊張を増す感じだった。円卓等,和やかに進められる空気がほしかった。

第2 質問手続について

- 1 質問手続の方式 (集団質問,個別質問等)について
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め41件)

【主な記載例】

- ・良かったと思う。最初にグループで進めた事で効率よく,又個別事情がある人に は別に時間を設けてじっくり聞くというスタイルは良いと思った。
- ・個別質問者を限定する等合理的に行われていた。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め66件)

【主な記載例】

- ・自分自身が,裁判員として,正しい判断が出来る状況であるかどうか皆さん不安であると思います。時間は短くても個別の質問時間をとって頂きたい。
- ・全体質問の時に,何かあっても,大勢の前では,手をあげにくいのではと感じました。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め121件)

【主な記載例】

- ・質問内容は理解しやすいもので、考えこむことなく、話し方も受け入れられやす い口調でしたので、質問されているという重たい感じを受けることもありません でした。
- ・プライバシーに関わるところまでふみこんでこなかったのでほっとしています。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め56件)

【主な記載例】

・候補者への掘り下げた質問(考え方や人柄)をしても良かったのではと感じる。

- ・質問票と異なる質問をされた方が良いと思いました。
- 第3 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め720件)

- ・別に気になる事はなく,適当だったと思う。
- ・今回のような方法で特段の問題はなかったと思います。
- ・円滑に手続きする上で適当と思う。
- 第4 その他全般的な問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め247件)

【主な記載例】

- ・裁判員選任手続で,当日30数名の方が来られ,実際にはその中から8名という ことは覚悟を持ってきた方にとって,不採用という結果は残念だろうと思います。
- ・裁判員選任手続の日と,実際に,裁判員裁判が行なわれる日程をずらして欲しい。 今回裁判員に選ばれたので結果は良かったのですが,仕事の休みの取り方などム ダになってしまう事が多いと思います。
- ・抽選は,コンピューターで結果だけ発表するのではなく,候補者の前で可視化して行う方が納得感があると思う。
- 第5 その他(以下のものを含め263件)

- ・裁判所の係員の方が人数的に多く,重々しく感じたし,それだけ,大変な事に参加しているのだと感じた。
- ・何もわからなくて不安で仕方なかったのですが,とてもいい勉強をさせていただ きました。
- ・どんな質問をされるのか,構えていましたが,構えるほどの事は質問されなかったので,逆に驚きました。

選任手続:質問手続中の待ち時間についてなど(問2-2)

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方,受けた質問について,感じたことやお気づきの点がありましたら,ご自由にお書きください。」

第1 長さについて

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め754件)

【主な記載例】

- ・予定表をもとに説明があり,時間配分も良く"待つ"という長時間に感じませんでした。むしろ早かったです。
- ・思っていたよりも時間が短く、良かったです。
- ・適切に時間配分されていました。また,集団質問や待機場所の案内等により,待 ち時間も短縮されていたと感じました。
- ・緊張していたこともあり,思っていたより待つことはなくかえって落ち着く為に はちょうどよかった様に思います。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め316件)

【主な記載例】

- ・手続きに比べ待ち時間が長い。裁判員に選任されなかった方々の事を考慮し,時間短縮を図るべきである。
- ・長く感じました。出来ればもう少し短く,館内の行動など自由にして頂けると良いと思います。
- ・最初の方に質問手続が終わったので待ち時間が大変長く感じられました。

第2 待ち時間の過ごし方について

1 手持ちぶさたにならず,よかったなどと評価するもの

(以下のものを含め152件)

【主な記載例】

- ・選任手続きの待ち時間中,自由に本を読めたり,大画面で環境ビデオを見られた りお茶もいただけて,とても快適に過ごせました。
- ・裁判所法廷内見学, DVD等で待ち時間を上手に使えるよう配慮されていたと思います。
- ・飲物,雑誌など自由に過ごせました。仕事の調整もできたため,比較的,自分の時間がとれたことに驚きました。
- 2 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め23件)

【主な記載例】

- ・事前にどの位の待ち時間があるかがわかっていれば本などを用意できた。
- ・待ち時間の間に,前のモニターで,裁判員裁判についての,DVDなどを流して 欲しかったです。

第3 裁判所の設備や配慮について

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め257件)

【主な記載例】

- ・すごくスタッフの方のお心遣いが丁寧で嬉しかったです。
- ・それぞれの時間を(説明 時~,質問 時~等)はっきりと知らせていただいてよかった。
- ・音楽を流すなど,私達をリラックスさせたいという気遣いが感じられありがたかった。飲み物や雑誌まで用意されているとは思いもせず,(自分で水筒を持参したくらい)至れり尽くせりだと思った。
- ・法廷の中を見させていただく時間がありましたが,初めてのことだったのですごく興味がありとても良い時間の使い方だなと思いました。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め105件)

【主な記載例】

- ・お茶や雑誌が用意されていてよかったが、わかりにくいはじっこのほうにあったので、もう少しインフォメーションしてもらえるとよい。
- ・待ち時間の存在を知らなかった。1時間ほど待ったので事前に知りたかった。
- 第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

(以下のものを含め479件)

【主な記載例】

- ・円滑に手続きをする上で適当と思う。
- ・ゆったりしていてよかったのでは。
- ・無駄のないようにされていたと思います。
- 第5 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め328件)

【主な記載例】

- ・特に不安や不便を感じることはなかった。
- ・普通だったと思います。
- 第6 その他(以下のものを含め336件)

- ・個別質問の人数が多い場合は長時間になると思うが,その場合の対応はどうなのか?と思った。
- ・落ち着けない気持ちもあり、何をしていていいのか戸惑っていた感があります。

法廷での手続全般について,理解しにくかったその他の理由(問5)

「法廷での手続全般について,理解しにくかった点があるとすれば,それはなぜですか。 「5 その他」を選択した方は,具体的にお書きください。」

第1 事件内容に起因するもの

1 事件そのものが複雑であったなどとするもの(以下のものを含め203件)

【主な記載例】

- ・登場人物が多くまた,多少人間関係が複雑であった点
- ・複数で事件を起こしているので,ひとりひとりやったことを理解するのに時間が かかった。
- ・複数事件があり,時系列で理解するのにとまどった。
- 2 事件の背景,動機等がわからなかったなどとするもの(以下のものを含め99件) 【主な記載例】
 - ・犯行そのものは理解できたが事件の背景を総て理解するのが自身の経験にふまえて未知の部分も有り,むずかしかった。
 - ・被告人が複数いる分,それぞれの事件の背景を理解するのに少し時間がかかった。
 - ・概ね理解できたが、被告人が犯行に至る動機は分からなかった。
- 第 2 調書の朗読が長かったことに起因するもの(以下のものを含め 1 5 件)

【主な記載例】

- ・今回検察官の方がずっと証言を読み上げていましたが,実際に証人の方に直接お 話を伺った方がわかりやすいと思います。
- ・調書のろう読が長すぎ、事件のポイントはどこなのか把握するのに苦労した。
- ・調拠調べの読み上げが長く,何がポイントかこちら側に経験がないので,結果と して判りにくい(こちら側のみの責任)。
- ・証拠を検察官が読みあげていたが時間が長くつらい。
- ・調書を朗読する時間が長かった。またその内容(言いまわし)が調書独特のもので長時間さくのが苦痛だった。争点となる(犯行そのもの)以外の被告の生い立ちや人物についての供述が多く,何を主点としたらよいか混乱した。
- ・供述調書を読み上げる時間がかなり長く疲労度がかなり有った。
- ・供述調書の朗読が長くて後半集中力が切れかかった。
- ・検察官の文書を読むのが、一定で長くて先の内容を忘れそうでした。

第3 証拠や証人の数に起因するもの

1 証拠や証人の数が多かったなどとするもの(以下のものを含め10件)

- ・検察の証拠写真が多く,もう少し少なくまとめていただいても良かったと思いました。
- ・証人の数が多く,話の途中で集中力が無くなる。
- 2 証拠や証人の数が質的・量的に少ない,足りなかったなどとするもの (以下のものを含め175件)

- ・物的証拠が少なく証言の信憑性を判断する事が難しかった。
- ・被告人が事件の内容についてあまりにも語らなさすぎるので困った。証人も来なかったので話がつながりにくく判断に困った。
- ・被告人と被害者の証言が異なっていて決め手になる物証がなかった。

第4 証人や被告人の話に起因するもの

1 証人や被告人の話の内容がわかりにくかったなどとするもの

(以下のものを含め190件)

【主な記載例】

- ・証拠書類と被告人の言っていることが一致せず内容(話す)も二転三転していた。
- ・被告人が否認していたので,何が本当なのか本当でないのか混乱した。
- ・証人と被告人の話の内容が異なり,どちらを信用して良いか分からない。2人の 証言に証拠なし。
- ・精神科医の病気や症状の説明が専門的な事もあり,理解しにくかったです。
- 2 証人や被告人の声が聞き取りにくかったなどとするもの

(以下のものを含め148件)

【主な記載例】

- ・被告人の声が小さく聞き取りにくかった。
- ・証人や被告人が話すのが,早口だったり,はっきりしゃべっていなかったりでマイクでもひろえてなくて聞きとりにくかった。
- ・被告人の方言が聞きとりにくかった。

第5 審理時間に起因するもの

1 審理時間が短かったなどとするもの(以下のものを含め15件)

【主な記載例】

- ・公判で確認する時間が短かった。
- ・審理時間にもう少し時間をかけてもよい気がした。
- ・起訴件数が多く、もう少し時間がほしかった。
- 2 審理時間が長かったなどとするもの(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・証人尋問が長すぎる。同じことを何度も聞いていて,時間のムダではないかと感じた。
- ・通訳が入ることで審理が長くなったことは、理解できるがやはり苦痛には感じた。

第6 検察官がわかりにくかったとするもの

1 検察官の主張(冒頭陳述,論告・求刑等)がわかりにくかったなどとするもの (以下のものを含め50件)

- ・検察官の最初の陳述が少しわかりにくかった。
- ・検察官の方の文面朗読が早すぎて頭に残りづらいので困りました。

- 2 検察官の立証がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め93件) 【主な記載例】
 - ・被告人に対する検察官の質問があまり目的が見えず、わかりにくかった。
 - 検察側の証拠写真、VTR等わかりにくい見にくい部分があった。
 - ・検察官が証拠などを提示していくスピードに最初少し追いつけなかった。
- 3 検察官の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め44件) 【主な記載例】
 - ・検察官の声が小さくて聞き取りにくい時がありました。
 - ・検察官の冒頭陳述や証拠などが多く,だんだん話がスピードアップしていったようで,ついていくのが少し大変だった。

第7 弁護人がわかりにくかったとするもの

1 弁護人の主張(冒頭陳述,弁論等)がわかりにくかったなどとするもの (以下のものを含め132件)

- ・弁護側の話について,結論として何がいいたいのか分かりにくい場面があった。
- ・弁護人の弁論が長すぎてわかりにくかった。
- ・弁護人の説明内容の一部が専門的で, 判りにくかった。
- 2 弁護人の立証がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め96件)【主な記載例】
 - ・弁護人の質問の意図、質問の意味がわからない点が多数ありました。
 - 弁護側の資料が、ポイントがつかみにくい。
- 3 弁護人の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め89件) 【主な記載例】
 - ・弁護人の話す声が小さく聴きとりにくかった。もう少し大きな,はっきりした声と口調が欲しかった。
 - ・弁護人が早口で説明が聞きとりにくかった。
- 第8 通訳がわかりにくかったとするもの
 - 1 通訳の内容がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め116件)【主な記載例】
 - ・通訳(の人)が間に入っていたので被告人の感情等解りにくいところがあった。
 - ・通訳が間に入るので,ニュアンスのちがいで言葉の感じ方が変わる気がします。
 - 2 通訳人の声が聞き取りづらかったなどとするもの(以下のものを含め14件) 【主な記載例】
 - ・通訳の声が小さい。
 - ・通訳の関係で,話し声がたくさんあって,集中して聞きにくかった。
- 第9 事務・手続に起因するもの(以下のものを含め146件)

- ・公判の流れや、専門用語など、最初の方で少し説明があればよいと思った。
- ・被告人に対する質問日が別の日にもあったほうがいいとおもいました。
- ・陳述など,読みあげるケースは,モニターに映してもらえば,より理解できると思う。
- ・進行が早かったので,頭の中を整理する間もなくあれよという間に終わってしまった。もうちょっとゆっくり進めてほしかった。

第10 専門用語がわかりにくかったとするもの(以下のものを含め132件)

【主な記載例】

- ・専門用語の意味を理解しているつもりでも,時々「これって何だっけ?」とわからなくなってしまうことがあった。そのために文章や説明されていることを理解するまで時間がかかることがあった。
- ・法律用語で馴じみの薄いものがあり,即座に理解しにくい。
- ・医学的専門用語が多く、理解できない所が多数あった。

第11 その他(以下のものを含め641件)

- ・急に決まりその裁判の内容を理解しないうちに公判が始まり,何も分からずに進んで行くので自分の心の整理が出来ない。
- ・初日の証人尋問の時は,まだ裁判というものの全体が理解できていなかったので, 何をポイントに話を聞いていけば良いか,不明なまま話を聞いていた。
- ・事件の内容によると思いますが、資料が少ないと思いました。口頭による陳述や 取り調べ内容は十分だと思いますが、もっとその時の資料があれば評議の時に振 り返ることができたと思う。
- ・証拠,事実に基づくものだけで判断するのが難しい。証拠のない部分等を想像して事件を作りあげてしまいそうになる。
- ・初めは医学的な説明にとまどったが,だんだん専門的なことまで理解出来るようになって勉強出来た気がした。又,専門分野で日々努力する方々への尊敬の念を さらに強くした。
- ・裁判のスピードが早い上,当然資料も持ち帰れない為,考えをまとめたり証拠・ 証言について整理する時間が足りないと感じた。

評議の進め方についての意見(問8)

「評議の進め方(裁判官の進行,評議の時間,休憩の取り方など)について,何かお気づきの点があれば,ご自由にお書きください。」

第1 裁判官について

- 1 裁判官の進行について
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め1223件)

【主な記載例】

- ・裁判官の方がリードして評議の突破口を作っていただいた事で,評議が始まるという形でした。しかし全く初めての事でどこから話をしていいのか,不安な状況の中言葉をかみくだいてのきっかけを作っていただき感謝しております。
- ・複雑な部分について論点を明らかにして,全員の意見をまとめていく点は,すばらしかったです。
- ・様々な意見が出る中,進行を務めて下さった裁判長の方が,議論の軸を修正した り,論点を整理して下さることで,自分の中の意見にも抽象的なものから具体的 なものへと磨きがかかり,評議しやすかったです。
- ・あらかじめ予定表を頂いていたので,一日の時間のすごし方がよくわかった。裁判官(長)の進行について,とても,気遣いを感じた。
- ・すごくリラックスした雰囲気で進行して頂いたので,真剣に取り組むことができ た。
- ・参加者全員に話を聞きたいとの意志が感じられとても公平な進行に思えた。
- ・裁判官の方が司会進行をして頂き,話の内容を明確にし,方向性を整えて頂いた ので評議の進行はスムーズに行うことができたと思います。
- (2) 何らかの意見・提案を含むもの(以下のものを含め339件)

【主な記載例】

- ・事前に評議の進め方と目的を説明いただいた方が評議に入りやすかった気がしま す。進行がダラダラしていると感じた。
- ・何について評議するかあらかじめテーマを1つ1つ説明があればもっとスムーズ に物事を考えられると思います。
- ・全体的に少し時間が足りない,つまっている感じがあった。1日あと1時間ずつ伸びしろがあったらよかった。
- ・意見をもってそうな人から指名していただいた方がスムーズにいくように感じま した。
- ・法律が分からないまま,ランダムに話をしていたり,話の終着点が見えないまま 進行されていたところがある為,今何の為にこの話をしているとかもう少し明確 にして頂けると話しやすかった。
- ・裁判官から,まず意見を述べてほしい。量刑について一応の指標を提示してもら えないと考え方が変わりやすい。
- ・裁判員の自発的な発言を待ち,時間だけが過ぎる時がしばしば有り少し進行がス ムーズでなかった気がします。

2 一定の意見への誘導の有無

(1) 誘導があったなどとするもの(以下のものを含め27件)

- ・裁判官の発言に影響される部分が大きいと思います。(裁判官の意見は,やっぱり正しいのだろうな,と思ってしまう為)決して批判ではありませんが,裁判官の方達の考えや結論が途中からわかってしまったので,左右された部分があります。
- ・結局落としどころは最初から決まっていて,裁判員がぐるぐる議論しているのを, 裁判官が正しい議論の道筋に戻しているような雰囲気は正直感じられた。しかし, 素人とプロが一緒にやっている以上,それもいたしかたなしとは思う。
- ・裁判官の方々の頭の中では,当初より結論が出ていたのではないでしょうか?そ の結論へ裁判員の方々の考えを導いているような感覚を覚えた。
- ・慣例に従った方向への誘導が多かったが, それは裁判員制度導入の意義とは異なるのではないか。
- ・判決が最初から決まっている様に感じました。評議する意味がなかったかの様に 感じます。
- ・何か裁判官に導かれて結論を出したような感覚が残った。せめて前半は裁判員だけで議論をして,後半で裁判官が結論へ導くなどの工夫があれば,もっと良い評議になると感じた。
- ・裁判員がおかしいと思って言っても裁判官の人たちが「そうではないでしょう」 みたいな言い方をされて結局,裁判員の人っていなくてもいいのではと思ったことがあった。
- ・知識と経験をお持ちの裁判官が自分の中で整理した前提で評議を進めていた感が 多少なりともあった。もう少し無の状態で進めたほうがいろんな観点から考えられたような気はしました。
- ・裁判官はおそらく着地点(判決)迄のストーリーを持って臨んでおられ,多分そのストーリーから大きく逸脱する意見については,真剣な説明を成される様に感じた。法のプロの説得力にはかないませんね。
- ・時間的なものもあるからか,少し裁判官に誘導されている感じがした。
- ・とても気を遣ってもらいすすめて頂けたと思います。しかし,我々裁判員は全くの素人であるので,裁判長裁判官の考える方向へ導かれていったと感じられる場面もありました。
- (2) 誘導はなかったなどとするもの(以下のものを含め23件)

- ・裁判官の方々は論点をしぼりこんで下さるが,結論を誘導する事はなく,とても 上手にすすめてくださったと思う。
- ・裁判官全員が,裁判員に対して非常に丁寧に説明して,意見を否定することなく 汲み入れようと心をくだいている様子が感じられた。
- ・適度に休憩も入れて下さり,進行についても結果をゆう導するということではなくうまくリード,フォローしてくださったと思う

3 話しやすさについて

(1) 話しやすかったなどとするもの(以下のものを含め523件)

【主な記載例】

・自分の意見が発言しやすい環境であったため , 自分の意見を残さず発言すること ができました。

- ・裁判長や裁判官の方が全員に適宜話を振って下さったので議論しやすかったです。
- ・評議の際も無理に意見を求められる訳でもなく,素直に率直な意見を言う事が出来たと思います。
- ・裁判官の方がとてもていねいに私達の疑問に対し,説明していただき話がしやすかったです。
- ・一度評議した項目について,後日何度でも戻って評議し直すことができる事を繰り返し述べて頂きましたので,気兼ねなく意見を言うことができました。
- (2) 話しにくかったなどとするもの(以下のものを含め38件)

- ・最初のきっかけがないと話しづらかったので最初のきっかけ作りだけはお願いし たい。
- ・初対面の方たち、初めての場所で自発的に意見しにくい雰囲気だった。

4 わかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどとするもの(以下のものを含め940件)

【主な記載例】

- ・皆さん1人1人が理解するまで裁判官の方々が説明してくれましたので,とても分かりやすかったです。
- ・要所で説明があったし理解しやすくよかったと思う。事前の知識がなくても何も 問題もなかった。
- ・理解しやすい言葉に置き換えての説明があり、わかりやすかったです。
- ・ホワイトボードに時間的経過と関連する事柄,又検察側・弁護側の主張を表にして対照されたことは理解しやすいと思いました。
- ・やはり裁判に関しては素人なのでどこから評議していいかわからなかったが,お およその組立を教えて下さったので後からは,やりやすかった。
- (2) わかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め26件)

【主な記載例】

- ・裁判官が裁判員に質問するときの内容がわからないことがあった。
- ・量刑の決め方が、良く分からなかった。

5 応対(接遇)について

適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め889件)

- ・配慮が行き届いた評議でした。特に裁判官と裁判員の対等平等な関係を重視する 姿勢に敬意を表します。
- ・すごくリラックスした雰囲気で進行して頂いたので,真剣に取り組むことができ た。
- ・進め方については,とても配慮を感じましたし,我々が評議しやすいように気くばり,工夫され,これまでの裁判で工夫を重ねてこられたのだと思えました。
- ・最初はとても緊張していて,何も話せませんでしたが,裁判長はじめ裁判官のみなさんが,とても親切にして下さったり,話を振って下さったりしたのでとてもリラックスできました。
- ・裁判官の方はとても笑顔でおだやかに話されていたのできんちょう感も次第にほ

ぐされて行き,とても感謝しています。

第2 評議時間について

1 適切だったなどとするもの(以下のものを含め229件)

【主な記載例】

- ・評議は2日間に及びましたが量刑を多方面から考え,結論をまとめるには必要な 日数であったと思いました。
- ・時間に余裕があったので、考える時間を持つ事ができた。
- 2 短かったなどとするもの(以下のものを含め103件)

【主な記載例】

- ・スケジュールを見ると最初は評議の時間が長いと思いましたが,いざ始まるとあっという間に過ぎ休憩時間も意見交換していたので,もう少し長くてもいいのかと感じました。
- ・評議の時間,出来れば日数をあと少しプラスして欲しいと思います。
- ・量刑について、できればもう少し議論したかった。
- 3 長かったなどとするもの(以下のものを含め25件)

【主な記載例】

- ・評議の時間がけっこう長く感じられ,途中何をどう考えていたかわからなくなった。
- ・1日中評議というのは正直しんどかったです。

第3 休憩時間について

1 適切だったなどとするもの(以下のものを含め845件)

【主な記載例】

- ・初めての事なので,長時間評議をしていたら疲れてしまうと思いますが,適度に 休憩があってよかったです。
- ・休憩のことを気遣っていただけたのはとてもありがたかったです。お昼の時間が 長めなのも落ち着くことができました。
- ・その都度 , クールダウン (休憩など) があり , 議論の整理がスムーズにできました。
- 2 休憩時間の長さに関する意見(以下のものを含め94件)

- ・休憩時間が長過ぎる。もう少し短くしても良いのでは。
- ・正直休憩の時間が長くて,逆につかれる。
- ・評議に入り, 普段とは慣れないことだったので, もう少し休憩時間を長くして頂きたかった。
- ・休憩と言ってもトイレの時間や話し合いをしていたりしたので充分ではなかった かもしれない。
- 第4 評議・休憩の時間配分等についての意見(以下のものを含め70件)

- ・長期間にわたる評議の場合は、こまめに(1時間に1回5~10分)休憩を入れて欲しい。職場からのメール確認が何度かあったことと、精神的疲労もあり休憩を細かく欲しいと思った。
- ・休憩がこまめにあり過ぎた気がした。
- ・休憩時間を短縮し、評議時間の終了を早めてもらいたい。

第5 その他(以下のものを含め1125件)

- ・常識的な議論は問題はありませんでしたが,量刑に関する議論については少し違和感を感じました。私自身を含め,法的知識のない人間が,具体的な量刑を議論などできうるのかと。
- ・裁判員について個人情報の観点からか,全く自己紹介無しに評議が進められたことに驚きました。
- ・日数の制限の中だとは思いますが,一週間の中の数日にまとめて評議をしていく のは,精神的にストレスは強く感じました。
- ・順番に意見を聞いていただけたのはよかったのですが,私はもっと意見があちらこちらからとび交うような評議を想像していたので少しものたりなさを感じました。
- ・人前で話す事が苦手で緊張しやすいので,突然自分に質問がふられた時,自分の 頭で整理して言葉にするのが大変でした。
- ・結果的に一般市民である裁判員の判断が取り入れられたのはよかった。
- ・かなり余裕はあったが,話がそれることも多く十分に議論ができたかどうかは不 安も残る。
- ・裁判官は答えを持っているのに,裁判員が議論させられている感じがした。裁判 官と裁判員の常識に大きなズレを感じた。裁判員は,どうしても感情に流されて しまう。
- ・「刑罰を決定する」ということは非常に重いことだと思う。しかたのない事かもしれないが、通常の会社の会議のように軽い感じで進んで行くことに違和感を感じた。1回しか参加しない市民としては刑を決めるということの重みを感じる場面がもっとあってもいいのではと感じた。

問9のように回答した理由(問10)

「問9(裁判員選任前の気持ち)でお答えになった理由をお書きください。」

- 第1 問9で「1 積極的にやってみたいと思っていた」、「2 やってみたいと思っていた」と回答した理由
 - 1 貴重な経験である,関心があったなどとするもの(以下のものを含め2082件) 【主な記載例】
 - ・日常生活において裁判を傍聴する事はあまりなく,更に一つの事件を真剣に考え, 議論する事などないので,良い経験になると思っていたので。又,民間の意見が 反映する裁判員裁判に対して興味があり,賛成していたので。
 - ・なかなか体験できることではないし、どのようにして裁判が進められているか知りたかったからです。
 - ・どういった流れで裁判が行われるのか,普段法に触れない我々国民の視点で意見を出し合い,判決まで至るということに参加することに興味があった。
 - ・どうして,民間人の意見が必要なのか,そして,裁判そのものがどういう仕組み になっているのか知りたかった。
 - ・日常生活で経験する事や,裁判・事件の判決について考える事がなかったので, 経験する事でこれからの人生で,考えていく事が出来る良い機会と考えていたの で。
 - ・裁判はどういうふうに進められるのか見てみたかった。事件について自分がどれ くらい向きあうことができるのか感じてみたかった。
 - 2 国民の義務だからなどとするもの(以下のものを含め90件)

【主な記載例】

- ・国民の義務を果たすべきと考えていた。
- ・会社や友人とも,「もし,選ばれるようなことがあったら?」ということを日頃話し合っていた。皆,選挙や納税と同じように義務のように感じているので,そう思っていた。
- 3 その他(以下のものを含め555件)

- ・社会のしくみを体験的に学び、自分の人生、仕事に生かしたいと考えていました。
- ・仕事の調整をつけて裁判所に来た以上,仮に選任されなかった場合は,翌日から 仕事にもどっても,逆に同僚に申し訳ないと感じたから。
- ・沢山の視点で物事を見て,前向きな意見交換が人の為に出来るため。
- ・裁判についての理解が全くなく,参加することで理解が深まり,信頼が増すと思ったから。
- ・裁判員として、刑事裁判に関わり、社会に対して何らかの貢献をしたい。
- 第2 問9で「3 あまりやりたくないと思っていた」,「4 やりたくないと思っていた」と回答した理由
 - 1 責任が重い,他人の人生を決めることへの負担などの精神的負担を理由とするもの (以下のものを含め1149件)

- ・裁判員に選ばれたことで生じる責任が個人的にも社会的にも重いものだと感じた ので。
- ・重大な事件になれば,なるほど精神的苦痛が大きいと思うし,一人の人間の人生 を左右するので,重い決断になると思うので。
- ・精神的な負担が大きく,内容によっては後々まで心理的ダメージが残るのではないかと心配だった。
- ・殺人事件などを取り扱う場合などは,精神的な負担が大きく,法律などに疎い身では判決を出すのは荷が重いと感じたので。
- ・その人の人生を自分が一人できめるわけではないけれど,少しでもかかわってる と思うと責任が重大だと思います。
- 2 専門知識の不足に基づく負担を理由とするもの(以下のものを含め502件) 【主な記載例】
 - ・法律のことを何も知らない(よくわからない)私達が,いくら罪を犯した人間だとしても裁いて良いものなのか疑問に思っていた為。
 - ・法律に詳しくない私達が公平に冷静に判断出来るとは思わなかったので消極的でした。
 - ・裁判に関する知識が無く裁判員としての役割が果たせるか不安であった。
- 3 意見表明の困難さを理由とするもの(以下のものを含め180件)

【主な記載例】

- ・話す事が苦手なので,意見を求められただけで,あがってしまい,何を言ってい いか分らなくなるから。
- ・人前でしゃべるのがあまり得意でなく,自分の言いたいことをまとめて言わない といけないとかまえてしまっていた。
- 4 生命・身体の安全に対する不安を理由とするもの(以下のものを含め63件) 【主な記載例】
 - ・事件の内容しだいで殺人事件等で「さかうらみ」があると後々の生活で恐怖を感じる為。
 - ・被告人の関係者とも顔を合わす事になるのでその事で裁判所外での何らかのトラ ブルがある事も考えた。今も思っている。
- 5 社会生活上(育児介護,仕事など)の支障を理由とするもの

(以下のものを含め728件)

- ・子供の学校行事や習い事の送迎があった為。
- ・小さい子供がいるため通常(仕事の時)よりも保育時間が長くなり,子供への負担がかかるため。
- ・仕事上,休みが取りにくい為。また,社内においても裁判員制度自体があまりよく認識されていない。
- ・会社に行っていない間にたまる仕事の事や、上司の感情を考えると重荷に感じる。

それがなければ,むしろ役に立つのであれば参加したいと思う。

- ・仕事や親の介護もあるし,まだあまり人がやっていないのに「なぜ自分が?」という想いがありました。
- 6 守秘義務の負担を理由とするもの(以下のものを含め6件)

【主な記載例】

- ・守秘義務が課せられること。
- ・裁判内容について一生話すことができないのは苦痛。
- 7 恐怖感,犯罪に関わり合いたくないという気持ちを理由とするもの

(以下のものを含め475件)

【主な記載例】

- ・殺人事件が主と聞いていたので、関わりたくなかった。
- ・事件の内容によっては(殺人など)一生見なくていいものを見てしまうかもしれないと思ったから。実際の犯人の顔とかも見たくないし,見られるのも怖いと思ったから。
- ・こわいと思った。どのような事件なのか分からない為こわい,やりたくないと感じてしまった。
- 8 その他の不安 ((漠然と)自信がないことを理由とするもの

(以下のものを含め1388件)

【主な記載例】

- ・他人を裁く資格・人格が自分に十分に備わっているかどうか確信がない。
- ・事件にかかわる方の人生に大きな影響をあたえる判断を下す自信が無かった。
- ・裁判が,未知なもので,不安が大きかった。事件も,悲しい内容だとしたら,た えられるか,自信がなかった。
- ・殺人や強姦罪など被害者がいる事件で,中立的な意見や考えができるか不安に感じていた。
- ・殺人などの重い罪の内容を理解して正しい判決を導き出すことができるのか不安 だったから。
- 9 面倒くさい,時間が拘束されることを理由とするもの

(以下のものを含め312件)

【主な記載例】

- ・正直いってめんどくさいという思いがあった。
- ・自分の大切な予定を変更したり、時間をさかれたりしたくなかったから。
- 10 自分は選ばれない,関係ないと思っていたといったことを理由とするもの (以下のものを含め137件)

- ・自分が,まさか選ばれるとは思ってもいませんでした。

11 その他(以下のものを含め541件)

【主な記載例】

- ・裁判は法律のプロフェッショナルが行うもので,素人が意見をいうべきではない と思うから。
- ・裁判員制度自体に疑問を持っていたため。
- ・自宅から裁判所まで遠いため。
- ・高年令のため。
- ・裁判に対して興味がなかった。

第3 問9で「5 特に考えていなかった」と回答した理由

1 自分は選ばれない,関係ないと思っていたといったことを理由とするもの (以下のものを含め891件)

【主な記載例】

- ・自分には、縁がないものと思い、生活していました。確率的には、裁判員は当た らないと思ってもいました。
- ・まさか,自分が選ばれると思わなかったので,深く考えておりませんでした。
- ・裁判員になった人が身近にいなかったので,他人事のように思っていた。
- 2 その他(以下のものを含め288件)

- ・選任されれば受ける気持ちは有りましたが,積極的にやってみたいとの考えは有りませんでした。
- ・裁判員になるかならないかは,自分が決める訳でないから(なるようにしかならないと思っていたから)。
- ・選ばれた時に考えればいいと思っていました。

問11のように回答した理由(問12)

「問11(裁判員選任後の感想)でお答えになった理由をお書きください。」

- 第1 問11で「1 非常によい経験と感じた」「2 よい経験と感じた」と回答した理由
 - 1 普段できない貴重な経験をした,やりがいがあったといったことを理由とするもの (以下のものを含め2699件)

【主な記載例】

- ・他人の人生とはいえ,これだけ真剣に複数の面識ない人々が集まって共同作業・ 審議をすることというのはめったにありません。また,社会貢献という意味から も,非常に充実感のある自分の宝になりました。
- ・一生に一度経験できるかどうかのものだと思うから。また普段の生活で裁判官と 接することもないため,彼らと接することが貴重だと感じたから。
- ・参加する前は、選ばれたことが非常に憂うつでしたが、裁判所に毎日通って行く うちに、自分の責任感が出てきて、他の裁判員や裁判官との一体感が生まれてき ました。普段民間の企業で働いている自分にとって、滅多に経験できることでは ないと思ったので本当によかったと思います。
- ・裁判を傍聴したこともなく,ニュースや新聞でしか知ることしかなかった事件に 参加し自分の意見が言えるということは,すごく貴重な体験だと感じました。
- ・法律について,犯罪について,被害者について,被告人について,そして,裁判官についてと,とても多くの人の立場に立ち,さまざまな角度から,物事を判断するという初めての経験ができたからです。
- ・結果としては,なかなか経験出来ない事,希望しても経験出来ない事を経験出来 た点。社会システム,国のシステムの中の,司法について考え・実行する機会が 与えられた点が良かった。これから,新聞やテレビでの事件報道についての見方 も,多角的になるであろう。
- 2 社会のことを考えることができたということを理由とするもの

(以下のものを含め103件)

【主な記載例】

- ・あらゆる犯罪が,けっして他人事ではなく,国民の1人として,犯罪のない社会をつくっていかなくてはという問題意識が持てた。
- ・社会生活の規律について深く考える機会となった。
- ・社会秩序の維持や個人の権利といった重要な価値をどのように社会が守ろうとしているのかについて知ることができたから。
- ・裁判に参加することだけでなく、社会全体の事を再考するよい機会であった。
- 3 勉強になった,今後の人生の参考になったということを理由とするもの (以下のものを含め2161件)

- ・実際に裁判に参加することにより,これからの人生においてプラスになることが 多いように考えています。今まで他人事のように考えていた事件に対しての自分 としての考えを持ち正しい判断が出来ることになると考えています。
- ・自分とは違う年代の人や,裁判官の人達の意見や考え方を聞いて,1つの事件で,

同じ状況で話を聞いてても、こんなにもとらえ方があるんだと勉強になった。

- ・物事を客観的に中立の立ち場で公平に判断することの大切さと重要性を改めて考える良い機会であり、今の(自分の)仕事にも有効にこの経験を活かして行くことができると思います。
- ・裁判に参加することで今までの自分の生き方考え方をふりかえるきっかけとなり, 自分の今後について考えることができた。
- ・今回のことがなければ、裁判について真剣に考えることはなかったかもしれませんし、メディアを通してでない生の裁判に触れ、参加できたことは良い勉強になりました。
- 4 裁判や裁判所のことなどがわかった,身近になったということを理由とするもの (以下のものを含め2615件)

【主な記載例】

- ・どのように判決が下っているのかを身をもって知ることができ,以前より裁判を 身近なものとして感じるようになりました。この機会がなければそう思うことは なかったと思います。
- ・めったにできる経験ではない。ニュースで事件の判決を見ていると,何でこの事件でこんなに量刑が軽いのか?!と思っていたが,量刑を考える立場になって,こうへいに(いろんな立場から)考えなければいけない事などとても大変な仕事なんだとわかったから。
- ・私にとって裁判は何か遠い存在でしたが今回の経験を通して日本の裁判制度についてある程度理解が深まりましたしその分身近に感じられるようになりました。
- ・司法に対して民意がどの程度影響しているのかを理解出来,実際に参加すること により身近に感じるようにもなりました。
- ・判決までのプロセスを知ることが出来た為。
- ・実際の裁判がどんなものであるか,どのように判決を下すのかを見ることができ, また今まで難しくて縁のないものだった司法というものを少しだけ身近に感じる ことができました。
- ・公判審理がどのように行なわれ,又,評議においてあらゆる意見を出し合い,被告人をどのような刑にするか決める過程が,良く理解出来ました。又,日本の刑法は,被告人をいかに更生させるかに重きが置かれているかが,わかりました。
- 5 被告人側の事情がわかったことを理由とするもの(以下のものを含め94件) 【主な記載例】
 - ・被告の動機や被害者の気持ちを深く理解することができました。
 - ・一方的にヒガイ者の立場でしか考えなかったというかみていなかったので今回経 験させて頂きヒコク人についての見方考え方もかわりました。
- 6 よく議論(いろいろな意見を聞くこと)ができたことを理由とするもの (以下のものを含め454件)

- ・一つの件について深く追求して話し合うという事が非常に良かったと思います。 色んな考え方とらえ方もあるという事を実感しました。
- ・裁判官の方々、他の裁判員の方や補充裁判員の方々と充分に評議でき、納得する

ことができたため。

- ・少なからず、市民の意見が裁判官に届いたと感じる。又、共感する所もあった。
- ・犯罪に関して自分の意見を述べることが出来て尊重して頂き,それを判決に反映 させて頂くこと,また納得のいく評議が出来たことに満足しています。
- 7 以前からやりたいと思っていたことを理由とするもの

(以下のものを含め10件)

【主な記載例】

- ・名簿に記載された時点から良い経験が出きれば良いと思っていた。
- ・もともと司法に興味があり、それを満たす良い機会でした。
- 8 その他(以下のものを含め1040件)

【主な記載例】

- ・国民が参加する事の意義が感じられたし,この制度によってより国民との距離が 縮まり,新しいスタンダードな形が出来ていければ良いと思う。
- ・もっとかたくるしく,大変だと思ってましたが(実際大変でしたが)裁判官の方々の分かりやすい説明や,お話しなど私達も心を開く事ができ,なるほど!と思えるお話もたくさん聞かせていただきました。
- ・これまで自分は刑事事件などとは無縁である,全く関係ないと考えてきたが,今 回の経験を経て,自分も社会の構成員の一員であることを実感した。多くの一般 市民が裁判員制度を通じてこうした自覚意識を醸成していくことは大切だと今は 考える。
- ・非常にていねいに評議されていて,とても感心しました。とても公平な進め方でとても良かったし,人間的にあたたかみを感じました。
- 第 2 問 1 1 で「 3 あまりよい経験とは感じなかった 」「 4 よい経験とは感じなかった 」 と回答した理由
 - 1 重い経験だったことなどを理由とするもの(以下のものを含め100件)

【主な記載例】

- ・今回の事件はあまり重大な事件とは言わないのかも知れないが被告のこれからの 将来に自分が関与した事は事実であり、そういう事に対しての責任は感じずには いられない。
- ・素人なので人を裁く様な知識もなく,気持的にも負担があり少しつらい思いでした。
- ・被害者・加害者それぞれの家族の方を目の前にしての裁判への参加は精神的につ らかったです。
- 2 仕方なく,義務によるためなどといったことを理由とするもの

(以下の1件)

【主な記載例】

・事件に関わる色々な人の色々な思いがうずまいてると感じました。その上で「良い経験だった」とは思いたくありません。あくまで「義務だったから参加した」ということにしたい。

3 その他(以下のものを含め160件)

【主な記載例】

- ・裁判員に課せられる責任は重大である。やはり専門家である裁判官が罪を決める べきである。
- ・義務として,最善をつくしたつもりですが,達成感や喜びを得られることもなく, あまり良い後味のものではありません。
- ・貴重な体験ですし法廷に入り緊張感というものも感じる事ができた一方,被害者 の心情や事件の深い所まで知ってしまったというのは複雑でもあります。

第3 問11で「5 特に感じることはなかった」と回答した理由

(以下のものを含め34件)

- ・被告(家族含め)と被害者双方の想いの間で,どの程度が適切なのか判断はむずかしい。あまり深く考えずに,尾を引かないように考えていた。
- ・非常に濃厚な時間を過ごしたことは理解しているが,現段階では何とも言えない。

裁判所の対応について感じたこと(問13.2)

「裁判員候補者名簿に載ってから,本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報の提供,裁判所の設備など)についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について,何か感じられたことがあれば,お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった,気を遣ってもらったなどと評価するもの

(以下のものを含め2107件)

【主な記載例】

- ・裁判員選任手続で裁判所に入ってから今日まで,裁判官の皆様,書記官の皆様が 私たちに対して「すごく気を遣っていただき」「不安を取り除こうとしている」 気持ちを感じ,非常に感謝しています。
- ・職員の方々に適切な対応をして頂いたおかげで,無理なく裁判に参加することができた。気持ちをやわらげようとしてくださったことに,大変感謝している。
- ・裁判所のイメージが,もっとかたいものだと思って気が重かったのですが,みな さん対応もよく,裁判官の方も,きさくな方達だったので意見が云いやすかった です。
- ・裁判官や裁判所の対応は勝手なイメージで事務的であったり冷たい雰囲気ではなかろうか,と思っていたのが全く逆で,裁判所職員の方の対応もとても親切で身近に感じるようになりました。
- ・不安の中で初日は,出席したが,とても親切に応対して下さったので,緊張がほ ぐれた。終始皆様方々がていねいに指導して下さるので不安がまったくなく終了 できた。
- ・みなさん,感じの良い方々ばかりで(事務方の方々も含めて)非常に良い対応だと思いました。裁判官の方々ってもっとキビシイ人達かと想像してましたが,良い意味で,期待外れで,とても有意議な数日間でした。また呼ばれる事があったら,是非とも協力したいと思います。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め144件)

【主な記載例】

- ・かえって我々に気を遣いすぎるぐらいであった。審議,評議をする上でも同等の 立場として参加できたのでそんなに気をつかわなくても良いと思います。
- ・集合時間を決めているなら、その時間、その場所に裁判所側の人が来ているのがあたり前だと思うが、5分~10分過ぎてから裁判官が「遅くなりました」の一言もなく、当然のように来るのはあまりよくない。
- ・お弁当のこととか食堂があるとか裁判所内でのことを初めのうちに,もう少し説明してもらえたらもっとよかったかも。裁判が長引いて17時を超えることも有り得ると,始めの方で教えてもらう方がよい。

第2 裁判所の設備について(以下のものを含め141件)

- ・トイレの個数が少ない。ウォシュレットありの便座があってもいいと思います。
- ・裁判所の設備について,休けい時間等に,もっと寛げる憩いの場所が有ると良い と思いました。

第3 事前送付物について(以下のものを含め121件)

【主な記載例】

- ・最初に送られてきた書面は少し威圧的に感じました。
- ・書類が若干多過ぎるように感じました。もう少し絞ってもらうか,必要な部分の みを明示していただけると助かります。
- ・服装に対する明記がなく,困りました。インターネットで調べましたが,ある程 度は決めて頂いたり,ちゃんと明記はして欲しかったです。

第4 裁判所のマスコミ対応について(以下の2件)

【主な記載例】

- ・報道関係者や関係者と接しないような対処が必要ですね。(ニアミスのようなことがあります)
- ・初日に裁判所前で新聞記者の方に取材に協力をお願いしますと,氏名,住所電話番号まで情報提供を求められて困ったので,呼出し状とともにそういう方への対応についての注意書のようなものがあると,大変助かります。
- 第5 育児介護をされている方を対象とする環境整備について (該当なし)
- 第6 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め73件)

【主な記載例】

- ・何も不満なく,過ごすことができました。ありがとうございます。
- ・裁判所の対応については特に問題は感じなかったので,このままで良いと思います。

第7 その他(以下のものを含め675件)

- ・会社を約1週間休む必要があるか,ないかが,直前まで分からずに,苦労した。 可能なら,裁判員選任後,わずかでもいいので期間を空けてから裁判をスタート して頂けると,会社の休みを取りやすいと思います。
- ・候補者になった事或いは選任された事を職場のどこまで伝えてかまわないかはも う少し事前にはっきりさせて欲しい。
- ・実際には難しいのだと思いますが選任手続に呼出す人数は事前にもう少し絞り込めないのかと思う。
- ・呼出状をもって受付をした際に本人確認をされないのに驚いた。本人確認の提示 は必要なのではないかと思う。

お気づきの点 (全般的に)(問14)

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといったもの(以下のものを含め261件)

【主な記載例】

- ・良い経験をさせて頂きました。初めは、素人が入ることによってプロだけで裁判をする方がプロの方々は評議しやすく楽だと思っていました。でも裁判員の人達が増えることで人それぞれ考え方も違い意見も多くなる事は裁判員制度の長所であると思います。最終的には意見が揃っていった事は少し驚きました。
- ・今回裁判員に選ばれ,非常にいい経験ができたと思う。やる前は,何もわからず不安も多かったが,裁判官の方や他の裁判員の方がとても親切だったので,何のストレスもなく裁判にのぞめたと思う。本当にありがとうございました。
- ・1人の人の人生に向き合い,何か決論を出すというこの4日間は,非常に精神的に辛かったけど,被告人の事をここまで考えて更生を願う気持ちを強く持てている今,良い体験となったと本当に思います。
- 2 負担が重かったなどといったもの(以下のものを含め115件)

【主な記載例】

- ・法律のことを何も知らない素人が裁判を進めるのはとても難しいと実感しました。 素人の私にはどうしても感情が最優先になってしまい私にとっては法律がとても 邪魔なものに感じてしまいました。とても悩まされた5日間でした。精神的負担 が大きいのは確かです。
- ・法律のルール,壁を強く感じた。被害者の無念,遺族の苦しみ心情にもっと理解を示しても良いのでは。何を持って公平なのか理解に苦しんだ。自宅に帰っても 涙が出る事が多く精神的に,とてもストレスを感じた。
- ・本当にこれで良かったのかと今でも頭の中でグルグルと駆けめぐってます。この 裁判員になってから法廷の中の傍聴席の人達の目が怖いと,感じて仕方ありませ ん。とても疲れました。
- 3 その他(以下のものを含め767件)

- ・専門家でない一般市民の普通の意見が本当に大きく反映されていることにおどろいた。人を裁くということへの責任の重さを感じていたが,議論をつくした上でのみんなの結論なので,気持ちも軽くなった。
- ・この裁判で私たちが参加させて頂いた日数は6日間でしたが,これまでに多くの方々が,時間をかけて調べ上げて,準備して下さっての事だと思います。世の中の犯罪が少しでもなくなり,皆様方のご苦労が少しでも少なくなるよう,自分にできる事を考え,今後,取り組んで行きたいと思います。ありがとうございました。
- ・犯罪についてあらゆる角度から見ることにより逆に犯罪防止につながるのではとも感じた。以前は裁判官は,法廷の中でのやりとりだけでこれまでの判決と比較し結果を出しているものと思っていたが,そのやりとりも結果への追求だけでな

- く,その人をそのようなことに至らせた(+)の面も考え論議し出された結果なのだということが分かった。
- ・裁判員と信頼関係をつくり,意見を引き出すのは,今までになく裁判官の方にとって大変な作業で負担が増えていると思うが,裁判員が真剣に事件と向きあい意見を述べることで,さらに,裁判の質が向上すると思う。被告人に,その思いが伝わって,更生を考えてもらえることを願っています。
- ・今後私と同じ様に候補者になった方が,ためらっていたら,難しい事も有るけれ ど参加する意義が有る事又,わかりやすく説明して頂ける事等を伝え,前向きに 参加出来る様お手伝いしたいです。

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった,感謝するなどと評価するもの(以下のものを含め476件)

【主な記載例】

- ・法廷でわかりやすくまとめた資料があったり,裁判長の説明がとてもていねいで, 非常にわかりやすかったです。裁判官の皆様がとても気遣って下さったので,評 議の時も話しやすかったです。
- ・裁判長をはじめとする裁判官の皆様が,初めて会った裁判員が話をしやすいよう 環境を作っていてくれることがとても嬉しかった。途中の評議でも,発言した裁 判員の意見をしっかり聞いてくれそれを加味してくれていたのが嬉しかった。
- ・私には務まらない事だと思っていてどのようにしてみなさんの前で意見をのべた りしたらいいのかととても不安でしたが裁判官の方の対応がとても良く不安も解 消され居心地よい環境を作って頂きました。
- ・裁判員制度をスムーズに行うために,裁判員やその候補者に対して,大変細かに 心配りして対応して下さっていること,裁判のすすめ方や用語をわかりやすく, 説明して下さっていることが強く感じられました。ありがとうございました。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め46件)

【主な記載例】

- ・裁判官の方や裁判所職員の方が,裁判員に対して,過度なお気遣いを戴いている 様に感じ,落ち着かなかった。
- ・裁判員は法に関して全くの素人なので,裁判の内容についてもう少しくわしく説明していただきたかったです。
- ・裁判官の方の「今まではこうだったから,今回もこうだ」と言われてしまうと, 裁判員は必要ないのでは?と思ってしまいます。もう少し幅のあるご意見だとあ りがたいです。

第3 制度の運用に関する意見(以下のものを含め622件)

- ・期間中,連続5日でなく少しずつ休みを入れていただいた(結果的に入れざるを得なかったのかもしれませんが・・・)のは,会社員としては,仕事を調整しやすく助かりました。連続でない方が良いかと思います。
- ・裁判の初日の日程なのですが,正式に裁判員になり,その次の日にすぐというのは,心の準備もありますし,周りの方も,仕事関係のことで混乱しておりました。

せめて,1日は,空けてほしいなと思いました。

- ・裁判員制度に対する周りの理解度は,今ひとつであると感じる。裁判員を選出する際には,希望すれば裁判所から会社へ書面で要請するなどの配りョがほしい。
- ・裁判員名簿に登録された事をもう少しやわらかい文面で送ってほしい。少し文面 が硬い。
- ・裁判員候補者からパソコンによる抽選を行う際は,候補者全員の目の前で行った 方が,より公平性を感じることが出来ると思った。
- ・裁判員になる人は,初めて経験する人がほとんどと思うので裁判が始まる前に勉 強する時間等あったほうが良い。
- ・選任後,番号で呼ばれる事に違和感があった。
- ・裁判員の本人確認は,必要ではないでしょうか。
- ・利用はしませんでしたがメンタルヘルス,電話相談窓口があり応じてくれるのは, よいと思います

第4 制度自体に対する意見

1 評価するもの(以下のものを含め111件)

【主な記載例】

- ・良い経験をさせて頂きました。初めは,素人が入ることによってプロだけで裁判をする方がプロの方々は評議しやすく楽だと思っていました。でも裁判員の人達が増えることで人それぞれ考え方も違い意見も多くなる事は裁判員制度の長所であると思います。最終的には意見が揃っていった事は少し驚きました。
- ・司法の判断と民意の判断が,常に公平に保たれ,かけ離れたり暴走することがないよう維持されるためにも,裁判員制度は必要であると思いました。ありがとうございました。
- ・裁判員制度は,裁判の実情を知ることができ,なおかつ自分自身が参加することで,一般市民の声を裁判所職員の方に伝えることができる,とても有意義な制度だと思いました。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め306件)

- ・この制度だと,裁判員が,被害者感情に,重きを置きすぎて,量刑が重くなる傾向があるように思う。量刑迄判断するには,もう少し,この制度に改善する余地が,有るように思える。
- ・裁判員裁判と今までどおりの裁判官だけの裁判とでは,被告人にとってどちらの 方が良いのか,裁判員裁判の利点がよくわからないです。
- ・結局は裁判官の意見で決まってしまう感じもいなめないので , 制度自体今いちど 考えなおす必要もあると思う。
- ・制度は始まっているとはいえ,裁判員は本当に必要されているのだろうか。わかるように資料を作成する手間や,用語の説明に時間をさく等,余計な仕事が,関係者にしわよせとなっていきているような。その分費用もかかるような。どんな効果があったと,評価できるのはどれくらい後になるんだろうか。
- ・本当の意味で一般の意見を反映させるという観点からすると高裁,最高裁でも裁判員制度があると良いのではないかと感じた。

・裁判員を選出するにあたって,性別と年令構成に偏りがない方が望ましいと思う ので,その点を考慮した選出方法を検討してもよいのではないでしょうか。

第5 報道等について(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・プライバシーには大変配慮いただいたが,裁判所入口付近でのテレビ撮影など困 惑することがあった。
- ・裁判員になられた方の感想をもっと報道してはどうか?すると世間の裁判員制度 に対する見方も変わると思う。
- ・さすがに記者会見への勇気はありません。ごめんなさい。ぶら下がりも何とかか わすことが出来ました。(時間差退場)

第6 環境整備(育児介護,休暇制度など)に関する意見(以下のものを含め45件) 【主な記載例】

- ・育児中の主婦はやはりかなり、出席しづらいが、事件によっては、主婦の意見も 反映させてほしいので、もっといろいろな人が平等に出席しやすいようにしてほ しい e x . 託児についての補助など。
- ・国の制度なのですから,会社に対して有給休暇にするなど国として責任をもって 法律として指示してほしい・・。

第7 その他(以下のものを含め794件)

- ・わがままな意見ですが,お昼のお弁当くらいは裁判所で用意して欲しいです。
- ・待機場所と法廷の場内が遠く,移動が大変です。

【補充裁判員アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお,複数の項目に該当する回答がみられた場合,該当する項目それぞれに分類している。 また,「特にない」といった回答は,分類の対象としていない。

選任手続:質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど(問2.1)

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方,受けた質問について,感じたことやお気づきの点がありましたら,ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

- 1 進行の手順
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め115件)

【主な記載例】

- ・スムーズな進め方で良かったと思いました。
- ・時間通り段取良く進行していました。
- ・スピーディーに公平に進めていただいたと思ってます。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め16件)

【主な記載例】

- ・待ち時間が少し長い感じがしました。
- ・もう少し簡素化できないか。
- ・進行のペースをもう少し速くしてもいいと思う。
- 2 説明のわかりやすさについて
- (1) わかりやすかったなどと評価するもの(以下のものを含め158件)

【主な記載例】

- ・説明も分かり易かったし、モニター表示も分かり易かったです。
- DVDはとってもわかりやすかったので、今後も流した方がよい。
- とてもわかりやすかったです。言葉(言い回し)なども難しくなく理解できました。
- (2) わかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め17件)

【主な記載例】

- ・回りくどい点もあった。ていねいすぎてかえって分かりにくい言葉もあった。
- ・言葉だけの説明だけでなく,どの書類でどこの部分なのかを画面で表示した方が わかりやすい。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め65件)

- ・とても丁寧に対応して頂き,来る前に感じていた不安が小さくなりました。
- ・職員の方々の気遣いを感じました。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め10件)

- ・皆様とても対応が良いことに驚きました。サービス業では,ないのですからここまで懇切丁寧に対応いただかなくても・・・と,正直感じました。
- ・進行係の言動に不慣れな感じを受けた。

第2 質問手続について

- 1 質問手続の方式(集団質問,個別質問等)について
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・なんとなく個別にやるのかなぁと思っていたので全員で質問を受けられたのは気 持ちが楽でした。
- ・現状のグループでの聞き取りで良かったです。個別でお願いしたい人は,今回のような個別の方法で継続して良いと思います。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め20件)

【主な記載例】

- ・個別に質問時間があったらよかったと思う。時間はかかると思うけども。
- ・集団面接だったので,何も言えずに終わった。
- ・個人の思想や職業など詳しく聞かれると予想していた為6人まとめてというのは 意外で,あれで何がわかったのか?と疑問に感じました。(理由なしに〇番NG と決める判断は容姿なのか?と思った)

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め34件)

【主な記載例】

- ・質問は最低限に抑えられていて適切であったと思います。
- ・質問内容が専門的な用語かと心配していましたがそうでなかったので安心しました。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め18件)

【主な記載例】

- ・個人で質問をされましたが,質問の仕方が分かりにくくて答えづらかったので, もっと分かりやすく質問して頂きたかったです。
- ・受けた質問は,誘導尋問的な印象がありました。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め244件)

【主な記載例】

- ・特に問題ないと思います。
- ・適切であったと思います。

第4 その他全般的な問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め80件)

- ・最終の抽選も、オープンにされた方が、より透明感が増すと思います。
- ・選ばれたらすぐ始まるのではなく数日の余裕がほしい(職場への対応のため)

第5 その他(以下のものを含め67件)

- ・もう少し色々な質問があるのかと思っていたが,意外であった。
- ・意外にも手続の進め方があっさりしていてびっくりした。

選任手続:質問手続中の待ち時間についてなど(問2-2)

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方,受けた質問について,感じたことやお気づきの点がありましたら,ご自由にお書きください。」

第1 長さについて

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め243件)

【主な記載例】

- ・あまり待たされた感じがしなかったのでよかったです。
- ・思っていたよりも短時間で終わったと思う。
- ・予め待ち時間の必要性を伝えられていたので問題無いと感じます。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め93件)

【主な記載例】

- ・裁判員の抽選までの時間がすごく長く感じられた。
- ・今回は待ち時間が数時間であり、長く感じた。選任された人はいいが選任されなかった人達は、苦痛だったと思う。もう少し選任作業について工夫があればいいと思った。
- ・緊張と沈黙で長く感じた。

第2 待ち時間の過ごし方について

- 1 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの(以下のものを含め42件) 【主な記載例】
 - ・あらかじめ待ち時間がある旨や本を持参する案内があったのがよかったです。待ち時間は本を読んでいました。また,お茶コーヒーのサービスもあってよかったです。
 - ・待機室に戻り緊張した気持ちをリラックスできました。次の行動まで 分と指示がありましたので、トイレ休憩や自分の職場連絡もできました。
 - ・今まで考えていたより,ずっと自由で今何をしていることで待っているのかをそ の度説明があり,何も不備はなかった。
- 2 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め4件)

【主な記載例】

- ・行動は制限されなかったが,時間を持て余した。
- ・待ち時間の30分くらいで,何かモニター画面で色々見れるものがあればいいと 思いました。

第3 裁判所の設備や配慮について

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め73件)

- ・飲み物,音楽,雑誌等の配慮があり,良かったです。
- ・裁判所の法廷を見学できたことはとってもよかった。

- ・タイムスケジュールを表示していただいたのは、よかったと思われます。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め36件)

【主な記載例】

- ・終了時間を知らせて欲しかった(目安でもいいから)。
- ・部屋がかなり暑く空気が悪かったため、換気していただきたかった。
- 第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

(以下のものを含め176件)

【主な記載例】

- ・適切だったと思う。
- ・最初はとまどいもありましたが,とても有効な時間であると納得しました。
- 第5 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め91件)

【主な記載例】

- ・気になることはありませんでした。
- ・特に問題はなかった。
- 第6 その他(以下のものを含め124件)

- ・静かで非常に緊張した。息がつまりそうだった。
- ・選任手続きを朝にしていただけたら,一日が有意義に過ごせる。 2 時 ~ だと一日がつぶれてしまう。
- ・適当な時間だと思う。ただ,午前中選任手続をし午後からすぐ公判には少しとま どった。

法廷での手続全般について,理解しにくかったその他の理由(問5)

「法廷での手続全般について,理解しにくかった点があるとすれば,それはなぜですか。 「 5 その他」を選択した方は,具体的にお書きください。」

第1 事件内容に起因するもの

1 事件そのものが複雑であったなどとするもの(以下のものを含め59件)

【主な記載例】

- ・被告人の犯した罪が多く,起訴件数が多かったため,話が混乱しそうになりました。
- ・被告人の統合失調症を理解するのが難しかった。
- 2 事件の背景,動機等がわからなかったなどとするもの(以下のものを含め24件) 【主な記載例】
 - ・そもそもの事件背景が複雑だった。
 - ・被告人の内面の理解が難しかった。
- 第2 調書の朗読が長かったことに起因するもの(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・文章だけの証人の話で、どの位の感情なのかわかりづらかった。
- ・検察側の供述調書の朗読が1本調子で時間も長く,中々頭に入ってこなかった。
- ・理解しにくかったというのとは少し違いますが、検察官が長時間書類を読み上げる時、あまりにも抑揚がなく単調だったので、どれだけ集中しようと努力しても、 ほとんど頭に入りませんでした。もう少しメリハリ、強弱が欲しいです。他の方 も皆そう言っていました。
- ・供述調書を読み上げられたが,メモを取っても1回だけでは理解に時間がかかった。裁判長(官)の補足説明で理解出来ましたが。

第3 証拠や証人の数に起因するもの

1 証拠や証人の数が多かったなどとするもの(以下の1件)

【主な記載例】

- ・証拠品が多く、事件とのかかわりが、つながりにくかった。
- 2 証拠や証人の数が質的・量的に少ない,足りなかったなどとするもの

(以下のものを含め55件)

【主な記載例】

- ・証拠が思いの外少なかった。
- ・被告人はじかに話を聞いているが,被害者は調書だけなので気持ちが伝わりにくいと感じた。被害者の話もじかに聞いてみたかった。
- ・被害者、被告人の言い分が異なる上、証拠が少なく判断しにくかった。

第4 証人や被告人の話に起因するもの

1 証人や被告人の話の内容がわかりにくかったなどとするもの

(以下のものを含め55件)

【主な記載例】

- ・被告人に黙秘の部分があったので判断にまよったことがあった。
- ・専門医,救急隊の説明が難しかったです。
- 2 証人や被告人の声が聞き取りにくかったなどとするもの

(以下のものを含め51件)

【主な記載例】

- ・被告人の声が小さく、聞きとりにくかった。
- ・証人の中で1人,声が小さく,最後の語尾が全く聞き取れないことがしばしばありました。マイクの調整でふせげたのではないかと思われます。
- 第5 審理時間に起因するもの(以下の2件)

【主な記載例】

- ・今回の被告人は外国人という事で通訳などの関係で時間もかなりかかったので, その点は負担でした。しかし人を裁くという面から考えても必要な事だったと思 います。
- ・日数が7日間と長かった。

第6 検察官がわかりにくかったとするもの

1 検察官の主張(冒頭陳述,論告・求刑等)がわかりにくかったなどとするもの (以下のものを含め13件)

【主な記載例】

- ・検察官のペースが早く,話し方が波がなく一定であったので大事な部分,訴えた いポイントがわかりにくかった。
- ・検察官の話が前後して内容が複雑になってしまった感がある。
- 2 検察官の立証がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め33件)

【主な記載例】

- ・検察官の質問の意図が理解しにくかった。
- ・検察官の被告人に対する質問が少なかったのでは。
- ・検察官による立証の際に,スライドショーの進行が早かった感がある。次ページ に進む前に,3秒ほど置いていただけると,なお良いと思う。
- 3 検察官の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め11件) 【主な記載例】
 - ・検察官の話す速度が非常に早かった。
 - ・検察官の声が小さかった。

第7 弁護人がわかりにくかったとするもの

1 弁護人の主張(冒頭陳述,弁論等)がわかりにくかったなどとするもの (以下のものを含め34件)

【主な記載例】

・弁護人の主張が理解しにくかった。

- ・弁護側の意見が分かりにくかった。
- 2 弁護人の立証がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め26件) 【主な記載例】
 - ・弁護人の鑑定人への質問の際に何を聞きたいのか分かり難い事が何回かありました。
 - ・弁護人が何が目的でその質問をしているのかわからない時があった。
- 3 弁護人の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め27件) 【主な記載例】
 - ・弁護人が早口で,声が小さく,又,語尾がはっきりせず聞き取りにくかった。
 - ・弁護人の声が聞き取りづらく,何を言ったのかを頭の中で整理していく内に進行 してしまう事があった。
- 第8 通訳がわかりにくかったとするもの
 - 1 通訳の内容がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め34件)【主な記載例】
 - ・通訳を通すことですぐに答えが出ないのでわかりにくかった。
 - ・通訳を通した答弁になるので,本当に正しい訳なのかという疑問が常につきまとう。
 - 2 通訳人の声が聞き取りづらかったなどとするもの(以下のものを含め10件) 【主な記載例】
 - ・通訳の人の声が少し,聞きとりづらかった。
- 第9 事務・手続に起因するもの(以下のものを含め50件)

【主な記載例】

- ・評議の後に証人に聞きたいことが出てきても,もう一度確認する場がなかった。
- ・刑事裁判の全体の流れの説明があればよかったと思う。
- ・手元資料が少なく、法廷でメモを取らないと正しい理解ができなかった。
- ・審理予定が早まり途中次は何をやるのかが分からない時があった。
- 第10 専門用語がわかりにくかったとするもの(以下のものを含め30件)

【主な記載例】

- ・裁判特有の言葉で、聞いた事はあるが詳しい意味がわからないものがあった。
- ・医学用語等の解説があると良いと思う。首をかしげる裁判員の方が多かった。
- 第11 その他(以下のものを含め174件)

- ・補充裁判員の席からでは聞き取れない部分が多かった。
- ・急に法廷に出ても何が何だかわからない状態で理解しにくい。
- ・争点のポイントを理解するのに時間がかかった。

評議の進め方についての意見(問7)

「評議の進め方(裁判官の進行,評議の時間,休憩の取り方など)について,何かお気づきの点があれば,ご自由にお書きください。」

第1 裁判官について

- 1 裁判官の進行について
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め357件)

【主な記載例】

- ・これからしようとしている話の争点やポイントを先に言ってもらえるため , 考え の方向性を決めやすく感じた。
- ・1つ1つテーマを細かく決めてから質問をしていただいたので,考えやすく,答えやすかったです。
- ・時間配分など適切で,ゆとりある評議進行であった。
- (2) 何らかの意見・提案を含むもの(以下のものを含め100件)

【主な記載例】

- ・話を進めている間に軸がズレてしまうことはもちろんいつでもあると思うのですが,今何を話をしているかすぐに分かるようにホワイトボードに書くなどすると話について行きやすかったかと思いました。
- ・裁判官の方が裁判員に意見を求めていましたが, さんどうですか?など,話 すきっかけをつくっていただけると,みなさん話しやすいのではないでしょうか。
- ・進んで発言出来る人,出来ない人などいろいろな人がいるので全員が発言しやすいような,自分の意見を言えるような雰囲気にしてほしいと思いました。
- ・裁判員の意見ばかり求められた感あり。裁判官の意見も都度都度伺いたかった。

2 一定の意見への誘導の有無

(1) 誘導があったなどとするもの(以下のものを含め4件)

【主な記載例】

- ・判決(意見)が裁判官よりになされた感じはする。裁判員の意見が判決に反映されていないというわけではないが。
- ・途中,誘導的なとこもありましたが,仕方ないことだと思いました。
- ・過去のデータを見せる前に一度投票するべきではないでしょうか。誘導に思えま した。
- ・実は最初からだいたいの量刑は決まっており,それに合わせるような形で評議が 進行し,まとまっていっているような錯覚を覚えた。
- (2) 誘導はなかったなどとするもの(以下のものを含め3件)

【主な記載例】

・考えがばらばらになりそうになるとまとめて下さり,それでいて,ご自身の意見を私たちにうつらないように,気をつかわれていたように思う。とても勉強になった。

3 話しやすさについて

(1) 話しやすかったなどとするもの(以下のものを含め124件)

- ・裁判長,裁判官の説明はわかりやすく,補充裁判員にも意見を求めて下さり,自 分の意見をしっかりお話しする事ができたと思います。
- ・全員の意見を聞いていただけたので思っていたよりも話し易かった。裁判員,補 充裁判員関係なく意見が受け入れられたので参加しやすかった。
- (2) 話しにくかったなどとするもの(以下のものを含め19件)

【主な記載例】

- ・裁判官の人の説明は理解しやすかったが,補充だったために質問のタイミングなどで不自由を感じることがあった。
- ・補充裁判員が,意見を求められる時間が,事前に分かっていると,意見を言いや すいと思いました。

4 わかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどとするもの(以下のものを含め217件)

【主な記載例】

- ・難しい専門用語も都度わかりやすく説明され,今,何について評議しているのか も,何度も確認されて,わかりやすかったです。
- ・一日一日,振り返り復習しながら進めていたのでわかりやすかった。
- (2) わかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

・裁判官の言う専門用語が分かりづらかった。

5 応対(接遇)について

適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め230件)

【主な記載例】

- ・裁判長には,時間の面,心理的な面,体力的な面等,常に気を遣って頂き,大変ありがたく感じております。
- ・裁判官の方達は色々親切にていねいに教えて下さり、気持ちがほぐれるようにしてくださったりとてもよかったです。
- ・補充裁判員に気をくばっていただき感謝しています。

第2 評議時間について

1 適切だったなどとするもの(以下のものを含め66件)

【主な記載例】

- ・かけすぎかなと思ったりしたが,時間をかけることにより,具体的な話又感想, 意見が次々でてきたりして,自分も考え,印象がかわったりしてきたので,よか ったのではないかと思う(普段の自分の仕事上で余裕がないことに気づく。)。
- ・時間的には適切であったと思う。
- 2 短かったなどとするもの(以下のものを含め18件)

- ・事案の程度にもよるが,評議にもっと時間を掛けても良いと思う。
- ・評議の時間が短く感じられました。もう少し長くした方が意見が出るのではない でしょうか。

3 長かったなどとするもの(以下のものを含め12件)

【主な記載例】

- ・評議の時間をもう少し短くして欲しかった。
- ・補充裁判員でしたので、なんとなく話しづらかった。裁判長、裁判官ともに、気づかって意見を聞いていただけたので、よかった。思ったよりも、評議に時間が 長かったが、人の人生にかかわることなので、仕方がないのだと思った。

第3 休憩時間について

1 適切だったなどとするもの(以下のものを含め286件)

【主な記載例】

- 適度に休憩があったので,集中して評議に臨むことができた。
- ・常に私達のペースに合わせてくれて休憩時間もあい間にしっかりと入れてくれ, 疲れなかったです。
- 2 休憩時間の長さに関する意見(以下のものを含め28件)

【主な記載例】

- ・負担にならない為かもしれませんが,休憩の回数,時間が多かった。
- ・休憩時間が少なかったと思う。
- ・午後になると多少疲れがでてきたので,休憩時間がもう少しあっても良いのでは ないかと感じました。

第4 評議・休憩の時間配分等についての意見(以下のものを含め15件)

【主な記載例】

- 1時間に10分程度の休憩が欲しかった。
- ・もう少し休憩を少なくし,評議時間を多くするか,全工程を短縮するかした方が スピーディー。
- ・夕方に近づくにつれて集中力がつづかなくなるので,こまめに休けいがあるといいと思います。

第5 その他(以下のものを含め454件)

- ・補充裁判員という立場でしたが,評議の中で意見を述べる機会を与えていただいたので,自分もこの裁判に参加しているという実感がもて,疎外感を感じることは,全くありませんでした。
- ・自由に発言できないことは少々ストレスを感じます。裁判長はいつでもとおっしゃって下さいましたがやはり控えの立場ではとまどいます。
- ・裁判員に対して非常に気をつかっていただいている気がします。あまり気をつか う必要はないと思います。
- ・個人情報保護の観点から,番号で呼ばれることに,若干抵抗があります。もし可能であれば姓をあきらかにしてもいいのではと思う。姓名をだすことにより,発言への責任を負うことにもなると思う。

問8のように回答した理由(問9)

「問8(補充裁判員選任前の気持ち)でお答えになった理由をお書きください。」

- 第1 問8で「1 積極的にやってみたいと思っていた」、「2 やってみたいと思っていた」と回答した理由
 - 1 貴重な経験である,関心があったなどとするもの(以下のものを含め728件) 【主な記載例】
 - ・裁判所をはじめ刑事裁判は自分とは縁遠いものと考えていたので裁判員制度が始まったときに,裁判はどのようなものかを体験してみたいと思っていました。
 - ・裁判所の仕事の一端を知る良い機会である。又,一般市民の感覚を伝えられる良い機会と考えた。(裁判官も一般市民ですが)
 - ・自身の感覚がどのように反映されるか,手順を知りたかった。
 - ・普通の生活をしていれば経験することが出来ない大変貴重な経験が出来るチャン スだったから。
 - 2 国民の義務だからなどとするもの(以下のものを含め16件)

【主な記載例】

- ・国民の義務であり、一度経験も必要だと思いました。
- ・国民の義務と思っていました。
- 3 その他(以下のものを含め199件)

【主な記載例】

- ・法に対して知識を持っていない私が参加し,どのように考えることができるのか, また法に対する考え方の変化が現れればと思った。
- ・社会に貢献できる事をしたいと考えていたから。
- ・犯罪が減少するために、ほんの少しでも役にたてればと思ったから。
- 第2 問8で「3 あまりやりたくないと思っていた」,「4 やりたくないと思っていた」と回答した理由
 - 1 責任が重い,他人の人生を決めることへの負担などの精神的負担を理由とするもの (以下のものを含め330件)

- ・自分の発言により,人の人生に影響を与えるのは,責任を感じる。
- ・法律についての知識がない自分が,犯罪をさばいたり,人の命・人生を左右する 判断をくだすことに抵抗があったから。
- ・明確な結論を出さないといけないプレッシャーとそのことへの責任の重さを感じていたから。
- ・一般人の視点を取り入れるという理由くらいでは死刑を宣告しなければならない かもしれないプレッシャーを引き受ける気にならない。
- 2 専門知識の不足に基づく負担を理由とするもの(以下のものを含め118件) 【主な記載例】
 - ・法律についての知識がない自分が、犯罪をさばいたり、人の命・人生を左右する

判断をくだすことに抵抗があったから。

- ・専門的な知識もなく選ばれてしまい,他の裁判員の方々に迷惑がかかるのではと 思いました。
- 3 意見表明の困難さを理由とするもの(以下のものを含め46件)

【主な記載例】

- ・法律のことなど何も分からずにいる自分に正しい意見が述べられるのか不安に思ったから。
- ・緊張するタイプで知らない人と接するのが苦手なので,意見等言えるか不安であった。
- 4 生命・身体の安全に対する不安を理由とするもの(以下のものを含め20件) 【主な記載例】
 - ・被告人に服役後何かされたらどうしようと思っていたから。
 - ・被告人及び関係者から逆恨みや仕返しが有るかもしれないので怖いからです。
- 5 社会生活上(育児介護,仕事など)の支障を理由とするもの

(以下のものを含め231件)

【主な記載例】

- ・誰でも選ばれる事ではないので人生経験としてはやってみたい気持ちはあるが, 仕事の都合や育児の都合がうまく調整できるか不安。
- ・仕事が忙しいので、時間をとるのが難しいためです。
- ・仕事を休んで職場に迷惑をかけるから。
- ・病人の介護,孫の世話等日常生活になっている自分の役割を他の人にかわっても らって,裁判所へ来なければならなかった為。
- ・小学校低学年の子供にカギを持たせ,家の留守番をさせることが心配。
- 6 守秘義務の負担を理由とするもの(以下のものを含め3件)

【主な記載例】

- ・守秘義務に対してストレスを感じそうな気がしていました。
- 7 恐怖感,犯罪に関わり合いたくないという気持ちを理由とするもの

(以下のものを含め134件)

【主な記載例】

- ・事件の内容によっては衝撃的な証拠等を見たり聞いたりするかも知れないから。
- ・犯罪に関わることはできれば避けたいと思っていました。
- ・感情移入しやすいので,事件に深く関わりたくなかった。
- 8 その他の不安 ((漠然と)自信がないことを理由とするもの

(以下のものを含め375件)

- ・自分が裁判員としてしっかり務められる自信がなかったから。
- ・どのような事件を扱うかわからない為の不安。

- ・「事件」という物にかかわった事がなく,この先もかかわらずに生きていきたい と思っていましたので,「事件」に触れる事が不安でした。
- 9 面倒くさい,時間が拘束されることを理由とするもの

(以下のものを含め107件)

【主な記載例】

- ・面倒だという気持ちが強かったため。
- ・日常生活の中で余りにも非日常的なことだったので一日の大半を拘束されることにためらいがあった。
- 10 自分は選ばれない,関係ないと思っていたといったことを理由とするもの (以下のものを含め22件)

【主な記載例】

- ・今まで裁判などにあまり関心がなく,別世界のことのように感じていたため。
- ・裁判について学習していない自分として,人を裁くということは,生涯ないと思っていました。刑法を知らなかったので重さがわからない。
- 11 その他(以下のものを含め182件)

【主な記載例】

- ・司法は有資格者がやるべきだと思っています。
- ・裁判員制度を行う意図が充分に理解できなかった。
- ・始まったばかりの制度で実際どんな感じなのかがわからなかったので。
- ・交通が不べんで,時間がかかる。

第3 問8で「5 特に考えていなかった」と回答した理由

1 自分は選ばれない,関係ないと思っていたといったことを理由とするもの (以下のものを含め235件)

【主な記載例】

- ・まさか自分が選ばれるとは思っていなかった上,裁判員制度について詳しく知る 機会がなかった為。
- ・裁判員裁判は,2年が経過し,一般に知れわたるようにはなっているが,身近には,選任されたという話を聞いたことがなかった為。
- 2 その他(以下のものを含め99件)

- ・選ばれればやるだけの事だと思っていました。特に気負う事も , しりごみする事 もありませんでした。
- ・まさか自分が選ばれるとは思っていなかった上,裁判員制度について詳しく知る 機会がなかった為。

問10で「よい経験」と回答した理由(問11.1)

「問10(補充裁判員選任後の感想)で「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」とお答えになった理由をお書きください。」

1 普段できない貴重な経験をした,やりがいがあったといったことを理由とするもの (以下のものを含め854件)

【主な記載例】

- ・このような機会がなければ,裁判所の法廷でどのようなことが行われ,どのよう な評議が行われているか知ることができなかった。
- ・正式な裁判員の方と同じように法廷に出て,評議の様子も見ることができ1つの事件をいろいろな角度からじっくり考えるチャンスを与えられたことはよかったと思います。
- ・他人の人生についてこんなに真剣に考えたことがなかったので,貴重な経験をさせていただいたと思ってます。
- ・日常の生活においては,まず経験することはないだろうし,しかも,裁判の当事者としてではなく,裁判全体を客観的に見る機会は,得られるものではないから。
- 2 社会のことを考えることができたということを理由とするもの

(以下のものを含め47件)

【主な記載例】

- ・日々の暮らしの中で起きた事件に自分も裁判の過程に参加できた事で,より社会 に対しての責任をもっと持たなければと痛感できたからです。
- ・"家族"単位で物事を考えていたので"社会"の事を考えるようになった。(客観的にとらえていたので)
- 3 勉強になった,今後の人生の参考になったということを理由とするもの (以下のものを含め585件)

【主な記載例】

- ・自分の知らない世界を体験する事によって,見聞が広まり物事の考え方に柔軟さ, 多方面からの見方が以前より少しはできるようになったのではないかと思う。
- ・実際の裁判の進め方,考え方など今まで知らなかった事がわかり勉強になりました。
- ・生き方やこれからの人間関係を築いていく参考になったこと。ひとつの行為でも, こちらが思ってもいなかったような理由や原因があってうまれていることなど。
- ・1人の人間について深く考え,さらに自分の事も深く考えられるようになりました。
- 4 裁判や裁判所のことなどがわかった,身近になったということを理由とするもの (以下のものを含め979件)

- ・裁判員制度によって,検察と弁護人が,より解りやすい,証拠の提出方法や主張を工夫していることが,実際に理解できたこと,また,裁判官の判断の仕方やプロセスを直に聞くことができたこと。
- ・裁判の進め方,量刑の基準など,日常では目を向けない部分の見識が広がった。

また,裁判官の方の思考の基準が公平である事を実感し,安心感が増した。

- ・裁判所が以前より身近になった。裁判官の御苦労が身にしみより近い存在として 考えられる様になった。裁判官と一般の我々との考え方が融合された結論が出る 裁判員制度の目的が少し理解出来た気がする。
- ・普段はあまり関心をもっていなかった各事件の判決等も,自分自身が量刑の評議に参加することで,今までとは違った視点で考えるようになった。法律についてもより身近なものだと思うようになり,法律,裁判等について勉強してみたいと思った。
- ・すごく丁寧に起訴状に書かれた事を審理するのが良くわかりました。刑事裁判公 判の流れが良くわかりました。
- 5 被告人側の事情がわかったことを理由とするもの(以下のものを含め35件) 【主な記載例】
 - ・一時的だが,これまで経験なかった被告人の人生,被害者の気持等を考える経験が出来た。
 - ・「事件」には様々な背景や,被告人の生い立ち家族も関わっていて,悲しみや苦 しみがある事を知った。
- 6 よく議論(いろいろな意見を聞くこと)ができたことを理由とするもの (以下のものを含め190件)

【主な記載例】

- ・年齢,職業,環境などの違う,普段は話さないような方々と意見を言い合えた。
- ・様々な世代の方と話し合うことで,色々な考え方を知ることができたため。
- ・補充とはいえど意見が言える,反映される,裁判官の話が直接聞けたことはすごくいい経験であった。話し合いが素晴らしかった。
- 7 以前からやりたいと思っていたことを理由とするもの(以下のものを含め14件)【主な記載例】
 - ・話には聞いていたが自身が選ばれ是非やってみたいと思った。
 - ・この制度が続くなら実際に経験し,知っておきたいと思ったから。
- 8 その他(以下のものを含め419件)

- ・社会の一員としての役目を果たせた実感が持てました。いろいろな価値感や意見 を伺い,違った視点から物事をとらえることの大切さを感じました。
- ・はじめてが補充員であったのは,とてもありがたかった。補充員だからといって 軽く考えたりはもちろん無かったが,落ち着いた気持ちで考えられたし,自分の 全く知らない考えない事を皆と一緒に考えられてよい経験ができた。
- ・初めは,内容が全く分からず不安でしたが,少しでも経験できたことによって, もし今後,周囲に同じような不安を持っている人がいた時,それを和らげること ができると思ったから。
- ・国民の義務としての大切さを改めて考える機会になったのでよい経験だったと思 います。

問10で「よい経験」と感じなかった理由(その他の理由)(問11.2)

「(問10で「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」「5 特に感じることはなかった」と回答した方に)その理由について「4 そ の他」と回答した場合,具体的にお書きください。」

- 第1 「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」と回答した理由(その他の理由)
 - 1 補充裁判員だから、自由に発言できないことなどを理由とするもの (以下のものを含め16件)

【主な記載例】

- ・補充員という立場上,発言はしにくかったですし,すべての審理に同席し同じ様に悩み,考えたあげくに最後には参加できないという事に非常にストレスを感じました。こんな事なら正裁判員の方がよかったです。
- ・どの程度,どのタイミングで発言してよいのかとまどいました。(裁判員でもないので)
- ・補充されなかった時の補充の必要性がわからない。
- 2 重い経験だったことなどを理由とするもの(以下のものを含め12件)

【主な記載例】

- ・補充裁判員なので,量刑を決めるのには参加しませんでしたが,被告や被害者の 人生に大きく関わる事をするのだから,責任が重く,つらいと感じています。
- ・今回はあまりにもむずかしい事件で、後々、気持的に引きずりそうなので。
- 3 その他(以下のものを含め24件)

【主な記載例】

- ・他人の人生を左右することへのおそれを感じたから。
- 自分が参加した事がどれだけお役に立てられたのか,あまり実感出来なかった。
- ・司法に対する意識は高まったが法廷での手続き全般に腑に落ちるところがないまま刑の重さだけを決めることに納得がいかなかった。
- 第2 「5 特に感じることはなかった」と回答した理由(その他の理由) (以下のものを含め6件)

- ・義務だと思っていますのでどちらに選ばれても,良かったです。
- ・関心があまりない。

裁判所の対応について感じたこと(問12.2)

「裁判員候補者名簿に載ってから,本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報の提供,裁判所の設備など)についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について,何か感じられたことがあれば,お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった,気を遣ってもらったなどと評価するもの

(以下のものを含め617件)

【主な記載例】

- ・裁判所(裁判官)の,裁判員に対する扱いがものすごく丁寧なのには,驚きました。国民にこの制度を理解してもらおうとされているんだなと感じました。
- ・裁判員への対応について,模索しながらよりよい方法を考えてくださっているのだと感じました。朝,笑顔で迎えてくださり,帰りもねぎらいの声かけをいただき,疲れが和らぎました。
- ・裁判員に対する心づかいもとてもきめ細く,設備や資料も裁判員用に考えられて 良かったです。
- ・全般的に負担とならないよう参加者へ気をつかってくださっているのが感じられ た。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め45件)

【主な記載例】

- ・適切であったが,補充もふくめ,裁判員に対する配慮が過剰であると感じる場面 もあった。(感謝状など)
- ・専門用語は極力使わないように説明されるのがいいと思う。
- 第2 裁判所の設備について(以下のものを含め34件)

【主な記載例】

- ・外気温を考慮して,室内の空調を実施すべきです。節電の大切さは分かりますが, 法廷や評議室は,別扱いにすべきではないでしょうか。
- ・法廷に入るところには,車いす専用リフトもあったので,障害がある方も,安心 して裁判員をつとめることができるようバリアフリーが施されている点に感心し ました。
- 第3 事前送付物について(以下のものを含め33件)

- ・選任手続日当日の,選任されてからの具体的なスケジュール(拘束時間)がわからなかったので選任された場合の午後の予定を事前の送付書類に明記しておいてもらえると良いと思いました。
- ・返信書類があることをもっと目立つ様にして欲しい。
- 第4 裁判所のマスコミ対応について(該当なし)
- 第5 育児介護をされている方を対象とする環境整備について(該当なし)

第6 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め23件)

【主な記載例】

- ・特に不自由等は感じませんでした。
- ・大変満足しています。

第7 その他(以下のものを含め172件)

- ・プライバシーの保護についてもっと配慮して欲しい。裁判員と関係者が接触可能 な状況はなるべく避けるよう工夫など。
- ・裁判員制度は開けた制度で良いと思うが裁判官を含め全体に負担が大きいと思った。
- ・多少セキュリティーに関して,緩いと思った。裁判員の安全性の確保が不十分と 思う。

お気づきの点 (全般的に)(問13)

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといったもの(以下のものを含め80件)

【主な記載例】

- ・裁判員制度に関して,批判的な意見も多く聞いていましたが,実際に自分が参加してみて,裁判が身近なものに感じられ,又裁判所の取り組みがとても素晴らしく,非常によい経験をさせて頂きました。
- ・補充裁判員に選ばれて,裁判の流れ,法律のことなど,ふだんでは経験できない ことができたので,非常によかった。今後も選ばれれば積極的にやってみたい。
- ・興味はあるにしろ,裁判員候補名簿にのらなければ知ることのできない知識や経験をあたえて下さり感謝します。それによって,自分がどうしていくか,どうなりたいのか,よりよい大人になれるよう頑張りたいと思います。
- 2 負担が重かったなどといったもの(以下のものを含め36件)

【主な記載例】

- ・人の量刑を決める,人生を変えることへの不安は思った以上に大きく心の負担に なりました。
- ・補充としての立場なので,評議などどのていど意見を言っていいものかも分からず,言いたい事が言えずストレスを少し感じた。
- 3 その他(以下のものを含め289件)

【主な記載例】

- ・きっとこういうことに参加しないと司法に興味を持つ人は少ないのではないかと思います。ニュースで報道されているものとはやはり違うところがありました。体験した人しか分からないことが多いと思うので,もっとこういう機会に参加できる人が多くできればいいと思うし,体験した人はもっと発信していくべきだと思いました。
- ・今回を通じて裁判が身近に感じられました。
- ・公判が終わる解放感と同時に,出された結果が,被告人,被害者にとって,又, 社会的に納得いくものであるのか,他に答えはなかったのか,という思いが残り ます。

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった,感謝するなどと評価するもの(以下のものを含め168件)

- ・裁判官の方々が本当に親切・丁寧で,全く嫌な思いをすることがありませんでした。裁判官の方々には大変感謝しております。
- ・裁判員制度を実効性あるものとして運用できるように裁判官をはじめ職員の皆様が, きめ細やかにお気づかいされていることに敬意を表します。そのような点でも学ぶことが多かったです。
- ・裁判所の職員の方々には親切に対応していただいたと感じています。裁判官の

方々に対しても同様に感じています。評議中においてもゴウインな所はなく非常に良くしていただき、感謝しています。

2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め41件)

【主な記載例】

- ・裁判員と同じように扱っていただきましたが,実際評議で意見を出してよかったのか等不安な面もありました。補充裁判員は,裁判員と同じようにやっていいこと,遠慮した方がいいことなど最初に具体的に教えて下さると,安心してのぞめると思います。
- ・裁判官が,気をつかいすぎて裁判に支障が出ないか,負担が増えすぎではないかと思う。

第3 制度の運用に関する意見(以下のものを含め205件)

【主な記載例】

- ・裁判員の選任手続きに招集されている候補者の人数が多いように感じた。
- ・私はあまり気にならなかったのですが、補充裁判員は別テーブルで評議という事を気にする方がいるのではないかと感じました(差別感等)。裁判員とは権利が違う事は分かっているので、それを十分に説明した上で、同じテーブルで評議したほうがいいのではないかと感じました。
- ・選任手続が、抽せん方法が公開ではないので不信が残る。
- ・裁判員になるか,ならないか,当日にならないとわからないので,なった後の仕事の調整が難しかった。裁判員になってから,裁判がはじまるまで,少なくとも1日くらいは空けて欲しいと思います。
- ・職種によっては,とても忙しい月があると思いますので参加できる月の希望もある程度聞いて頂けたらいいなと思います。

第4 制度自体に対する意見

1 評価するもの(以下のものを含め24件)

【主な記載例】

- ・裁判員制度は,意味のある制度であると感じた。今後も続くとは思いますが, 「市民の感覚」と「法の番人」の役割の分担は,しっかりと,維持し続けてほし いと思います。
- ・裁判に参加することになるとは想像していませんでした。民主主義はお金と手間がかかるとは思います。が、このよう制度は持続して頂きたいと考えています。 専門家にすべて丸投げした結果は必ずしも良いとは思いません。皆で責任を持っていくことが大切ですネ。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め115件)

- ・「開かれた司法」として,良い制度と感じました。担し,費用対効果をどのように見て行くかが今後の大きな課題と感じる。いずれにしても大きな経費が掛かっているようには見える。ムダ!! と言われないよう頑張ってほしい。
- ・補充裁判員は本当に必要なのかと疑問に思いました。"補充"という立場で無く,

最初から8人にすれば良いのでは?(手当面等の待遇が同じで有れば,かかる費用も同じで有り,発言権が無いのに居づらいです。)

- ・本制度の社会的役割・意義について定期的に再確認を行ない,より良く発展させる具体的方法(含む発展的解消)について,議論を継続すべきと感じた。
- ・素人をまとめて,方向を出していくのに,かなりの労力と忍耐を使われているのではないかと思い,かえって適切な判断がさまたげられるのではないかと心配します。

第5 報道等について(該当なし)

第6 環境整備(育児介護,休暇制度など)に関する意見(以下のものを含め17件) 【主な記載例】

- ・託児施設が裁判所内,もしくは,もっと近くにあると,もっと長期間の裁判であっても参加しやすいと思います。
- ・辞退出来るかどうかの基準をもっと明確にしてほしい。裁判員をつとめるための 環境整備(職場,家庭(保育園・介護施設など))が必要,そうしないと公平に ならないと思う。

第7 その他(以下のものを含め288件)

- ・裁判所に来る時の服装なども明確にしるしてくれると,ありがたかった。
- ・こんなにフリーパスで評議部屋に出入りできて大丈夫なのでしょうか。受付くら い通って出入りすると思っていたので,驚きました。
- ・裁判員用の駐車場があれば良かった。
- ・評議室と法廷の空調を整備していただきたい。

【裁判員候補者アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお,複数の項目に該当する回答がみられた場合,該当する項目それぞれに分類している。 また,「特にない」といった回答は,分類の対象としていない。

選任手続:質問手続中の手続の進め方,受けた質問についてなど(問2.1)

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方,受けた質問について,感じたことやお気づきの点がありましたら,ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

- 1 進行の手順
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め633件)

【主な記載例】

- ・その都度,予定時間の説明があったのでよかったと思います。
- ・思っていたより進行が早く,不満に思う事はありませんでした。
- ・無駄がなく手続が進められているように感じた。スケジュールにとらわれず,時間があれば少し早めに説明を始めるところも良かった。
- ・現在の進行,次に何を行うかモニターに映っているので丁寧だと思いました。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め143件)

【主な記載例】

- ・同じ事の確認が多くて,時間がかかっていると思いました。もう少し効率化を図っていただきたい。
- ・全体的にきちっとされているのですが,少しペースがゆっくりすぎる気がします。 もう少し早くに進めてもらってもよいかなと感じました。
- ・プライバシーに配慮して, ていねいに進めているのはわかりますがもっと簡略化してもよいのでは, と思う。同じ内容のくりかえしが念入りすぎ。

2 説明のわかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどと評価するもの(以下のものを含め1407件)

【主な記載例】

- ・説明が簡潔でとても分かり易く無駄がないと感じました。
- ・DVDを使用しわかりやすい説明でした。又,説明者もわかりやすいはっきりとした口調でよかった。
- ・裁判長より,裁判員必要数より数倍の呼出人員が必要なための理由等説明があったので,納得しました。
- ・緊張して来たが,係の方のご案内や解説が分かりやすく,リラックスしてお話を聞く事ができた。安心しました。
- (2) わかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め101件)

【主な記載例】

・一部,聞き取りにくい部分がありました。話し方に工夫や事前の練習が必要ではないかと思います。

・進行役の方は候補者の意識や興味をひき付けるような話し方ができると良いと思います。 はます。 棒読みでは聞いている方も疲れます。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め593件)

【主な記載例】

- ・ていねいにご案内等して頂きありがとうございました。とても好印象がもてました。 た。
- ・とても配慮が行き届いていたと感じました。
- ・もっと厳格な雰囲気かと緊張しておりましたが,裁判長の方が終始にこやかで安堵して,質問にお答えすることが出来ました。ありがとうございました。
- ・皆さん丁寧かつ親切で素晴らしいと思います。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め65件)

【主な記載例】

- ・丁寧に説明しようという意図はわかるが,同じ事をおっしゃられていて,ややく どく感じた。
- ・進行係がぎこちない。皆様のきんちょうをやわらげる感じで接してほしいと思う。
- 4 その他(以下のものを含め40件)

【主な記載例】

- ・裁判官,検察官,弁護人の方が部屋の前方に整列すると多少圧迫になるかもしれ ません。座った方が良いのではないかと感じました。
- ・個人情報を守るために番号をつけているが,質問票の回答時や,印鑑を押す際など,後ろの席から見えてしまう可能性がある。
- ・あまりにも事務的すぎて,少し息がつまりそうになる。こちらはとても緊張しているので,この雰囲気でさらに・・・という気分。

第2 質問手続について

- 1 質問手続の方式(集団質問,個別質問等)について
- (1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め49件)

【主な記載例】

- ・全員質問でまとめて短時間で進めて頂いたのが良かったです。
- ・質問を受ける際にあらかじめグループで受けるか,個人で受けるかを選択できる のはとても良かったと思います。
- ・個人の質問の希望の有無で時間が省略できるのは良いと思う。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め168件)

- ・全員質問の際に,『個別質問したい方はいませんか?』という裁判長の質問がありましたが,全員の前では挙手しづらいと思います。マニュアルに沿った質問なら別に良いのですが,そうでなければ不必要と思います。
- ・一括質問だと,手を挙げにくい人もいるのではないかと感じました。個別を全員 にやった方が,話し易いのではないのでしょうか?
- ・部屋の広さ等の関係もあるが,もう少し,リラックスして話せる雰囲気がよいの

ではないでしょうか。個人的には被告席と同じようなイメージを持ちました。配 置も考えた方がよいのではと思います。

・個人質問と集団質問とがくっきり区別されているので個人質問を希望しにくかっ た。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め146件)

【主な記載例】

- ・予想以上に単純シンプルな質問でしたが,このやり方がむしろ資質を問われてる というより公平さを感じて良かったかと思います。
- ・必要最少限の質問で,ポイントをはずさない方法で,その言葉づかいも本当に安 心出来るすばらしいものでした。
- ・わかりやすい質問で,何度も念を押されていたので,気持ちがきちんと固まりました。
- (2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め87件)

【主な記載例】

- ・裁判官からの質問が,質問票と同様であったことには少し拍子抜けした。念押しの質問であればやらない方が良いと思ってしまう。
- ・当日用質問票ですが,私達が人の人生を左右させる立場にいるのですから,もう少し,事件について,どう考えているのかなど,質問されていてもいいのではないでしょうか。
- ・質問内容が形式的だと感じた。健康状態や裁判員裁判参加への意思 (やりたいかどうか)も聞いたら良いのでは?

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め1028件)

【主な記載例】

- ・特に問題ないと思います。
- ・適切であったと思う。

第4 その他全般的な問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め180件)

【主な記載例】

- ・選任手続日と裁判日の間が近接しすぎている。本日選任されてから,来週1週間の日程を調整することは無理がありすぎる。少なくとも2週間程度は空けるべきと思う。
- ・本人確認は口頭のみで,免許証など提示する必要がなかったが,これで本人確認 は十分なのかと思った。
- ・選任される人数に対し、候補者の数が多すぎるのでは?
- ・質問用紙に記入の際,席の間隔が近いため他人の回答が見えてしまう。もう少し 配慮すべきと感じた。

第5 その他(以下のものを含め277件)

【主な記載例】

・法廷の見学はよかった。

- ・最終の選任はパソコンによるクジ・・・という説明でしたが,候補者の目前でお こなうわけではなかったことが,ちょっと気が抜けました。
- ・期間と時間を知って裁判は軽く考えてはいけないと思いました。認識の甘さを思い知らされました。
- ・裁判所はもっとむずかしい手続が必要と思っていたが予想外だった。

選任手続:質問手続中の待ち時間についてなど(問2.2)

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方,受けた質問について,感じたことやお気づきの点がありましたら,ご自由にお書きください。」

第1 長さについて

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め866件)

【主な記載例】

- ・個人的には時間をつぶすことに対して苦痛は感じないので気になりませんでした。 また,重要な手続なので,多少の待ち時間は仕方ないと思います。急いで色々と 決められるよりはよっぽどいいです。
- ・候補者の人数が多いので、時間がかかるのは仕方がない。
- ・時間に充分なよゆうがあって、よかったと思います。
- ・特に長いと感じることなく手際のよさを感じた。
- ・この程度のことは当然だと存じます。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め650件)

【主な記載例】

- ・これも,長すぎる。事前説明方法を更に工夫し,選任手続き全体を半分にはできるはず。
- ・待ち時間は短い方が,いいのはあたり前です。何度もその時間を伸ばすのは,気 分を悪くする。余裕をもって進めるべきです。
- ・少し長い感がある。今回の程度の質問であればグループの人数を増やしても待ち 時間を短かくして頂きたい。
- ・全く仕方のない事と承知しているものの,最近特に多忙な状態の職場に申し訳ない思いをしながらギリギリまで仕事をして退勤して参りましたので,長い待ち時間はとてももったいなく感じます。

第2 待ち時間の過ごし方について

1 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの

(以下のものを含め257件)

【主な記載例】

- ・事前に待ち時間がある旨の連絡をいただいており,個別に時間を潰すものを持ってこれた。空き時間を有効に使うことができた。
- ・待ち合い室もきれいで中の温度も快適,飲み物も用意されておりリラックスして 待っていられた。時間が気にならなかった。
- ・空き時間を利用して,実際の法廷の見学が出来るのは,良い事だと思います。
- 2 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

(以下のものを含め71件)

【主な記載例】

・ただVTRを観せながら座って待たせるだけでは時間の無駄である。裁判所の職員の方々とのフリーディスカッションや,実際の法廷見学等,裁判所や裁判員制度への理解を深めることに活用したらいかがでしょうか?

・たいくつだったのですが,本や雑誌を読んでいいのかわからずえんりょしてしまいました。「ご自由におすごしください」等案内あれば。

第3 裁判所の設備や配慮について

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め668件)

【主な記載例】

- ・懇切丁寧で予想以上に良い印象でした。もっと事務的かと思っていたので,裁判員制度のイメージが変わり受け入れやすくなりました。細かい点もよく考えてくれているなと部屋の様子から感じました。
- ・雑誌や給茶等気配りがありがたかったです。
- ・法廷見学等,良い体験をさせていただきありがとうございました。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め305件)

【主な記載例】

- ・机と机の間隔が少しせまいように感じたので,もう少し,間隔(前後の)を空けた方がよい。
- ・エアコンが効いておらず,寒くてお腹が痛くなった。もっと温度を上げてほしかった。
- ・ソファーなどでリラックス出来る場所があればよいと思う。
- ・どの位待てば良いのか,等のタイムスケジュールを明確にして頂ければもう少し リラックスした状態で待機できると思う。
- ・待ち時間を過ごすための本や雑誌を持参する様,案内してほしい。

第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

(以下のものを含め771件)

【主な記載例】

- ・ゆとりがもててよかったです。
- ・ゆったりと落ち着いてすごすことが出来ました。
- ・特にたいくつする事なく過ごせました。

第5 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め398件)

【主な記載例】

- ・特に不都合な事はありませんでした。
- ・特別,不満に思う事は,ありませんでした。

第6 その他(以下のものを含め476件)

- ・心が落ち着きませんでした。裁判員に実際になった時にはと考え始めたら , 家に いた時に比べ不安が増しました。
- ・裁判員6人と補充の2人,コンピューターで抽選されましたが,どんな仕組みで 選定するのか知りたく思いました。
- ・候補者同士もう少し話をしてもよかったかも。
- ・緊張したまま何もすることなく、ただすわっているのは少しつかれました。

裁判員に選ばれなかった感想(問4.1)

「裁判員に選ばれなかったことについて,現在どう感じていますか。「5 その他」を 選択した方は,具体的にお書きください。」

第1 積極的な参加意向がみられるもの

1 「やってみたかった」などとするもの(以下のものを含め280件)

【主な記載例】

- ・候補者に選ばれたのであれば、やってみたいと思っていた。
- ・今回は都合上辞退せざるを得ませんでしたが,次回は参加したいです。
- ・来るまでは不安でしたが、選任されたとしたらやってみたかったです。
- ・最初は絶対にやりたくないと思っていたけれど,現在はやってみても良かったか なと思いました。
- 2 「残念だ」などとするもの(以下のものを含め179件)

【主な記載例】

- ・候補者に選ばれることは貴重な体験だったように思う。なので,選ばれなかった ことを少し残念に思った。
- ・説明やDVDを見ていて,選任された場合は責任をもって従事しようと思ったので,選ばれなかった時は残念に思いました。
- ・仕事の都合上自分から辞退を申し出るのは、残念です。
- 3 「仕方ない」などとするもの(以下のものを含め34件)

【主な記載例】

- ・辞退を申し出て受理されたので仕方がないと思います。
- ・仕事の休みを取り,気持ちも整えてきたので残念には思うが仕方がないと思う。

第2 消極的な参加意向がみられるもの

- 1 「有り難い」、「良かった(安堵)」などとするもの(以下のものを含め208件) 【主な記載例】
 - ・裁判員になる事を積極的に望んではいなかったのでホッとしている。
 - ・当初からの事情変更による辞退申出に対し,ご配慮いただき感謝しています。今後,呼出しがあった場合には,ご協力したいと思います。
 - ・裁判内容を実際に聞き,自分がもし関わることになったらと思うと大きな不安を 覚えたので選に外れ正直,安堵しました。
- 2 「重圧に感じていた」などとするもの(以下のものを含め72件)

【主な記載例】

- ・この制度はいいことと思いますが,自分が裁判に参加し判決に関わることは重荷 だ。
- ・万一,選任されていた場合,一生,裁判のことを引きずってしまうと感じた。

第3 その他

1 「複雑な心境である」などとするもの(以下のものを含め142件)

【主な記載例】

- ・仕事に支障があるからやりたくない気持ちと,仕事の都合がつけば,経験として, やってみたかったという気持ちもありました。
- ・長期間だったので内心はホッとしているが実際の裁判に立ち会いたい気持ちもあ る。
- ・どちらの結果にしろ受け入れる準備をしているので,どちらが良かったのかは正 直わからない。
- 2 「候補者が多すぎる」などとするもの(以下のものを含め54件)

【主な記載例】

- ・候補者として選ばれる人の数が多いのではないですか?最終6人でよいのであれば,候補者は(今日の)半数ぐらいでもいいように思います。
- ・日程をやりくりして出席しているので参加するつもりでいました。やむをえない とは思いますが候補者がもう少し少ない方がよいかと思います。
- 3 その他(以下のものを含め468件)

- ・日程が分かった時点で有休を取っている為ある意味,無駄になった。会社への報告,どうしたものか?
- ・自分のまわりにはやってみたいと思っている人がいる。ランダムな選出でなく, 立候補制とか,やってみたいと思っている人に機会が与えられる方法が必要と思 われる。
- ・この体験をぜひ今後の生活の中で参考として生かし,また何かの機会があれば勉強させていただこうと思います。
- ・今回の事件の内容が特に,自分が冷静に判断できるかどうか不安だったので安心 の反面,他の裁判員の方は頑張って頂きたい気持ちです。
- ・裁判員になるということはとても大変な事だと思う。人生をかえてしまうぐらい。 このような制度なので仕方ないとは思うけど専門の人が行った方が良いと思う。 重荷になる場合がある。

裁判員に選任されず「不満である」と答えた理由(問4.2)

「(問4·1 (裁判員に選ばれなかった感想)で「不満である」と答えた方に)その理由 をお書きください。」

第1 「選ばれたかったから」などとするもの(以下のものを含め129件)

【主な記載例】

- ・法律を運用して,人が人をどう裁いていくのか,実際に,体験してみたかったから。
- ・人生で一度は経験したいと考えていたから。
- ・候補者に選ばれた以上,かかわってみたかったです。
- 第2 「わざわざ日程をあけておいたから」などとするもの

(以下のものを含め106件)

【主な記載例】

- ・自営で一人で店をやっていて予約制です。三日間休みにしたのでいまさら仕事は 急に入りません。
- ・裁判員候補に選ばれた時点で4日間予定(仕事)を調整しています。急に予定を 入れる訳もいかず困ってしまいます。もう少し早く裁判員決定はできないのでしょうか。
- ・3日間,仕事の都合をつけてもらったのに,選ばれなかったのは残念である。選任手続きに来ることで,ほとんどの人は裁判員になったつもりで来ていると思う。
- ・旅行のスケジュールをキャンセルしたりしたのでちょっと残念でした。
- 第3 「(結果的に)時間の無駄になってしまったから」などとするもの

(以下のものを含め24件)

【主な記載例】

- ・2日間がむだになってしまうので大変こまる。
- ・呼び出し=選出にするべきである。なぜなら,日本中で多くの時間が無駄に費やされてしまう大きな損失と思います。
- ・土日をはさみ,4日間の空白を作る事と選ばれなかった事により突然フリーとなる事で仕事の予定が混乱する。
- 第4 「選任方法・手順に問題があると思われるから」などとするもの

(以下のものを含め76件)

【主な記載例】

- ・1週間の裁判に参加することを前提に仕事の引き継ぎを行って参加している。抽選を2週間程度前に行うなど工夫は出来ないのか?
- ・裁判員希望者を優先的に選ぶべきだ。
- ・くじの方法をもっと具体的に。
- 第5 「日当等が割に合わないから」などとするもの(以下のものを含め13件)

- ・仕事を断ってきたので、その分の日当は出来れば欲しい。
- ・何日間かの仕事を休んできたのに,午前中の1日だけで終わってしまったので,

何日間か分のお金がもらえないのは、どうかと思います。

第6 「候補者が多すぎる」などとするもの(以下のものを含め55件)

【主な記載例】

- ・半日とはいえ,働く人間にとっては貴重な時間であるので,50人の候補者というのは集めすぎではないか。10人くらいでいいのではないかと思いました。
- ・人数が多すぎると思います。皆,選ばれる可能性を考えて日程を調整していると思うので,せめて1/2で選ばれるくらいの人数がいいのでは?
- ・仕事の調整をして来ているので,こんなに多くの人の中から選ばれるとは思って なかった。選ばれない可能性の方が高い事をあらかじめ知らせてほしい。

第7 その他(以下のものを含め122件)

- ・裁判員をやってみたいと思っていましたが,スケジュールに無理がある。サラリーマンが10日以上休みをもらえるのは非常に困難。この制度を変えなければ暇な人しか来れなくなる。高齢者,主婦等で時間を作れる人だけなら公平な裁判は出来ないと思います。
- ・素人が裁判に参加するのはいかがかと思われます。専門の者が裁判を行うべきと 思われます。
- ・一般人に対して,重大な事件の裁判を判決まで決めるのは荷が重いと思います。 選ばれるのではなく,「自分がやりたい」と思う方の選任がよいのではと思いま す。重大事件でなく,軽徴な事件等を参加するとかがよいかと思います。
- ・何度も呼ばれ、同じような緊張や日程調整があるくらいなら選ばれた方がよい。
- ・選任の為ある程度の人数が必要であれば通知時点で詳細説明・確認も可能と思う。 人一人を拘束する事の重みをもっと考慮すべき。

裁判所の対応について感じたこと(問5.2)

「裁判員候補者名簿に載ってから,本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報の提供,裁判所の設備など)についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について,何か感じられたことがあれば,お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった,気を遣ってもらったなどと評価するもの

(以下のものを含め1600件)

【主な記載例】

- ・好印象でした。きっと,皆さんが裁判員制度を良いものにしていこうとお考えなのがにじみ出たのであろうと理解しました。来る途中は渋々でしたが,それでは悲しいと考えなおしております。
- ・気づかい,ホスピタリティある対応をしていただけた。よけいな緊張をせずにすんだ感があり,ありがたかった。言葉づかいなどからも,非常にリスペクトをもっていただいていると感じた。
- ・事前にTELにて質問をしたが,応待は親切,丁ねい。不安をやわらげるものであった。制度を理解してもらおうとする気持ちが感じられた。
- ・裁判所は,とても近寄りがたく,堅くてえらそうにしている所かと思っていたが, とてもわかりやすい説明で,イメージが変わりました。これを機に子どもや家族 と裁判所に興味を持ってみようと思った。
- ・スケジュールの説明,時間が延びた時(告知の時間)には,すぐ説明し,次の対応時間の説明をするなど,待機していても不安にならないような配慮がされている。また映像や音楽を流し,少しでも緊張をやわらげる配慮がされている。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め209件)

【主な記載例】

- ・候補者に対してていねいすぎる。国民の義務だと思いここに来ているのにお客様 のようなヘリ下ったあつかいは不要だと思う。
- ・できれば直前に,もう一度お知らせがあればいいと思います。呼出状がきてから 少々間があるので。
- ・やはり時間短縮が必要と考えます。それぞれ仕事等休み出席しているわけですが, 職場においても効率の良い方法を常に考え行動しているわけですから。

第2 裁判所の設備について(以下のものを含め53件)

【主な記載例】

- ・暖房が入っていますが,待ち時間は扉が開放されているため,足元が凄く冷えた。 体調を崩す可能性が高いので改善頂きたい。
- ・専用の喫煙室などがあると良い。

第3 事前送付物について(以下のものを含め383件)

【主な記載例】

・候補者名簿に載るという通知の際,封筒のサイズが大きく郵便受けからはみ出していた。特に賃貸物件は奥行きのないポストが多いのでサイズをもう少し小さくされた方がよいのではないでしょうか。近隣の住人にわかってしまいますし,抜

きとられかねないと思います。

- ・選定の書類を送りっぱなしだけでなく,再度日程が近づいた時に,再確認の連絡, 何らかの書面郵送があってもよいのでは。
- ・書類の記載の中に,本日の終了時間や裁判員になった場合の裁判にかかる時間がありませんでした。終了時間によっては,仕事を休まず,遅い時間のシフトで入ることも出来たかもしれないので,所要時間の記載をお願いします。
- ・送られたDVDや冊子はほとんど見なかった。減らしても良いと思う。

第4 裁判所のマスコミ対応について(以下のものを含め2件)

【主な記載例】

- ・裁判所にはいる時、マスコミ関係者がいてはいりにくかった。
- 第5 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め68件)

【主な記載例】

- ・特段の疑問不満はありません。
- ・現状で良いと思います。

第6 その他(以下のものを含め706件)

- ・呼出票を提出する際,免許証等による本人確認がありませんでした。なりすまし の危険がないと言い切れませんが,これは,やむを得ないことなのでしょうか。
- ・選任手続及び決定と審理の間が即日というのは,あまりにも短かすぎると感じております。ご事情又,決定事項とあるかとは思いますがご検討いただきたいです。 会社員にとって不確定要素のある勤務調整は,困難です。参加の意志がある故, 意見させていただきました。
- ・最終的にクジになるのは良いのですが、見えない所でパソコンのクジというのは どうかと思う。わざわざ皆、都合をつけて集まって来ているのだし、目に見える クジを皆の前でしてくれた方が納得しやすいのでは?と思いました。
- ・候補者数が多いと思います。くじで決めるのであれば,最初からもっと絞り込んでいいのでは。かかる費用の観点からも。
- ・出頭の案内が後日,別の案件で送られて来ました。事由の説明は入っており,内容は理解出来ましたが,続けて案内が届くのは,精神的に少し負担を感じました。

お気づきの点(全般的に)(問6)

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといったもの(以下のものを含め100件)

【主な記載例】

- ・ここに来るまでは不安・緊張で日々気がかりでしたが,初めて経験させていただいたこと,裁判長の方のとてもあたたかい人柄にふれて,いい経験をさせていただいたと今では思っています。
- ・普段,あまり深くかかわりを持たない裁判所。社会人として,改めて,法についての意識を高めることができた。いい機会をもらったと思っています。
- ・法廷見学させていただき,裁判員の席にすわらせていただき,貴重な体験ができました。ありがとうございます。
- 2 負担が重かったなどといったもの(以下のものを含め119件)

【主な記載例】

- ・裁判を身近にという趣旨であるならば裁判の内容をもう少し考えてほしい。生, 死に関する内容は,精神的にとても重く,事件内容を知らない時にも,とても負担だった。
- ・裁判自体が特別なものに感じられたので,裁判員候補者となってからは,ただ不 安なだけでした。もっと身近に感じられるようになればと思います。
- ・どのような内容の裁判なのか分らず不安だった。事前に調べる方法があるのか分 らなかった。あるとすれば知りたかった。
- 3 その他(以下のものを含め408件)

【主な記載例】

- ・裁判を身近な問題として考えるよい機会になった。次回は是非 , 裁判員を務めて みたい。
- ・裁判員選任の当日まで制度に参加する事がとても不安でした。特に,司法の知識も無いのにと思っていましたが,今までの人生の経験の中から考えられる事が, 役に立つのであればと,思うようになりました。候補者に選ばれた事(たとえコンピューターのくじでも)を良かったと思う。
- ・裁判に参加する可能性があることに大変緊張し身がひき締まる思いがしました。 意義のあることかもしれませんね。
- ・この通知が届いた時,驚き,そして緊張しましたが説明会で同室の方々を見て本 当に一般市民が裁判に参加するということを実感しました。
- ・たとえ裁判員に選ばれなくても,今まで自分が感じていた司法,特に裁判所のほんの一部でも触れたことにより(なじみのない裁判所に来たこと)だけでもイメージが大きく変わったのは収穫だったと思う。

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった,感謝するなどと評価するもの(以下のものを含め261件)【主な記載例】

- ・普段,まったく縁のない裁判所に来るにあたって,緊張していたので,裁判所職員の方々が優しく案内して下さったり,裁判長の方が,優しく説明して下さったので,緊張がほぐれました。
- ・制度そのものを理解してもらおうとして質問に親切に答えてくれたことに大変好 感が持てました。
- ・裁判長のごあいさつが暖かみがあり良かったです。
- ・分からない事,不備があり,当日電話で質問をさせて頂きました。対応がとても 親切で素晴らしい,今まで裁判所は恐い所だと思っておりましたが,安心感があ ると思いました。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め115件)

【主な記載例】

- ・説明が丁寧すぎるため,ややまわりくどい印象をうけてしまいました。もう少し ソフトな語り口であれば,こちらも肩の力を抜いて説明を聞くことができたかな と思います。
- ・補充も含め裁判員8人を選ぶために,約30人もの多くの人間が裁判所に来所する理由についての,裁判長の説明がよく分からなかった。
- ・裁判員の内容については説明があったが補充裁判員の内容については説明がなかったので補充裁判員は何をするのか説明してほしかった。
- 3 その他(以下のものを含め47件)

【主な記載例】

- ・質問等がしやすい環境がほしいと思った。
- ・スタッフの方が少々大勢に感じました。最少限に節約お願いします。

第3 制度の運用に関する意見

1 適切だったなどと評価するもの(以下のものを含め18件)

【主な記載例】

- ・裁判所で,裁判に自分が関わるかもしれないと考えると,とても緊張しますが, 候補者リストに載ったというお知らせと共にDVDが配布されたことでイメージ がつき,緊張が少しほぐれました。
- ・送付された「よりくわしくお知りになりたい方へ~裁判員制度ナビゲーション~」はわかりやすかった。裁判がどのように行われるか,また裁判員がどのように選出されるかがよくわかり,イメージできた。
- 2 問題点の指摘や提案を含むもの
- (1) 出席を求められる候補者の人数が多すぎるとする意見

(以下のものを含め207件)

- ・書面で辞退の確認を済ませたのに当日30名程も集める必要性が感じられません。 責任感をもって集まるのですからせめて半分でも良いかと思われます。
- ・候補者の人数について裁判長から説明は受けたが,6~8名選出に際して29名の候補者を呼び出すことは,やはり現実的ではないと思う。選任手続から裁判ま

で4日間殆どの候補者がスケジュールを空けており,それが裁判毎にあるのならば,候補者自身の他,そこを取り巻く利害関係者の生活に影響を与えるものではないか。

- ・選任手続に来る(予定)候補者の人数を事前に知らせてほしい。裁判員に選ばれる可能性が高いと思い,この間,仕事上で,相当苦労したが,当日の候補者の多さにがっかりした。
- (2) 日程調整に関する意見(以下のものを含め407件)

【主な記載例】

- ・裁判員に選ばれてから,実際の立会いまでの期間を設けるべきでは?と感じる。 仕事の都合上,休暇となるか否かが当日でないと確定しないのは非効率と考えま す。後の方の為にもご一考下さい。
- ・裁判員をやってみたいと思っても,ほぼ1ヶ月間の日程上,仕事を持つ人にとっては参加が困難である事もあるので,もう少し短期での日程が望ましいと思います。
- ・仕事の日程を調整するのに多少苦労しました。仕事内容によっては,辞退の件を もう少し考慮してほしいと思いました。
- (3) その他(以下のものを含め796件)

【主な記載例】

- ・候補者本人を確認する,免許証とか身分を証明するものを提示する必要があるのではないか。呼出状だけでは,他人が来ても判断出来ないと思います。
- ・調査票の提出が遅れ大変ご迷惑をおかけしましたが,一定期間経過した段階で, 未提出者へ通知をいただけると,より良いのではないかと感じました。
- ・選任手続についての書類で(呼出状)という文書に違和感を感じた。別な言葉を 使用した方が良いと思う。
- ・裁判員を選ぶくじ引きは、きちんと目にみえるところで行ってほしかった。
- ・裁判員候補者からどれ位の確率で選出されるのか、事前に知っておきたかった。
- ・裁判所が作成されるパンフレットは,もう少し視覚的に理解しやすい方が,見て分かり易い様に感じました。法律がベースとなっている為でしょうが,読み難さも感じました。
- ・平成22年の候補者と思っていたが平成23年の裁判の要員になったので不満。
- ・仕事の都合上,休みを取るのが困難だったので,通知はなるべく早くほしいです。
- ・郵便物の確認ができなかった時がありましたので,質問内容を返信するまでの時間が,もう少しあるとありがたいです。

第4 制度自体に対する意見

1 評価するもの(以下のものを含め27件)

- ・たくさんの人を集めて運用することそのものが大変かと思いますが,ぜひ頑張ってください。候補者になってから,品行方正であろうとする自分がいました。裁判員制度のかくれた効果だと思っています。
- ・このような制度は継続したほうがいいと思う。なかなか裁判所にくる機会はなく, いい経験。犯罪の抑止にもなっていると思う。

2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め458件)

【主な記載例】

- ・一般の方から選ばれた裁判員の物理的・精神的負担はやはり大きいと思います。 この制度が,本当に司法や犯罪への意識を高めることになるのか,数年毎にきちんと検証,再検討していただきたいと思います。
- ・控訴されたら,すべて無駄になるのでは,この制度にかかる費用や時間,すべてもったいない事をすると思います。
- ・守秘義務の定義,範囲があいまいで,「何を」「誰まで」話していいのかが判別し難い。守秘義務について,結局,守る内容等は各裁判員候補者の判断に委ねられており,もっと具体的にどういうケースまで可で,どういうケースは不可なのかを,説明して欲しい。(インターネットの公開は不可で,家族は可,と記載ある程度。その間の,範囲が広すぎて,対応に苦慮しました。)
- ・裁判員は抽選で決まったようですが希望者から選ぶ事は出来ないのでしょうか。
- ・裁判員制度は,本当に良いのでしょうか?素人が人を裁くのはおかしいのでは? プロにまかせれば良いと思います。
- ・死刑の可能性がある事件などに関しては裁判員裁判にかけるべきではないと思う。

第5 報道等について(以下のものを含め10件)

【主な記載例】

- ・裁判員に選ばれてもいいと思っていたが,裁判所入口で報道の方から事件のこと を聞いて少し動揺してしまいました。
- ・駐車場で,朝,新聞社の方に声をかけられ,とまどいました。私は何も答えませんでしたが・・・。
- ・裁判所に入る時,カメラが多数あって嫌でした。
- ・裁判所の正面入口で新聞記者の方から,"裁判員の方ですか?"と急に声をかけられてびっくりしました。思わず"ちがいます"と返答してしまったのですが・・・・・。
- ・マスコミの人がいるのは少しイヤだった。
- ・裁判所の中に入る時に,テレビ局の方がいて入る時に入りにくかった。
- ・裁判所へ入った時に,記者の方(女性)に選ばれたらインタビューさせて欲しい と言われました。あまり良い気分ではなかったです。
- ・裁判所前に報道関係の記者の方がおりましたがいつも待機しているのでしょうか。声を掛けられてびっくりしました。
- ・入口を別にして欲しい。TVの方など質問されて困った。

第6 環境整備(育児介護,休暇制度など)に関する意見(以下のものを含め69件) 【主な記載例】

- ・育児,介護等をしている人は参加したくてもなかなかできない現状であるので, 保育園代を別にもうけることや指定の園などがあったらいいのではないでしょう か・・・。
- ・未就学児の子供がいる母親が,裁判員に選ばれた場合,特別に預けてもらえる施設があると良い。又は,一時保育料は,裁判所が負担すべきだと思う。預ける身内が近くにいるとは限らないし,辞退者が減ると思う。

- ・実際,仕事に従事している者にとっては,裁判員制度に参加することの難しさを 感じる。もっと,企業に働きかけて理解を得るべき。
- ・裁判員制度について勤務先に理解してもらえるよう,勤務先向けの書面も同封してもらえると助かります。
- ・職場で休みがとりづらかった。又休みのとりかたも休日に出勤したかわりの代休で本日出頭しているので損した気分になりました。国民の義務かもしれないですが,世間にはまだまだ他人事の話なので公休で休みがとれたり休みをとりやすい環境をつくっていくのが国としての義務だと思います。

第7 その他(以下のものを含め916件)

- 季節により大変だと思うが、服装などのガイドラインがあると良いと思った。
- ・日当が安い,人を裁く役割なのに,アルバイトでもかせげる程度の日当は割に合わない。
- ・最後に頂いた,感謝状は,不要ではないかと・・・紙や経費削減できるかと思い ます。
- ・裁判所までの地図がわかりづらく迷いました。もっとわかりやすい地図,案内が 必要です。
- ・最近,裁判員制度について,皆さんの関心がなくなった様な気がします。(反対に浸透してきたのかもしれません)ポスター等,広告等があってもいいかなと思いました。
- ・裁判員候補者でも車で来所したい。優先的に駐車場が利用できればありがたいと思う。(今日はこの件が心配だったので,家族の者に送ってもらいました。)